資料編

練馬区震災復興マニュアル 資料編目次

【全編共通】	
資料第000-1	震災復興に関する所管課等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
【第1編第1章	総則】
資料第011-1	地域協働復興訓練の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
【第1編第2章	復興体制の整備】
資料第012- 1	
資料第012-2	
資料第012-3	
資料第012-4	
資料第012-5	5 【参考】中越地震における被害認定の状況・・・・・・・・・ 18
資料第012-6	6 【参考】り災証明発行のための被害調査事例(神戸市、小千谷市、長岡市)・・19
資料第012-7	7 被害認定調査の種類およびり災証明書発行の流れ・・・・・・・・・・・・・20
資料第012-8	3 社会公共施設等の被害状況把握(公共建築物被災度調査)の流れ・・・・・・21
資料第012-9	
資料第012-10	
資料第012-11	
資料第012-12	
資料第012-13	
資料第012-14	
資料第012-15	
資料第012-16	
資料第012-17	7 震災復興基本方針策定のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
資料第012-18	3 震災復興方針(案) … 31
資料第012-19	9 震災復興基本計画の骨格となる項目・・・・・・・・・・・34
資料第012-20	
資料第012-21	
資料第012-22	
資料第012-23	
資料第012-24	事前用地調整方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
資料第012-25	
資料第012-26	
資料第012-27	
資料第012-28	8 各被災地における広報活動の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
資料第012-29	
	(平成12年鳥取県西部地震:米子市)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
資料第012-30) 震災時の相談体制と相談内容

資料第012-31	災害復興まちづくり支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
資料第012-32	被災者相談シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
【第2編第1章 者	都市の復興】	
資料第021-1	· · · · · · · · · · · · ·	53
資料第021-2	都市復興基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第021-3		
資料第021 3 資料第021-4		
資料第021-5		
資料第021 6		
資料第021 7	建築基準法第85条第1項に基づく仮設建築物に対する制限の緩和の実施・・・・・・	
資料第021- 8	家屋被害状況調査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第021- 8 資料第021- 9		
資料第021-10		
資料第021-10 資料第021-11	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第021-11 資料第021-12	家屋判定基準例に基づく参考事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第021-12 資料第021-13		
資料第021-13 資料第021-14		
資料第021-14 資料第021-15		70
資料第021-16 資料第021-16	時限的市街地のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第021-10 資料第021-17	時限的市街地における都・区の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第021-17 資料第021-18		
資料第021-18 資料第021-19		
資料第021-19 資料第021-20		93
資料第021-20 資料第021-21	区市町村都市復興基本計画(骨子案)の構成案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
資料第021-22		
資料第021-23		
資料第021-24		
資料第021-25 資料第021-26		
資料第021-27		
資料第021-28		
資料第021-29		
資料第021-30		
資料第021-31		
資料第021-32	復興事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
【第2編第2章 均	也域協働復興】	
	- 70mm-1200-2 復興準備会の立上げ方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
	復興まちづくり協議会(地域復興組織)の規約案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	東京都が想定する合意形成プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

貸料第022-4	地域復興協議会の事例(尼崎市築地地区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
資料第022-5	復興まちづくり協議会(地域復興組織)の認定要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
資料第022-6	練馬区震災復興の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
資料第022-7	練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
資料第022-8	時限的市街地<地域協働型>設置・運営の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
資料第022-9	建設可能用地の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
資料第022-10	仮設住宅のタイプ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第022-11	応急仮設住宅の規定、入居案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第022-12	阪神・淡路大震災での仮設住宅への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
資料第022-13	復興まちづくり広報の事例(神戸市真野地区のニュース)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第022-14	みどりのまちづくりセンターの専門家派遣支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第022-15	東京都によるまちづくり専門家の配分調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第022-16	復興まちづくり計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第022-17	【参考】神戸市真野地区の復興まちづくり活動例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
【第2編第3章 住	宅の復興】	
資料第023-1	住宅の被害状況の把握 詳細手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
資料第023-2	住宅の復興に向けた関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
資料第023-3	仮設住宅必要量概算シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
資料第023-4	被災度区分判定の実施にあたって留意すべき点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
資料第023-5	【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-6	応急危険度判定業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
資料第023-7	応急危険度判定・被災度区分判定の考え方	
資料第023-8	住宅の応急修理の手続および流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
資料第023-9	【参考】応急修理手続の簡素化(平成16年 新潟県中越地震:新潟県)・・・・・・	160
資料第023-10	【参考】東京都の住宅復興計画のフレーム案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-11	応急仮設住宅等供給方針(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-12	応急的な住宅の確保にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-13	【参考】応急的な住宅供給の概要(文京区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-14	【参考】応急仮設住宅建設可能用地調査票(発災後調査用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-15	【参考】公的住宅等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-16	応急仮設住宅等入居者選定基準(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-17	入居者募集の公表案文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-18	東京都の入居者名簿フォーマット案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-19	【参考】兵庫県「仮設住宅入居実態調査」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-20	被災者のための各種支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料第023-21	被災者のための各種支援事業(東日本大震災)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
【第3編第1章 く		
資料第031-1	災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	177
資料第031-2	【参考】災害援護資金の貸付手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178

貸料第031-3	【参考】生活に必要な資金の貸付(生活福祉資金の貸付)・・・・・・・・179
資料第031-4	災害弔慰金、災害障害見舞金の概要・・・・・・・・・・・ 180
資料第031-5	【参考】練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例(関連部分抜粋)・・・・・ 181
資料第031-6	【参考】災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続・・・・・・・・・・・ 183
資料第031-7	被災者生活再建支援制度
資料第031-8	【参考】被災者生活再建支援金支給事務の手続
資料第031-9	義援金品の配分(地域防災計画より抜粋)・・・・・・・・・・・186
資料第031-10	【参考】租税等の徴収猶予および減免等(地域防災計画より抜粋)・・・・・・188
資料第031-11	学用品給与の対象、方法、限度額等について・・・・・・・・・・ 189
資料第031-12	【参考】阪神・淡路大震災における文化財の復旧支援制度(神戸市)・・・・・ 190
【第3編第2章 産	業の復興】
資料第032-1	現地調査に関する実施方針・・・・・・・191
資料第032-2	被害・復旧状況分析班の編成等・・・・・・・192
資料第032-3	事業所被害状況調査票(現地調査) 調査用フォーマット(例)・・・・・・ 193
資料第032-4	事業所被害・復旧状況分析表 分析用フォーマット (例) ・・・・・・・・ 194
資料第032-5	【参考】神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度
資料第032-6	【参考】中小企業高度化資金の特例措置(神戸市)・・・・・・・・・・・・196
資料第032-7	賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート(案)・・・・・・197
資料第032-8	災害復旧・復興時の事業再開等関連施策(中小企業対策、農林水産対策) … 198
資料第032-9	雇用維持の要請文書 (案) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
資料第032-10	災害復旧・復興時の事業再開等関連施策(雇用就業対策) 206

資料第 000-1 震災復興に関する所管課等一覧

<国>

	所	管		電話番号	ファクシミリ
内閣府政策統括官	(防災担当)	付参事官	(事業推進担当)	03-3593-2847	03-3581-8933

<都庁各局>

局 名	担当部署	電話	ファクシミリ	委員会・部会等事務局 (平常時)
総務局	総合防災部防災管理課 復興企画担当	直通 5388-2587 内線 25-172	外線 5388-1270 内線 65-270	東京都震災復興検討委員 会・幹事会 総括部会
都市整備局	市街地整備部 企画課復興企画担当	直通 5320-5124 内線 31-257~8	外線 5388-1355 内線 65-355	東京都震災復興検討委員 会・幹事会 都市復興部会
HI TI III MINTS	住宅政策推進部住宅政 策課企画係	直通 5320-4938 内線 30-318	外線 5388-1481 内線 65-481	住宅復興部会
政策企画局	総務部総務課庶務担当	直通 5388-2112 内線 21-111	外線 5388-1213 内線 65-213	
青少年· 治安対策本部	総合対策部総務課	直通 5388-2263 内線 21-714	外線 5388-1217 内線 65-217	
総務局	総務部総務課庶務係	直通 5388-2313 内線 24-118	外線 5388-1253 内線 65-253	
財務局	経理部総務課庶務係	直通 5388-2611 内線 26-123	外線 5388-1275 内線 65-275	
主税局	総務部総務課庶務係	直通 5388-2921 内線 28-112	外線 5388-1302 内線 65-302	
生活文化局	総務部総務課庶務担当	直通 5388-3118 内線 29-014	外線 5388-1325 内線 65-325	
オリンピック・パラ リンピック準備局	総務部総務課	直通 5388-2158 内線 38-193	外線 5388-1224 内線 65-224	
都市整備局	総務部総務課庶務係	直通 5388-3206 内線 30-113	外線 5388-1350 内線 65-350	
環境局	総務部総務課庶務係	直通 5388-3416 内線 42-113	外線 5388-1377 内線 65-377	
福祉保健局	総務部総務課	直通 5320-4021 内線 32-111	外線 5388-1400 内線 65-400	福祉保健復興部会
病院経営本部	経営企画部総務課	直通 5320-5809 内線 50-114	外線 5388-1435 内線 65-435	
産業労働局	総務部企画計理課	直通 5320-4602 内線 36-311~ 312	外線 5388-1460 内線 65-460	産業復興部会
建設局	総務部企画計理課 企画係	直通 5320-5193 内線 40-033	外線 5388-1525 内線 65-525	
港湾局	総務部企画計理課	直通 5320-5514 内線 43-014	外線 5388-1575 内線 65-575	

全編共通

<都庁各局 (続き) >

局 名	担 当 部 署	電話	ファクシミリ	委員会・部会等事務局 (平常時)
会計管理局	総務課	直通 5320-5911 内線 45-112	外線 5388-1625 内線 65-625	
交通局	総務部安全対策推進課 安全管理係	直通 5320-6064 内線 46-215	外線 5388-1650 内線 65-650	
水道局	総務部総務課	直通 5320-6313 内線 48-124	外線 5388-1675 内線 65-675	
下水道局	総務部総務課	直通 5320-6506 内線 51-031~2	外線 5388-1700 内線 65-700	
教育庁	総務部総務課	直通 5320-6718 内線 53-117	外線 5388-1725 内線 65-725	
議会局	管理部総務課	直通 5320-7111 内線 56-123	外線 5388-1776 内線 65-776	
東京消防庁	防災部震災対策課	代表 3212-2111 (内線 3945)	外線 3213-1478	

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 182)

<九都県市>

都県市名	震災復興担当所管	電話番号	ファクシミリ	組織アドレス
	危機管理防災部危機	048-830-8281	048-830-8129	a3115-07@pref.saitama.lg.jp
埼玉県	管理課			
- 地上宗	危機管理防災部消防	048-830-8181	048-830-8159	a3165-55@pref.saitama.lg.jp
	防災課			
	防災危機管理部防災			
千葉県	政策課	043-223-3404	043-222-5208	bousai10@mz.pref.chiba.lg.jp
1 2/02/1	原発事故対応・復旧		010 110 010	Soundary Prof. officer, 19. 3b
	復興班			
神奈川県	安全防災局安全防災	045-210-3425	045-210-8829	fm0311.ied@pref.kanagawa.jp
ا صد ملك	部災害対策課			
横浜市	政策局政策部政策課	045-671-3911	045-663-4613	ss-seisaku@city.yokohama.jp
11114-1-	総務局危機管理室			
川崎市	震災・臨海部対策担	044-200-2478	044-200-3972	16kiki@city.kawasaki.jp
	当 wxx=4.865===	040 045 5151	0.40, 0.45, 5507	1.1.1
千葉市	総務局危機管理課	043-245-5151	043-245-5597	kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp
	総務局防災対策課	043-245-5113	043-245-5552	bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp
さいたま	総務局危機管理部防	048-829-1126	048-829-1978	bosaika@city.saitama.lg.jp
市	災課			
	企画財政局企画部企	042-769-8203	042-757-5727	kikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
+n +# r= +-	画政策課※1	0.40 7.60 00.47	0.40 754 0.400	toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
相模原市	都市建設局まちづく	042-769-8247	042-754-8490	toshike ikakagei ty. sagaminara. kanagawa. jp
	り計画部都市計画課 ※2			
東京都	総務局総合防災部防 災管理課	03-5388-2587	03-5388-1270	S0000040@section.metro.tokyo.jp
	火目垤硃			

^{※1} 復興本部の設置・運営に関すること、復興計画の策定に関することについては企画政策課が担当 ※2 被災状況調査、復興本部での活動に関すること、復興整備事業の調整に関することについては都市計 画課が担当

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 185)

<近隣市区>

市区名	震災復興担当所管	電話番号	ファクシミリ	組織アドレス
曲自己	総務部防災危機管理 課	4566-2574	3981-5018	-
豊島区	都市整備部都市計画 課	4566-2633	3980-5135	_
板橋区	危機管理室防災危機 管理課	3579-2154	3963-0150	-
中野区	都市基盤部都市計画 分野	3228-8840	3228-5668	tosikeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp
	都市基盤部防災分野	3228-8933	3228-5658	bosai@city.tokyo-nakano.lg.jp
	危機管理室防災課	5307-0703	3312-9402	-
杉並区	都市整備部都市計画 課	3312-2111	5307-0689	-
	防災安全部防災課	0422-60-1821	0422-51-9184	_
武蔵野市	総合政策部企画調整 課	0422-60-1801	0422-51-5638	-
	都市整備部まちづく り推進課	0422-60-1873	0422-51-9250	-
西東京市	危機管理室	042-438-4010	042-438-2820	kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp

(出典:各区市ホームページ)

資料第 011-1 地域協働復興訓練の事例

1 貫井地区(平成15年度)

① 訓練の概要

第1回 まち点検を行って被害をイメージする

第1回目は、貫井地区が地震に対してどのような危険や長所を 持っているかを自分たちの目で見て認識し、復興が必要となる 被害イメージを持ってもらうことを目的に実施しました。

訓練では、12 班に分かれて地区内の担当区域を歩き、 「危険なところ」「良いところ」を点検し、写真や地図を用いて 班ごとにまとめました。それをもとに、地区全体の「災害要因図」 を作成し、発表会を行いました。



▲まち歩きの様子

第2回 避難生活から復興を考える

第2回目では、被災後1~2週間の期間を中心に、住まいや 生活をどう確保するかを考え、本格的な再建・復興にどう備える べきかをイメージしました。

訓練では、被害形態の似た設定のグループごとで討議し、 仮の被災者になりきって(ロールプレイ)住まいや生活をどう確保 するかの意見を出し合ってから、それぞれのグループでどのような 問題点と解決方法があるかを話し合いました。



▲ロールプレイ

第3回 理想の仮設のまち・いえ・みせを考える

第3回目は、地区全体で仮設の住宅をどう配置し、どうしたら 快適に過ごせるかを考え、「被災後も地区内にとどまる」ことの 重要性をより深く認識してもらうことを目的に実施しました。 「まち」を考える班は、高齢者用住宅・公共施設などを含めた 仮設住宅の配置について貫井地区全体を対象に考え、

「いえ・みせ」を考える班は、仮設住宅・店舗の模型を使って、 生活の問題点と解決法を検討しました。



▲模型を使って課題解決

第4回 復興まちづくりを考える

第4回目は、実際の復興にあたり、住民としてはどんな要望があるか、それを行政と協働で実現していくために、被災前からどうしたらよいかを確認しました。

訓練では、現在の貫井地区の長短所を踏まえて、住民として要望する貫井地区全体の復興方針をまとめました。

また、各地区の復興イメージについて、写真も用いて具体的に 表現したイメージ図も作成しました。



▲復興イメージの発表

②訓練の成果と今後の課題

<訓練の成果>

全4回の訓練を通じて、

- ① これまで明確でなかった地震による被害の危険性について認識できたこと。
- ② まちの復興、個々の生活再建のイメージを共有きたこと。
- ③ 地区全体で復興に取り組むため、「被災後も地区にとざまる」ことの重要性を確認したこと。

などを参加者の皆さんと学ぶことができました。

<訓練の課題>

また、課題としては、

- ① 「事前に自分たちがどのような取り組みをしていくべきか」ということについて、問題意識は高まったが、具体的な活動にまでは結び付けられなかったこと。
- ② 訓練や復興まちづくり活動において、町会や避難拠点運営連絡会に属していない住民をどう巻き込んでいくかが難しいこと。

などが挙げられます。



③参加者の声

- この訓練に参加して、震災があったときにこの地域で復興のお手伝いが少しでもできたらいいなと思うことができました。
- 毎日歩いている自分のまちでしたが、意外と知らないところも多く、驚きました。
- 仮設住宅の設置や配置を考える訓練では、お年寄りが買い物に来ても、憩いの場があってベンチで休めるような、公園のような仮設商店街を考えました。こういうことは普段全く考えもしなかったので、とてもいい経験になりました。
- 自分たちの町だから、自分たちが先頭になって守る、復興する、そんな気持ちになりました。

2 桜台地区(平成18年度)

① 訓練の概要

第1回 まちを歩いて被害をイメージする



▲まち歩きの様子

10月22日に行われた第一回目の訓練では、参加者を7つの班に分け、桜台地区内のまち歩きを行いました

まち歩きでは、地図を片手に「災害危険要因(壊れそうな建物や狭い道路等)」と「防災・復興資源(仮設住宅候補地、防火水槽)」探しをテーマにまちの中をすみずみまで点検しました。点検終了後は、まち歩きの成果を地図に反映させ、班ごとに発表会を行いました。

◎参加者の声

・「このまちに住んで長いけど、あらためてこのまちの良い点、悪い点を知ることができ、大変有意義でした」

第2回 避難拠点から復興に取り組む

◎参加者の声

・ゲームを通して議論のきっかけをつくる手法は大変 興味深く、体験できて楽しかったです。ディベートより時間がかからず面白いアプローチだと思いました。



▲カードゲームで楽しく

第二回目の訓練では、避難拠点からの復興について、カードゲーム方式で考えてもらいました。

このカードゲームは被災時に起こりうるさまざまな問題に対し、避難所にいる被災者がどのような行動を取るかを予想し、Yes、Noカードを提示するゲームです。

具体的には、「地域での復興まちづくり協議会の設立にあたり、連絡が取れる有志で早急に会を立ち上げるか、住民の大多数が会員になるよう時間をかけて発足させるか」という問題に対し、Yes なら前者、No なら後者を予想します。

ゲーム中は、「やった!」「YES の方かー」などと大いに 盛り上がりを見せましたが、参加者は様々な意見に触れ、「どっちの意見も、もっともだよね」と話すなど、地域で復興を 進めることの難しさを実感していました。

第3回 応急の住まいや暮らしを確保する





▲模型を使って真剣討論

▲実寸仮設住宅

第三回目の訓練では、被災後2.3ヶ月~半年程度に直面する「応急的な住まいや暮らしの確保」について仮設住宅の模型を使いながら検討しました。

参加者を6つのグループに分け、そのうち1つのグループで「住まい再建の方針」を検討し、残りの5グループで模型を使いながら、住宅の配置計画、必要な共同施設、大事にしたい生活イメージなどを検討しました。参加者は「中心に集会所を設けては?」、「ペットの問題はどうしよう?」など、少しでも快適な仮設住宅での暮らしが送れるように知恵を出し合っていました。

また、実際の仮設住宅の広さを体感してもらうために、実 寸大の仮設住宅を用意しました。

第4回 桜台地区の復興計画づくり



▲計画案をもとにグループ別に検討

訓練最終回となる第四回目の訓練では、被災から2ヶ月後までの経過を想定し、復興計画策定までの進め方と復興の手順について、行政と住民による説明会形式での模擬訓練を行いました。(手順と計画案については、次の「②訓練の成果」で紹介します)

◎参加者の声

- ・この訓練を受けて、復興に関するたくさんの事を知る事が できました。わからない事もありましたが、貴重な体験が できたと思っています。
- ・こうした机上訓練を繰り返すことで震災時の対応がより スムーズに進むことが期待できますね。

② 訓練の成果と今後の課題

18年10月から全四回にわたって行われた「桜台地区復興模擬訓練」により、参加された住民の皆さんに、地震が起きて大きな被害を受けてから「まち」の復興を考え始めるということは、大変な困難が伴うことを理解していただきました。

また、事前に地域住民がまちづくり活動や防災活動を行い「地域力」を養っておくことや、耐震補強や不燃化、道路拡幅などの被害を軽減するまちづくりを進めることも重要であると認識していただけたと思います。

今後は、この復興模擬訓練を地域活動のなかで実施してもらえるよう啓発・普及活動を行うこと、そして日常的な防災まちづくりを住民と行政が協働して進める体制を早期に構築することが課題といえます。

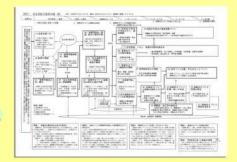
最後に、訓練に参加された住民の皆さんとともに作り上げた2つの成果物についてご紹介します。

【桜台地区の復興手順フロー】

地域と行政が役割を分担しながら、桜台地区の復興まちづくりを 進める手順について、首都大学東京チームが提案したフロー図を もとに参加者とともに修正を加えながら作成しました。

◎参加者の声

- ・ 平常時の近所づきあいが決め手になりそうだ
- ・普段から町会などで復興について話し合っておくことが重要



【桜台地区の復興計画】



この計画は、区職員があらかじめ想定された被害状況を踏まえ、都市計画マスタープラン等を参考にしながら作成したものです。

「同じ被害を再び繰り返さない、災害に強いまち」を基本に、道路拡幅や区画整理事業などハードの復興を中心に作成しました。この計画案を第四回訓練の資料として参加者の皆さんにお示しし、ご意見をいただきながら修正しました。

◎参加者の声

- ・従来の事業計画の実施方法でなく、地域住民をまきこんだ新手法で 展開して欲しい。
- ・まずハードありきではない。時間も費用も資源も無駄にしない方法 を考えてほしい。

③ その後の取組等

【第 10 回まちづくり講座 ~桜台地区復興模擬訓練を振り返って~】開催!!

この講座は、震災復興に関心のある一般区民や、訓練に参加できなかった 桜台地区住民の方を対象に、復興模擬訓練を振返り震災復興の取り組みを紹介することを目的として開催しました。

まず、復興模擬訓練の経過説明を行った後、復興に関する基調講演を首都 大学東京教授の中林ー樹先生にしていただきました。

そして最後のパネルディスカッションでは、訓練参加者もパネラーとして 参加し、事前復興の重要性や日常でできる取り組みなどを討論しました。

【練馬区震災復興マニュアル】

現在練馬区では「練馬区震災復興マニュアル」の作成に取り組んでいます。 このマニュアルには、訓練で得られた考え方や参加者のご意見などを取り入れながら作成しています。また、上記の2つの成果物もマニュアルの巻末に 資料として掲載する予定です。



▲まちづくり講座の様子

資料第 012-1 災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の比較

	災害対策本部		震災復興本部
部 名	分 掌 事 務	部 名	分 掌 事 務
統括部 ・統括班	1 本部活動の総合統制および災害対策本部 長室等の運営 2 防災センターの運営 3 区内の被害状況の把握	危機管理室	1 災害情報の収集および関係部署への伝達に関すること。 2 東京都および関係防災機関との連絡調整に関すること(他の部に属するものを除く。)。 3 災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 4 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 5 安心・安全に関すること。
• 広報班	1 災害広報 2 区民からの問い合わせ・相談対応報道機 関等の対応	区長室	1 広報・広聴および報道機関との調整に関すること。 2 情報提供に関すること。
• 秘書班	1 災対本部長・災対副本部長(副区長)の秘書		3 各種相談体制の調整に関すること。
災害対策 総務部 ・総務班 ・職員班	1 災対各部間の調整 2 部内統制 3 区施設(教育施設を除く)の被害状況の 把握 4 区役所庁舎機能の維持・保全 1 職員の動員調整	総務部 人事戦略担当部 施設管理担当部	1 区立施設の応急復旧・再建に関すること。 2 施設、用地の総合的な利用調整に関すること。 3 車両等の配置調整に関すること。 4 職員配置および受援に関すること。 5 他自治体への派遣要請及び職員の受入れ
	2 職員の配置・服務状況把握3 職員への配給4 執務環境の整備5 受援に関する全体調整		に関すること(他の部に属するものを除く。)。 6 民間からの支援の受入れに関すること (他の部に属するものを除く。)。 7 義援金品の受入・管理に関すること。
・調達班 ・施設管理班	1 車両・資器材・食料等の調達 2 義援品の受入・管理 1 区立施設の応急整備・営繕		8 必要な情報の記録(復興誌)
• 機動班	2 部内他班の応援 1 部内他班の応援	選挙管理委員会	
		事務局 監査事務局	
・出納班	1 応急対策経費の収支 2 義援金の受入・管理 3 部内他班の応援	会計管理室	1 経費の収支に関すること。 2 義援金の管理に関すること。
・議会班	1 区議会対応 2 部内各班の応援	議会事務局	1 議会の開催に関すること。 2 議会との連絡及び調整に関すること。
災害対策 企画部 ・庶務班	1 部内統括 2 部内他班の応援	企画部 区政改革担当部 	1 震災復興方針及び計画の策定に関すること。 2 震災復興事業の総合調整及び進行管理に
・財政班	1 災害対策予算の編成		関すること。 3 震災復興に関する予算に関すること。 4 震災復興基金に関すること。 5 震災復興に関する国・都への要望事項の
・情報システム 班	1 情報システムの復旧および運営 2 中村北分館建物・設備の維持および保全		取りまとめに関すること。 6 関連する視察への対応 7 用地の確保に係る計画の立案および調整 に関すること。
災害対策 区民部 ・庶務班 ・支援班	1 所管施設の被害状況の把握 2 り災証明書の発行 3 死亡届の受理、火葬許可証の交付 4 他部の応援 1 他部の応援	区民部	1 税金等に関すること。 2 り災証明に関すること。
災害対策 産業経済部 ・生活班	 所管施設の被害状況の把握 営農指導 他部の応援 	産業経済部 都市農業担当部	1 産業の復興に関すること。 2 雇用の維持に関すること。
災害対策 地域文化部 • 第二生活班	1 所管施設の被害状況の把握 2 遺体安置所の設営 3 ボランティアの受入れ・配置(外国人に 関する活動に従事する者のみ) 4 他部の応援	地域文化部	1 復興に係る町会自治会との連絡調整に関すること。 2 被災文化財の修復に関すること。

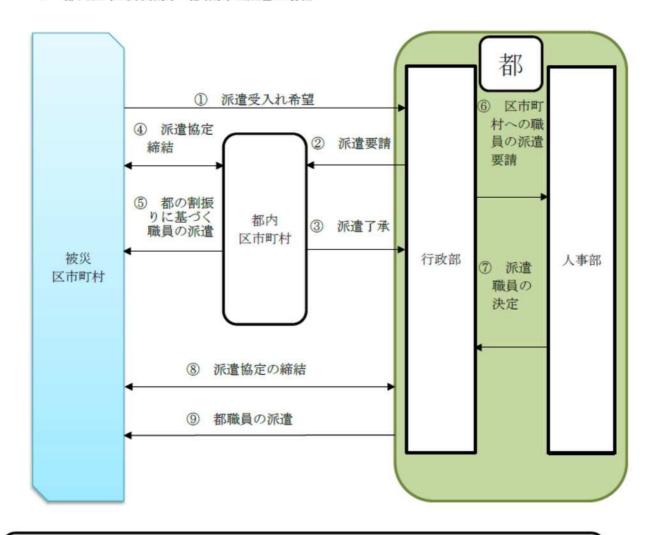
第1編 第2章 第1節 3 職員配置・受援(他自治体等への応援要請)

第1編 第2章		治体等への応援	要請 <i>)</i>
災害対策福祉部 ・庶務班 ・高齢者班 ・障害者班 ・機動班	1 福祉部における災害対策活動の統括、情報集約 2 災害時要援護者の安否確認等支援活動の指示・調整 3 福祉避難所の開設要請・受入の指示 4 ボランティアの受入れ支援 5 協定団体等への受援要請・調整 1 福祉避難所の開設と運営支援 2 施設の被害状況調査 1 被害甚大地域を優先した安否確認 2 生活保護世帯の安否確認 3 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 4 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ 5 生活資金等の貸付 6 接援金の配付	福祉部 高齢施策担当部	1 被災者生活実態調査に関すること。 2 社会福祉施設の復旧・再建に関すること。 3 要援護者の支援に関すること。 4 生活支援(仮設住宅への支援含む。)対策に関すること(他の部に属するものを除く。)。 5 一般ボランティアに関すること 6 義援金の配分に関すること。
災害対策 健康部 ・庶務班	7 被災者生活再建支援金申請書の受付 1 医療救護活動の統括 2 各部との連絡調整 3 所管施設の被害状況の把握 4 派遣医療チーム等の受入調整 5 ボランティアの受入れ・配置(医療活動に従事する者のみ)	健康部 地域医療担当部	1 医療体制の整備に関すること。 2 保衛衛生および生活環境の整備に関すること。 3 専門ボランティアの受入れに関すること (他の部に属するものを除く。)。 4 防疫に関すること。
・救護班	1 医療救護所(10か所)開設・運営の支援 2 医療救護班等の活動支援 3 避難拠点等への医療提供の要請 4 災害医療コーディネーターの補助		5 動物の保護に関すること。
• 衛生班	1 食品衛生監視・環境衛生監視 2 動物保護 3 医薬品確保の連絡調整		
・予防班	1 医療機関からの情報収集等連絡調整 2 専門医療の連絡調整 3 感染症予防 4 難病等による在宅人工呼吸器使用者の情 報収集		
・保健班	1 医療救護所要員の派遣 2 医療救護活動や地域活動拠点の運営補助 3 避難拠点等の相談支援(感染症予防・精神保健相談・保健相談・栄養相談・歯科相談等) 4 難病等による在宅人工呼吸器使用者の支援		
災害対策 環境部 • 庶務班	1 所管施設の被害状況の把握 2 部内の連絡調整等	環境部	1 ごみ、し尿、がれきの処理に関すること。
・清掃班・支援班	1 災害廃棄物の処理 2 し尿の処理 3 がれきの処理 4 被災地の環境維持 1 所管施設の被害状況の把握		
	2 部内他班の応援	days all assets that I am	der de (de CE) va HE) va
災害対策 都市整備部 •庶務班	1 各部、部内の連絡調整等 2 所管施設の被害状況の把握 3 住家被害認定調査	都市整備部	1 都市復興に関すること。 2 震災復興本部の庶務に関すること。 3 震災復興本部会議の運営に関すること。 4 災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。
・復興班	1 復興計画策定および統括 2 部内他班の応援 3 所管施設の被害状況の把握		5 家屋被害概況調査に関すること。 6 家屋被害状況調査に関すること。 7 都市復興基本方針および都市復興基本計画の策定に関すること。 8 建築制限の実施に関すること。
·住宅班	1 所管施設の被害状況の把握 2 被災者用住宅の確保および情報提供 3 応急仮設住宅の建設促進 4 被災住宅の応急修理		9 復興地区区分の指定に関すること。 10 仮設住宅の建設、入居、閉所に関すること。 と。 11 住宅復興に関すること。 12 住宅の供給および再建支援に関するこ

第1編 第2章 第1節 3 職員配置・受援(他自治体等への応援要請)

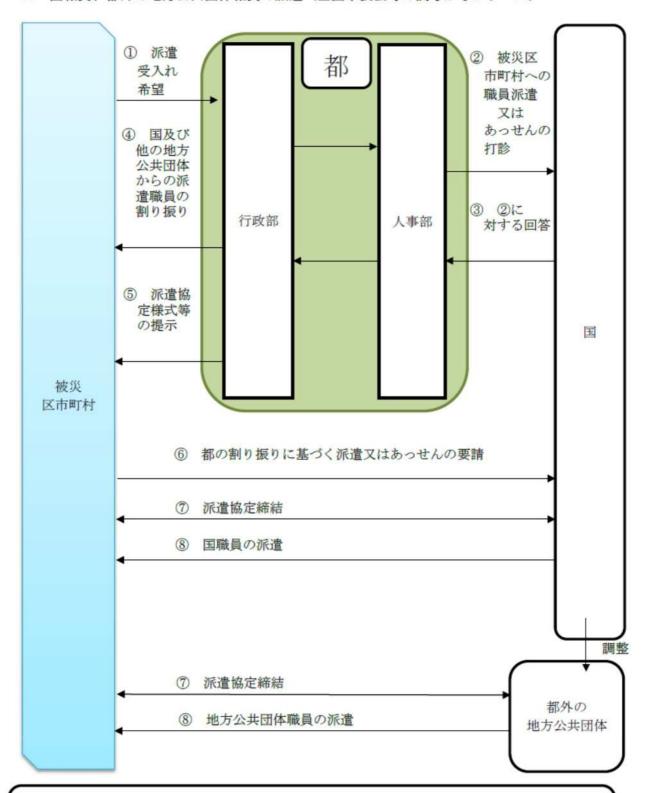
·	7 1 Mm 7 7 4 7 7 1 Al	0 椒貝癿	但 又饭(他自旧件书、沙心饭女明)
•危険度判定班	 被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定 ボランティアの受入れ・配置(応急危険度 判定に従事する者のみ) 		と。 13 専門ボランティアの受入れに関すること (他の部に属するものを除く。)。 14 地域協働復興に関すること。 15 用地の確保に係る計画の立案および調整 の補佐に関すること。
災害対策 土木部 ・庶務班 ・土木復旧班	1 所管施設の被害状況の把握 2 各部との連絡調整 1 道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園の被災 調査および応急復旧工事 2 道路障害物の除去 3 がれきの処理 4 土石・竹木等の除去	土木部	1 道路、公園等の復旧・復興に関すること。 2 用地の確保に係る計画の立案および調整 の補佐に関すること。
災害対策 教育振興部 • 統括班	 教育委員会事務局内における指示伝達および災対本部等関係機関との連絡調整 教育委員会所管施設の被害状況の把握 避難拠点運営支援 学校再開に向けた調整 	教育委員会事務局教育振興部	1 学校教育活動の再開に関すること。 2 被災児童・生徒等への支援に関すること。 3 用地の確保に係る計画の立案および調整 の補佐に関すること。
• 学校再開班	 生徒・児童・園児および教職員の安否確認 応急教育(教材・学用品、教育者の確保) 転校手続き等の実施 児童・生徒・園児の状況把握(心的ストレス等) 通学路の点検状況の把握 授業計画の策定 心のケアの実施 		
災害対策 こども家庭部 ・子ども班	 所管施設の被害状況の把握 乳児・幼児・児童等の保護 応急保育 他部の応援 	教育委員会事務局こども家庭部	1 保育の再開に関すること。 2 被災児童への支援に関すること。
各部共通事項	 部内の連絡調整に関すること。 所管施設の復旧および所管業務の遂行に 関すること。 所管業務に関連した災害対策に関すること。 	各部共通事項	1 区有施設の復旧・再建に関すること。 2 情報提供および相談体制の整備に関する こと。

1 都内区市町村職員・都職員の派遣の場合



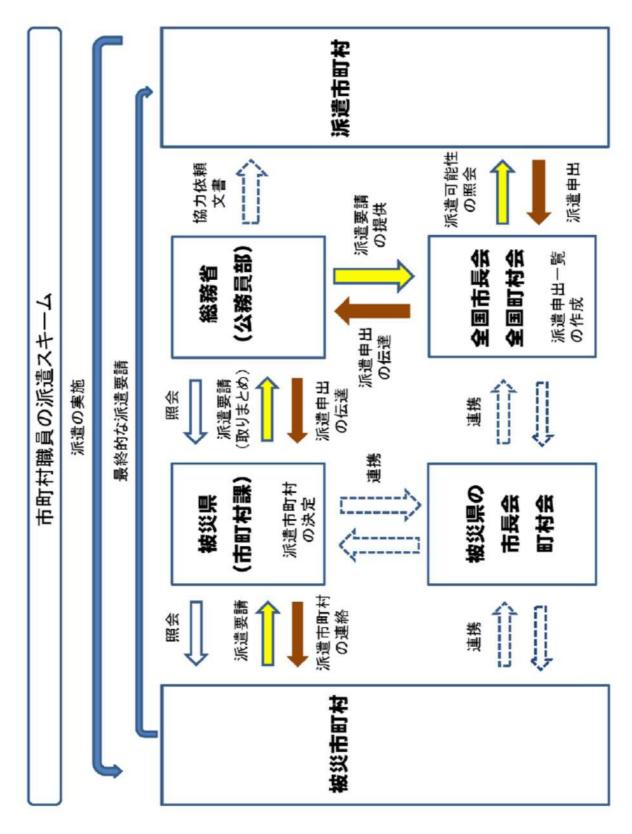
※ 都内区市町村職員のみでは対応できない場合に、都職員の派遣(⑥以下)を行い、それでも 対応できない場合は、国に対して都内区市町村への国職員派遣又は都内区市町村への職員あっ せんの打診を行う(次ページの図を参照)。

2 国職員、都外の地方公共団体職員の派遣(全国市長会等の関与がないケース)



※ 区市町村からの職員派遣の希望のとりまとめの結果、都及び都内区市町村のみでは対応できない場合、国に対して都内区市町村への国職員派遣又は都内区市町村への職員あっせんの打診を行う。

3 国職員、都外の地方公共団体職員の派遣(全国市長会等の関与するケース例)



※全国市長会は、特別区区長も含め組織されているため、「市町村」は「区市町村」と読み替える。

「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」(平成23年3月 22日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡)より

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.301-303)

資料第012-3 職員派遣に関する協定書(案)

◇◇大地震に係る△△区市町村の復旧復興事業に従事するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき、○○区市町村から△△区市町村に派遣される職員(以下「派遣職員」という。)の身分取扱い等について、○○区市町村長(以下「甲」という。)から△△区市町村長(以下「乙」という。)は、次のとおり協定する。

1 派遣職員の職・氏名及び主たる従事予定業務

職	氏名	主たる従事予定業務

2 派遣期間

派遣職員の派遣期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、必要があると きは、甲乙協議のうえその期間を延長し、又は短縮することができる。

3 身分

- (1) 乙は、派遣職員を派遣職員が甲において保有する職と同等と認める職に併任するものとする。
- (2) 甲又は乙は、派遣職員について派遣又は併任の発令をしたとき及び発令事項に変更があるときは、速やかに発令事項を相互に通知するものとする。

4 給与

- (1) 派遣職員の給料(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身 赴任手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末 手当、勤勉手当及び寒冷地手当は、○○区市町村がその関係規定に基づいて支給する。
- (2) 派遣職員の通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、宿日直手当及び災害派遣手当は、△△区市町村がその関係規定に基づいて支給する。
- (3) 派遣職員の退職手当は、○○区市町村がその関係規定に基づいて支給する。

5 旅費

派遣職員の赴任旅費及び帰任旅費並びに派遣期間中の旅費(専ら○○区市町村の用務によるものを除く。)は、△△区市町村がその関係規定に基づいて支給する。

6 勤務時間等

派遣職員の勤務時間、休日及び休暇等については、△△区市町村の関係規定を適用する。

7 服務

(1) 派遣職員の服務については、△△区市町村の関係規定を適用する。

8 分限及び懲戒

派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行い、その事由、手続き及び効果については、△△区市町村の関係規定の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙の協議するものとする。

9 共済組合

- (1) 派遣職員は、派遣期間中、〇〇区市町村職員共済組合の組合員とする。
- (2) 甲は、派遣期間中、派遣職員に係る掛金、特別掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに〇〇 区市町村共済組合に払い込む。

10 福利厚生

- (1) 派遣職員は、派遣期間中、△△区市町村職員互助組合員とする。
- (2) 甲は、派遣期間中、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う交付金とともに△△区市町村職員互助組合に払い込む。
- (3) 派遣職員は、派遣期間中、〇〇区市町村職員互助会の会員となることができる。この場合、〇〇区市町村は、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに〇〇区市町村職員互助組合員に払い込む。

11 公務災害補償

- (1) 派遣職員の公務災害補償の手続等は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)を適用し、地方公務員災害補償基金東京都支部が行うものとする。
- (2) 派遣職員に係る負担金については、○○区市町村及び△△区市町村が4の(1)及び(2)の規定により 支給する給与の額に応じて、それぞれが地方公務員災害補償基金に払い込む。

12 研修

派遣職員の研修は、乙が行う。

13 健康管理

派遣職員の健康管理は、乙が行う。

14 勤務状況、健康状況等の報告

- (1) 乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について毎月甲に報告ものとする。
- (2) 甲は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じ乙に報告を求めることができる。
- (3) 派遣職員の身分、給与、健康状況等に変動があったときは、その都度甲乙が相互に通知する。

15 経費の負担

- (1) 〇〇区市町村が4の(1)の規定により支給した給与並びに9の(2)及び11の(2)の規定により払い込んだ負担金に相当する額については、 \triangle 公区市町村が負担し、甲乙協議のうえ別に定める方法により、〇〇区市町村に負担金として納付する。
- (2) \triangle 区市町村が 4 の(2)の規定により支給した手当及び 5 の規定により支給した旅費については、 \triangle 区市町村が負担する。
- (3) ○○区市町村が4の(3)の規定により支給する退職手当については、○○区市町村が負担する。

16 その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか派遣職員の身分取 扱い等に関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 〇〇区市町村長 区市町村長名

(乙) △△区市町村長 区市町村長名

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.308-310)

資料第012-4 民間住家に対する被害調査の種類

	実施目的等	調査主体	調査員	実施時期	調査内容	判定基準	判定区分
応急危険度判定	被し、後のは、そのは、そのは、そのは、そのは、そのは、そのは、そのは、そのは、そのは、そ	○ 民判部村民所の者公建理あ体間定()間建理 施物任公官建理 施物任公司建理 施物任公司建理 施物任公司 () () () () () () () () () () () () ()	応急危険度判 定員	民間住宅 に 間 に は に で に で に で に で に で に で に で に の に で に の に で に の に で の に に に に に に に に に に に に に	建物の、当面 の使用に当た っての危険性	被災建築物応 急危険度判定 研究る基準	○ 位 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
危険度地の	被災宅地の二次災害防止	区市町村	被災宅地危険 度判定士	できる限り早 く実施	宅地の危険度	被災宅地危険 度判定連絡協 議会が定めて いる基準	○危険宅地 ○要注意宅地 ○調査済み宅 地
被災度区分判定	建続にす施公判そ急のの判る物使つる。共定の・拠使断。例用いた 建結後復点用に長のてめ 築果のも辺のも期可判に 物はの活し可用期可判に 物はの活し可用がしていた。 しょう かいが しょう かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが	被災建物の所有社会に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	建築構造に関する専門家	社会公共施設 等に2週間 は、2月の間 に実施	建物の長期継続使用の可否	社等築区お術交建〔物し準施公、の判び準省指・を各定以、の判び準省指・を各定共震被定復(住指・標局め施災災基旧国宅導刊準が、設建度準技土局課行と基実設建度	○ 破大中小破 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
概況調査	建築制限の区域指定や被復制度の 区災 市街 地質 計画検討 とずる 基礎資 るため。	区市町村	区市町村職員	1 週間以内	家屋(住家・非 住家)被害概 況 街区単位程度 (番地単位程 度)に判定	都震災復興マ ニュアル(復 興施策編) P201による	○大被害地区 ○中被害地区 ○小被害地区 ○無被害地区
家屋被害状況調査	被握災壊受害査市るや帳活害す害等けを結復被家のに調果興害屋作況たよ被建査はに状被成をめり害物。、お況害等に、倒を被調都け図台に	区市して で で で で で で で で で で で で で	自治体の調査 要員、公的機関・学会・大機関・学会・機 の応援要員 の応援要員	1か月以内	住積た積又済合※の損分一住被判住を非記のにはのでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、	災害に係る住 家の被害認定 基準運用指針 (平成25年6 月内閣府)	○全壊 ○大規模半壊 ○半壊 ○半壊に至ら ない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
記定調査	住度をめの基本という。 をある。果被証さの表示をはいませんが、 をおいまでは、 をおいまでは、 のが、 のが、		区市町村職員 等	1か月以内	住家の損害の延伸を表している。 住家の損害のの関係を表している。 はののでは、 はのでは、 はのではいは、 はのではいは、 はのではいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいは		

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P.77)

資料第012-5 【参考】中越地震における被害認定の状況

			被害認定	プロセスに関するヒアリ	Jング結果			
市	町村		小千谷市	長岡市	十日町市	川口町		
調	查対象		悉皆調査	悉皆調査	申請してきた世帯	悉皆調査		
調	查対象建	基築物数	住家、非住家を含めて 15,975棟	住家、非住家を含めて 79, 439棟	住家、非住家を含めて 約2,500棟	住家、非住家を含めて 約3,000棟		
延	べ調査員	数	1, 578人	6,930人	約1, 200人	約220人		
	調査	期間	10/28~11/15	10/24~11/23	11/1~12/末	11/1~11/20		
次調	調査体制	主体	税務課主体他部課の応援あり	資産税課	調査は資産税課、人員 の調整などを総務課が 担当	生活安定班(生活福祉 課主体、建築士組合に 業務委託)		
查	净前	県内外からの応援	11/2から県を通じて県 内外の職員による応 援。1日最高で30人の 動員体制。	11/11から動員。1日最 高で150人の動員体制。	葛飾区など県外からの 応援が主体。途中から 県を通した応援が得ら れるようになった。	埼玉県川口市から延べ 50人程度の応援あり。		
		専門家の 有無	兵庫県神戸市 防災研究機関	なし	一級建築士1名(市職員)、他県からの有資格職員	兵庫県尼崎市 民間建築関係業者		
	調査方法調査票		調査方法 外観目視調査			基本は内部立ち入り調 査。住民と連絡が取れ ない場合は外観目視調 査。	内部立ち入り調査	内部立ち入り調査
			調査票		2003年宮城県北部連続 地震の宮城県矢本町の 事例を参考にして、11 月中旬から内閣府の運 用指針を元に簡便な調 査票を作成し使用。	内閣府の運用指針を使用。外観目視による調査項目を主体とし、内壁の被害が外壁よりも卓越した場合に、内壁を外壁と置き換えて損害割合を算定。	内閣府の運用指針を参 照したが実情に合わないと判断し、兵庫県尼崎 市が作成した調査票を もとに大規模半壊の判 定等を加えて使用。	
	調査	単位	原則一棟単位	原則一棟単位	原則一棟単位	原則一棟単位		
	受付	期間	11/21~2/10(期間 後も希望があれば随時 受付)	11/27~	~1月末(随時受付)	11/20~12/4(期間 後も希望があれば随時 受付)		
再調	調査	主体	税務課	資産税課	調査は資産税課、人員 の調整などを総務課が 担当	生活安定班 (生活福祉課主体)		
查	体制	県内外か らの応援	県を通して県内の職員 による応援	県を通して県内の職員 による応援	なし	県を通して新潟市の一級建築士の資格を持つ 職員による応援		
		専門家の 有無	なし	建築技術者13名 (市職員)	一級建築士1名 (市職員)	一級建築士(新潟市職員、川口市職員)		
	調査	方法	内部立ち入り調査	一次調査と同じ	一次調査と同じ	一次調査と同じ		
	調査	票	内閣府の運用指針	一次調査と同じ	一次調査と同じ	一次調査と同じ		
		査件数 査率)	3,601件 (22.5%)	約5, 700件 (7. 1%)	約400件 (15%)	約160件 (5.3%)		
					出典:堀江	まか(2005年)		

資料第012-6 【参考】り災証明発行のための被害調査事例(神戸市、小千谷市、長岡市)

W///=T	四兆にのとはの地中田大き		= \(\Pi \)
惟災訨	明発行のための被害調査事	· 例(神戸市、小千谷市、:	長岡市)
	神戸市	小千谷市	長岡市
対象家屋棟数	約40万棟	15,975棟	79, 439棟
(いずれも被災地悉皆調	(住家のみ)		
查)			
主管課	主税部	税務課	資産税課
調査延べ人員	3,660人	1,578人	6,930人
(悉皆調査)	(1人体制)	(2人体制)	(2人体制)
調査期間(悉皆調査)	5日間	19日間	31日間
沙里别问(龙百沙里)	(1995.1.30-2.3)	(2004.10.28-11.15)	(2004.10.24-11.23)
 悉皆調査方法	外観目視調査	外観目視調査	基本は内部立ち入り調査
心白调鱼儿本	(内閣府指針なし)	(京大DATS)	(内閣府指針に準ず)
1日あたりの調査棟	110棟/日	58. 1棟/日	27. 3棟/日
数			
(1調査班あたり)			
市 調本並	15%	22. 5%	7. 1%
再調査率	約61,000棟	3,601棟	約5,700棟

【参考】練馬区において、発災後1か月以内に全棟調査を行う場合の必要人員

練馬区内の建物総数…146,398棟

※「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月東京都)から引用

調査日数…20日間

調査人員…200人 (100チーム:職員のほか、ボランティアを含む)

(計算式)

調査必要棟数・・・146,398 (棟) ÷20 (日) =7,319 (棟:1日あたり)

必要な班数 ・・・7,319 (棟) ÷27 (棟:1日あたりの調査可能棟数) =272 (班)

必要人員 ・・・272 (班) × 2 (名) =544 (名)

第1編 第2章 第2節 1 住家の公的被害認定調査(住家被害認定調査)

資料第012-7 被害認定調査の種類およびり災証明書発行の流れ

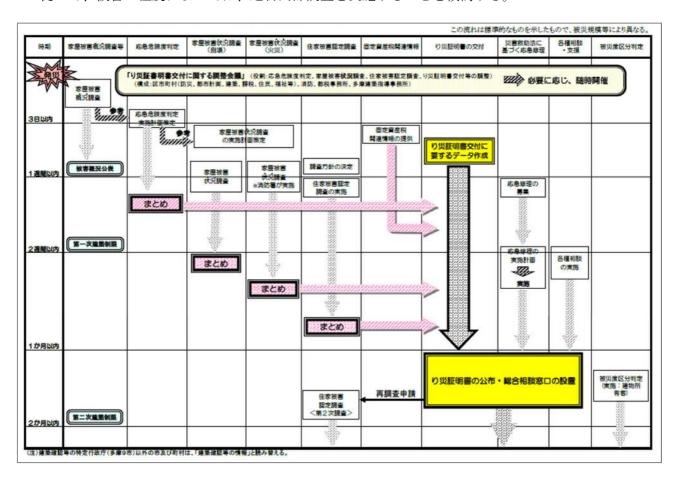
◆被害認定調査の種類

- (1) 東京都「被害状況調査要領」⇒P309
- (2) 内閣府「災害に係わる住家の被害認定基準運用指針」⇒P316
- (3) 東京都震災復興マニュアル「代替調査(応急危険度判定調査票からの被害状況判定基準)」 ⇒ P 318

◆り災証明書発行の流れ

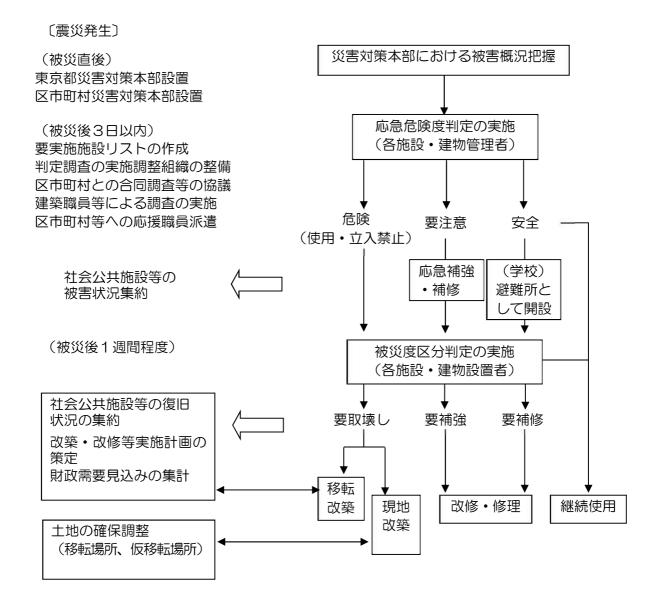
住家の公的被害認定調査は、外観目視調査による被害判定であるが、外観目視のみでは不服申立ての 件数が多いことに留意する。

従って、被害の程度によっては、建物内部調査を実施することを検討する。



(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.242)

資料第012-8 社会公共施設等の被害状況把握(公共建築物被災度調査)の流れ



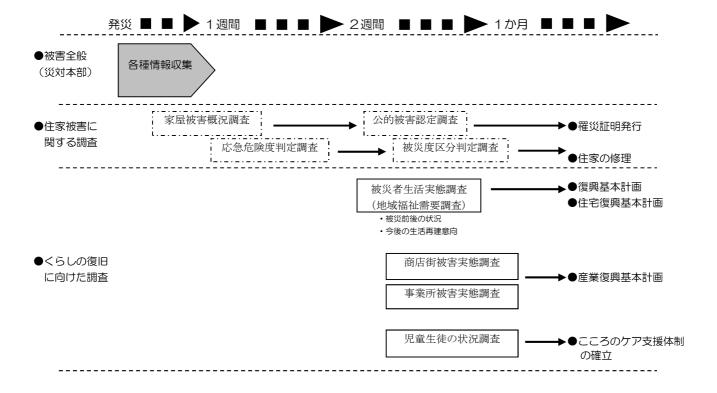
(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.240)

第1編 第2章 第2節 3 被災者生活実態調査

資料第012-9 くらしの復旧に向けた社会調査

東京都震災復興マニュアルには、生活・住宅・産業再建のため「被災者生活実態調査」や「雇用状況調査」といった被災者の意向を把握するための調査の実施が、東京都より案として示されている。

避難期から仮住まい期にかけて、経済的な被害実態と被災者意向(ニーズ)を次のような体系で把握する。



資料第012-10 被災者生活実態調査 (兼福祉需要基礎調査) の実施方法

		被災者の居所						
	(従前居住区市町村)	(他の被災区市町村)	(被災地域外)					
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する区市町村 の調査員による聞取り調査	避難所が所在する区市町村 の調査員による聞取り調査	避難所開設を依頼した区市 町村調査班による聞取り (福祉保健局調整)					
応急的住宅入居者 調査		入居応募時に窓口で確認調査						
自宅等残留者実態 調査	調査班員による訪問聞取り または郵送による調査							
疎開者等実態調査		連絡先の申し出または調査を受	受け、返送封書つきで郵送					

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.237)

資料第012-11 被災者生活実態調査 (兼地域福祉需要調査) 調査票

1	調査月日	月 日	②調査員			所属		氏名		
3	調査場所	避難所(学	校名等)					自宅 (住所)		
		その他(施	1	主所)						
④世帯構		名	性別	年齢	続柄	被	災時の住所		現在の居所	
成										
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガを l (上記の ※具体的	つうち医療を		方	人)	健康状態等	2 要介護 要介護 要支援 (上記のうちE ※「重症者」 3 障害の を (上記のうちE	医療を要する方 人) 高齢者 人(うち重症者 人)	
	被災前の住宅	 宅の状況 I	持家給与住宅				I 主宅 公団賃賃 也 ※○を作		f 民間賃貸	
	被災前の住宅	宅の状況Ⅱ	一戸建で	て 長屋?	建て共	に同建て	(アパート) 共同死	建て(マンション)その他 ※○を付ける	
⑥ 住	被災前の住宅	宅の状況Ⅲ	居住専用	月 居	住・産	業併用	その他	※○を付ける		
宅の状	被災前の住宅	宅の状況Ⅳ	木造その他				ト造 鉄筋コ ※○を付ける	ンクリート造	鉄骨造 コンクリートブロック造	
況	被災後の現	状					住むことは らない その(が必要 を付ける	
	今後の意向	I		自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 特家を購入したい その他 アパート・マンションでもよいか ※○を付ける						
	今後の意向	П	都外に利	多りたい	`	都内に位	主み続けたい	※○を付け	ける	
7)世帯の収入∜		世帯全員 現在の耶					222 4.111 147 7	※○を付ける) 5/立っていない ※○をつける)	
8	暮らしの上 とや不安なこ						すること 介護に ること その他(教育に関すること) ※○を付ける	
)必要とする: ス等	福祉サービ					ムヘルパー デ 活保護 その他		ンョートステイ 訪問看護) ※○を付ける	

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.238)

資料第012-12 被災者生活実態調査 (兼地域福祉需要調査) 報告書

区市町村名			担当	部		課		(担当者	<u>(</u>	Tel	
世帯の状況											
被災世帯数	被災	者総数		高齢者数			児	.童数		障害者数	
避難所	2	ケガをした人		要介護				乳児		身体障害	
応急的住宅		うち要医療		上記のうち 重症者 (再掲)				幼児		知的障害	
自宅等	j.	病気の人		要支援				その他		精神障害	
その他		うち要医 療		その他						不明	
l				不明							
住宅の状況											
被災前の住宅の状況	Ι	波災前の住宅の	状況 Ⅱ	[被	災前の住	E宅	の状況 IV		(参考)	
持家		一戸立て				木造				・長屋建 →テラスハウス等、:	9
借地・持家		長屋立て				鉄骨銀造	失筋	コンクリート		つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅	
公営住宅		共同立て (アパート)		鉄筋ニ	ュン	クリート造		・給与住宅	
公団賃貸		共同立てン)	(マンシ	(ショ 鉄骨造 コンクリートブロ、						→社宅・寮等、会社、 官公署、学校等がその 社員、職員、教員等	かを
公社賃貸		その他				コンク 造	ナリ	ートブロック		居住させる目的で建築された住宅	
民間賃貸	ł	波災前の住宅の	状況 Ⅱ	I		その他					
給 与 住 宅 (社宅・寮)		居住専用				わから	な	<i>(</i>)			
その他		居住・産業	併用			I			I	-1	
		その他									
被災後の現状	•		今	後の意向 I	•			今後	後の意	向 II	
そのまま住むこと	ができる	3		自宅に住み続	けたい	1		者	部外に き	移りたい	
住むことはできる	が修理だ	ぶ必要		公共賃貸住宅に	移りた	<u>- </u>		者	都内に	住み続けたい	
住むことができな	<i>۱</i> ۷			民間賃貸住宅に	移りた	<u>- </u>					
わからない				持家を購入し	たい						
その他				その他				※世	:帯種別	IJ	
収入状況等											
世帯の平均収入	生帯	活保護受給世						65歳	未満の)単身世帯	
暮しの上で困難なこる	とや不安	なこと	必要と	する福祉サービ	ス			65歳	以上の)単身世帯	
住まいに関するこ	٤		Ē	高齢者の入所施記	殳 (介	護保健))	夫	-婦のみ	<i>'</i>	
健康に関すること			青	高齢者の入所施記	殳 (そ	の他)		声	新齢者ま		
介護に関すること			† 	身体障害者の入戸						子供(18歳未満)	
教育に関すること			1 –	的障害者の入局		ţ.				子供(18歳以上)	
仕事に関すること			1 -	章害児の入所施記					婦と高	高齢者 齢者と子供	
収入に関すること			1 7	その他の入所施記	殳				(18歳未		
その他			-	トームヘルパー				7	の他		
			l —	デイサービス /ョートステイ							
			1 2	/ョートムアイ							
			3-	七門手譜							
				坊問看護 2.斉所							
			仔	R 育所							
			伊隆								

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.239)

第1編 第2章 第2節 6 被災統計データベースの構築

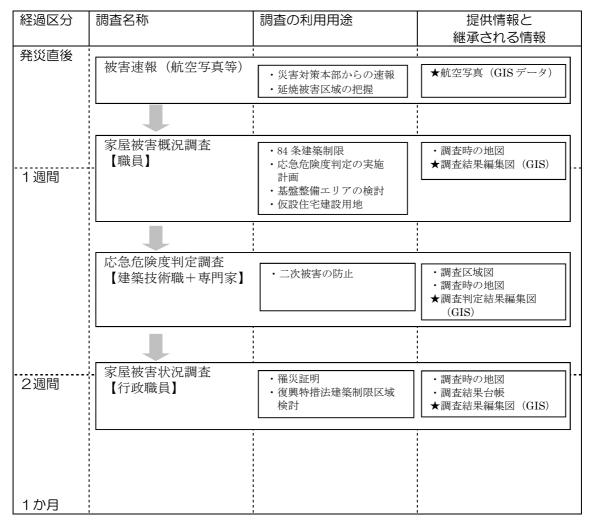
資料第012-13 家屋被害データベース

◆家屋被害データベースのレイヤー構成

家屋被害データベースは、下表に示すように、面的な被害速報、家屋被害概況調査、応急危険度判定 調査、家屋被害状況調査を重ね合わせて構築する。

それぞれの現場調査時に持参する調査用地図は同一のものを利用する。

★家屋被害調査と調査結果の重ね合わせフロー



留意:各調査で現場に携行する地図は共通のものを用いる。

資料第012-14 【参考】新潟県中越地震におけるり災証明の利用範囲

	新潟県中越地	震におけるり災証明書の利用範囲
	事業・制度	備考
	新潟県中越地震災害義援金	一部損壊以上
	被災者生活再建支援金制度	半壊以上
	住宅応急修理制度	半壊以上
	災害援護資金の貸付	政令、条例で定める被害以上
	所得税の減免	住宅の損害程度の割合による
	市民税・県民税の減免	半壊以上の場合や家屋、家財の損害程度の割合による
		(自治体により条件は異なる)
	固定資産税の減免	土地家屋の損害程度の割合による
		(自治体により条件は異なる)
行	解体廃棄物の撤去、処分	半壊以上
行 政	応急仮設住宅	住宅応急修理制度を受けていない半壊以上の場合や、大
機		規模半壊以上の場合に適用(自治体により条件は異な
判し	 保育料の減免	る) 半壊以上
機関による支援	休月科の源光 国民健康保険料の減免	平壌以上 半壊以上の場合や、家屋、家財の損害程度の割合による
S	国民年金保険料の免除	一部損壊以上
援	国民牛並保険科の元隊	- 『日月頃以上 (自治体により罹災証明と連動しない場合あり)
	国民健康保険•老人健康保険	半壊以上
	医療費の一部負担金の減免	13001
	医療費助成制度の一部負担	半壊以上
	金の減免	, , , , ,
	介護保険料の減免	半壊以上の場合や、家屋、家財の損害程度の割合による
		(自治体により条件は異なる)
	介護保険サービス利用料金	半壊以上の場合や、家屋、家財の損害程度の割合による
	の減免	(自治体により条件は異なる)
	住宅再建支援のための	一部損壊以上
	利子補給制度	
行に政	私立学校の授業料、入学金の	学校の基準による
じよる外	減免	
る外	NHK放送受信料の免除	NHKの基準による(半壊、半焼または床上浸水以上)
支の援機	住宅金融公庫	住宅金融公庫の基準による・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
関		新築または購入の場合:5割以上の被害住宅補修の場合:罹災証明書が必要
		* 仕七惏修い场口・惟火証明音が必安

り災証明書交付申請書

練馬区長 殿 (申請日)令和 年 月 日

*太枠内を記入してください。

CON Liber	り災原因	7. 3.78° an at tour	200 Metro#**soor										
			住所	練馬区									
	申請者	20	現在の連	 !絡先				TEL		()		
			氏名			l	り災	者との関係		人 □ 親族 □	その他()
	り災者		住所			•							
	(世帯主)	28	氏名			-10							
				氏名				続柄		氏名			続柄
		2											
	り災世帯の												
(小)公里	り災世帝の 構成員 要ない場合名												
\ >	K,0.4M H :	B PH/											
	り災場所等		所在地										
	パート等の名 号も記入し ⁻	3称、	□ 住家	□ その他	()					
	さい。)		□ 持家	□借家	(所有	有者住	所			氏名) [貸家
	必要枚数												
×57.71		J					,	~!!«≅∓pp		でかって 18月~			
本	確認欄> □住基		ロケ	 国人登録	ĒĒ.			くり災証明 発行された		確認願> ■の内容に同意	≦1.で、り	经証	
人確	□運転免許	宇証		 税通知書				明書を受得				~ u	
認	口保険証			戦員による 砕	在認			り災証明書の内容について、区が確認するこ					
欄	□住基カー	·F	□₹	:の他() I I		_	とに同意し	ン まり。				
調	査済番号				備考								

		با	J	災	証	明	書		第 令和	年	月	号 日	
	世帯主住所												
	世帯主氏名								世帯	人員			
	災害の原因												
IJ	り災者住所												
災	り災者												
状	り災者区分												
況	り災場所		_										
	り災物件種別												
	世帯構成					,							
	氏 名			続	柄			氏 名	l		糸	涜柄	
										_]
]
											\top		1
											<u></u>		<u></u>
	- A												
IJ	区分												
災	<u> </u>												
程	参考												
度	その他												

上記のとおり、り災したことを証明する。

令和 年 月 日

練馬区長 前川 燿男

第1編 第2章 第4節 1 震災復興基本方針の策定

資料第012-17 震災復興基本方針策定のスケジュール

時	期	区市町村	都	国
	前	・復興方針案の概要の検討 - 復興計画の骨格や計画策定スケジ ュールの想定	震災復興検討会議の設置及び運営 (委員選任)	
発	災	・災害対策本部設置	・都災害対策本部設置	
1週間後	まで	・復興本部設置	· 都復興本部設置	
			 復興基本方針に即して復興方針原 案を作成 	・復興を 本方を を決定
		 都復興方針原案照会に対する意見 集約(●●部) 	 復興方針原案につき区市町村に意 見照会 	
		4	・ 区市町村から意見受領	
復興基本方式 3週間和		復興基本方針及び都復興方針に即 して復興方針を策定	『――・復興方針本部長決定	
		・復興本部会議等で審議	・関係区市町村に通知、内閣総理大 臣に報告の後、内外に公表	
復興方針を連やか	C. St. Company of the Company		- · 假災復興検討会議招集	
			本部長から会議へ、計画の理念等の検討を依頼	
検討依頼 2週間標		<u>c</u>	・震災復興検討会議から提言	
		 復興計画理念等決定 (●●部→復興本部会議) 	・復興計画理念等決定 (総務局→都復興本部会議)	
		計画の策定方針を各部に通知 (●●部→各部課)	計画の策定方針を各局に通知 (総務局総括部→各局計画部門)	
魔災復興検討 の提言後、			・各局に計画原案作成依頼 (総務局総括部→各局計画部門)	
各局への(3か月	and the same of	・各部課から計画案提出 (→●●部)	・各局から計画原案提出 (→総務局総括部)	
			・財政計画の調製(財務局と協議)	
		 復興計画原案作成 (●●部、●●部) 	復興計画原案作成 (総務局総括部、政策企画局)	
原案作月 1か月和	and the same of th	- 都へ照会。意見集約(●●部)	・区市町村へ照会。意見集約 (総務局総括部)	
		必要に応じて「復興協議会」を組織し、復興計画等に関し協議		
		・公聴会の開催その他の住民の意見 を反映させるために必要措置	 ・被災地域住民及びその他地域住民 を含む一般都民、昼間都民へ提示、 意見集約 	
		特定分野計画との調整 (特定分野計画の進捗状況と合わせて随時)	 特定分野計画との調整 (特定分野計画の進捗状況と合わせて随時) 	
		・都の復興計画との調整 (●●部)	区市町村の復興計画との調整 (都総務局総括部)	
		・国との調整 (●●部)	・国との調整 (総務局総括部)	
原案作 2か月	The state of the s	- 復興計画策定 (復興本部会議審議→本部長決定)	- 復興計画策定(復興本部会議審議 →本部長決定)	
		· 公表	• 公表	

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P.255)

資料第012-18 震災復興方針 (案)

震災復興方針(案)について、東京都震災復興マニュアルに示されている内容は以下のとおりである。

■震災復興方針について

震災復興方針の概要は、以下のとおりである。

なお、復興法第8条に基づき政府が復興基本方針を定めた際には、復興方針は同法9条に基づく都道 府県復興方針として位置付け、政府の方針に即して定めることとする。

【参考】復興法第9条では、都道府県復興方針にはおおむね次の事項を定めるものとされている。

- 1 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 特定大規模災害からの復興のために都が実施すべき施策に関する方針
- 3 都における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模 災害からの復興に関して、基本となるべき事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

■震災復興方針(案)

はじめに

- 被害の概要
- 復興の課題と復興への決意表明

1 復興の理念

- (1) 本震災を契機として、従前より震災に強い都市構造構築し、「人々のくらし」と「都市の機能」がバランスよく調和するとともに、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (2) 行政は、社会公共施設の早急な復興・整備等を行うとともに、被災者の自立・共助を基本としつつ、一刻も早い復興が可能となるよう公的支援と環境整備を行う。
- (3) 都民とのパートナーシップに基づく協働と連携による復興を進めるとともに、区市町村や近隣 他県等、他の地方公共団体及び国との間に広域的な連携・協力体制を確立する。

2 復興の基本目標

- (1) 人々のくらしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してくらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

第1編 第2章 第4節 1 震災復興基本方針の策定

3 都における人口の現状及び将来の見通し

(1) 人口の現状

1,316万人(2010年現在)

(2) 将来の見通し

ア 今後しばらくは増加を続けるが、2020年の1,336万人をピークに減少に転じ、2060年には1,036万人と、2010年に比べ2割減少する見込み。

イ 地域別では、区部は2020年、多摩・島しょ部は区部より若干早く2015年に人口のピークを迎える。

(東京都長期ビジョン(平成26年12月)より)

4 土地利用の基本的方向

土地利用については、「東京の都市づくりビジョン(改訂)」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の既定計画における東京圏全体の視点や被災状況を踏まえ、方針を策定する。

5 震災復興計画等の策定

復興の理念を踏まえつつ、基本目標を効率的かつ効果的に実現するため「震災復興計画」を策定するとともに、特定分野計画として「震災復興計画」との整合性を図りつつ、「都市復興基本計画」、「住宅復興計画」及び「産業復興計画」を策定する。

(1) 震災復興計画

ア 震災復興計画の位置づけ 震災後の東京の復興に係る都政の最上位の総合計画

イ 計画の内容

- (ア) 東京都が、広域自治体として実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- (4) 都民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする。
- (ウ) 繰り返し起こりうる大地震に耐えられる都市の創造を目指し、長期的視点に立った計画とする。

ウ計画期間

今年度を初年度とする10か年とする。

ただし、重点項目については3年間で終了することを目標とする。

エ 震災復興計画の策定手順

○ 2週間~1か月 震災復興検討会議の審議

○ 1 か月 震災復興計画策定方針の策定、各局への策定指示

○ 4か月~5か月 関係機関への意見照会

震災復興計画原案の取りまとめ

○ 6か月 震災復興計画の策定

(2) 都市復興基本計画

ア内容

都市復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、行政が取り組むべき具体的な都市復興施策を示すもの。

イ 都市復興の基本理念

- 被災を繰り返さない都市づくり
- 持続的発展が可能な都市づくり

○ 協働と連携による都市づくり

ウ 策定の手順

- 建築制限の実施
- 2か月以内 地元自治体との調整

計画骨子案作成

○ 6か月以内 都市復興基本計画の策定

(3) 住宅復興計画

ア 内容

- 応急的な住宅の確保
- 自力再建への支援
- 公的住宅の供給

イ 策定の手順

- 計画策定の専管組織の設置、住宅復興計画委員会設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 住宅復興計画の策定

(4) 産業復興計画

ア 内容

産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、行政が取り組むべき具体的な産業 復興施策を示すもの。

イ 策定の手順

- 計画策定体制の整備、産業復興対策委員会の設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 産業復興計画の策定

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 105-107)

第1編 第2章 第4節 2 震災復興基本計画の策定

資料第012-19 震災復興基本計画の骨格となる項目

復興基本計画を策定する際、その骨格として考慮すべき項目について東京都震災復興マニュアルでは 以下が例示されている。

■震災復興計画の骨格となる項目

- 1 理念
- 2 基本目標
- 3 計画期間
- 4 施策体系
 - (1) 人々のくらしのいち早い再建と安定
 - (2) 災害に強く、安心してくらせる都市づくり
 - (3) 誰でもが快適にくらせる生活環境づくり
 - (4) 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - (5) 我が国政治・経済の中枢機能の速やかな回復
- 5 分野別計画
- 6 地域別計画
 - (1) 副都心の機能回復及び整備促進
 - (2) ○○地域の重点的復興・整備 など

なお、復興法第10条第1項に基づき、市町村が単独で、又は特定被災都道府県と共同して復興計画を 作成する場合には、同法同条第2項に基づき、下記の事項を記載するものとされている。

復興法第10条(抜粋)

- 2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 復興計画の区域(以下「計画区域」という。)
 - 二 復興計画の目標
 - 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用 に関する基本方針(土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをい う。以下「土地利用方針」という。)その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本 となるべき事項
 - 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業(以下「復興整備事業」という。) に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。)
 - ロ 土地改良事業(土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項 に規定 する土地改良事業(同項第一号 から第三号 まで及び第七号 に掲げる事業に限る。)を いう。以下同じ。)
 - ハ 復興一体事業 (第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において 同じ。)
 - 二 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に 関する法律 (昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。)第二

条第二項 に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。)

- ホ 住宅地区改良事業(住宅地区改良法 (昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一項 に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。)
- へ 都市計画法第十一条第一項 各号に掲げる施設の整備に関する事業
- ト 小規模団地住宅施設整備事業(一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。)
- チ 津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第百二十三号) 第二条第十項 に規定する津波防護施設をいう。)の整備に関する事業
- リ 漁港漁場整備事業 (漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第四条第一項 に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)
- ヌ 保安施設事業(森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項 に規 定する保安施設事業をいう。)
- ル 液状化対策事業 (地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を 防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)
- ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業(地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地(宅地 造成に関する工事が施行された宅地をいう。)において、再度災害を防止するために施 行する事業をいう。)
- ワ 地籍調査事業(地籍調査(国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。)
- カ イからりまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他 の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 六 復興計画の期間
- 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 108-109)

資料第012-20 【参考】阪神淡路大震災復興基金事業の概要(平成28年3月現在)

(基金の概要)

1名称 : 財団法人 阪神·淡路大震災復興基金

2 設立年月日 : 平成7年4月1日

3 設立者 : 兵庫県、神戸市

4基金の規模 : 基本財産(出捐金)200億円運用財産(長期借入金)8,800億

1 住宅対策

事業名

(個人住宅)

大規模住宅補修利子補給(終了)

被災宅地二次災害防止対策事業補助 (終了)

宅地防災工事融資利子補給(終了)

被災者住宅購入支援事業補助(利子補給等)(終了)

被災者住宅再建支援事業補助(利子補給等) (終了)

県·市町単独住宅融資利子補給(終了)

住宅債務償還特別対策(終了)

高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給(終了)

隣地買増し宅地規模拡大利子補給(終了)

定期借地権方式による住宅再建支援事業補助 (終了)

高齢者住宅再建支援事業補助(終了)

被災宅地二次災害防止緊急助成 (終了)

住宅耐震改修支援事業 (終了)

(共同住宅)

被災マンション共有部分補修支援利子補給(終了)

民間住宅共同化支援利子補給(終了)

小規模共同建替等事業補助 (終了)

被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助(終了)

被災マンション建替支援利子補給(終了)

定期借地権による被災マンション建替支援事業補助(終了)

災害復興グループハウス整備事業補助 (終了)

(賃貸住宅)

災害復興準公営住宅建設支援事業補助 (終了)

特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助(終了)

被災者向ファミリー賃貸住宅建設促進利子補給(終了)

学生寄宿舎建設促進利子補給(終了)

民間賃貸住宅家賃負担軽減事業(終了)

生活福祉資金 (転宅費) 貸付金利子補給等 (終了)

公社賃貸住宅家賃負担軽減事業(終了)

(相談等)

総合住宅相談所設置運営事業補助 (終了)

ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助(終了)

災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助(終了)

2 まちづくり支援

事業名

復興まちづくり支援事業補助

復興土地区画整理事業等融資利子補給

景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助 (終了)

私道災害復旧費補助(終了)

住宅再建型宅地整備事業補助 (終了)

3 生活対策

事業名

(コミュニテイづくりと交流・活動ネットワークづくり)

ふれあいセンター設置運営事業補助 (終了)

応急仮設住宅共同施設維持管理費補助 (終了)

被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助(終了)

フェニックス・ステーション設置運営事業補助 (終了)

地域集会所再建費補助 (終了)

復興地域コミュニティ拠点設置事業補助 (終了)

民間防犯灯復旧費補助 (終了)

災害復興ボランティア活動補助(終了)

被災外国人県民支援活動補助(終了)

阪神·淡路大震災被災者支援県民会議運営補助(終了)

「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助(終了)

生活復興相談員設置事業補助(終了)

生活支援マネジメントシステム事業補助 (終了)

被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助 (終了)

(生活再建資金)

生活再建支援金の支給(終了)

生活復興資金貸付金利子補給等(終了)

災害復興公営住宅等空家入居者支援事業 (終了)

(健康・福祉の増進支援)

小規模共同作業所復旧事業費補助 (終了)

医療関係施設復興融資利子補給 (終了)

医療情報ネットワーク整備事業補助(終了)

外国人県民救急医療費損失特別補助 (終了)

コミュニティプラザ医療相談事業補助(終了)

仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助 (終了) 「こころのケアセンター」運営事業補助 (終了)

健康づくり支援事業補助(終了)

アルコールリハビリテーション事業補助(終了)

健康アドバイザー設置事業補助(終了)

(生きがいづくり)

元気アップ自立活動補助 (終了)

いきいきライフサポート事業補助 (終了)

消費生活共同組合貸付金利子補給(終了)

4 教育対策

事業名

私立学校復興支援利子補給(終了)

私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助(終了)

私立学校仮設校舎事業補助(終了)

私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助(終了)

私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助(終了)

文化財修理費助成事業補助 (終了)

歴史的建造物修理費補助 (終了)

私立登録博物館修理費補助 (終了)

私立博物館相当施設修理費補助(終了)

私立博物館類似施設修理費補助(終了)

被災地芸術文化活動補助 (終了)

5 雇用・産業対策

事業名

(雇用対策)

被災者雇用奨励金 (終了)

雇用維持奨励金 (終了)

被災地しごと開発事業補助 (終了)

被災地求職者特別訓練事業補助 (終了)

いきがい「しごと」づくり事業補助(終了)

(中小企業等対策)

政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給(終了)

緊急災害復旧資金利子補給(終了)

環境衛生金融公庫融資利子補給(終了)

環境事業団融資利子補給(終了)

港湾運送事業者等復興支援利子補給 (終了)

民有海岸保全施設復旧融資利子補給(終了)

農林漁業関係制度資金利子補給(終了)

地域産業活性化支援事業補助(終了)

地或産業活性化支援事業補助(地域産業情報化推進事業)(終了)

小規模製造企業復興推進事業補助 (終了)

路線バス災害復旧費補助 (終了) (終了)

産業復興ベンチャーキャピタル制度(終了)

新産業構造拠点地区進出企業賃料補助(終了)

新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助·利子補給(終了)

新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業(終了)

事業再開等支援資金利子補給(終了)

本格復興促進支援利子補給(終了)

復興市街地再開発商業施設等入居促進利子補給

小規模事業者事業再開支援事業 (終了)

(商店街等対策)

商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助(終了)

商店街・小売市場復興イベント開催事業補助(終了)

震災復興高度化事業促進助成補助 (終了)

商店街・小売市場共同施設建設費補助

被災商店街復興支援事業 (終了)

被災商店街コミュニティ形成支援事業補助 (終了)

共同店舗実地研修支援事業 (終了)

店舗共同化促進利子補給事業(終了)

商店街空き店舗等再生支援事業、商店街新規出店・開業等支援事業

(観光等)

テレビCM放映事業補助 (終了)

会議、大会等誘致奨励金交付事業補助(終了)

観光復興リレーイベント開催事業補助 (終了)

観光対策推進事業補助(終了)

6 その他

事業名

追悼行事関連文化復興事業補助 (終了)

震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助(終了)

震災の経験・教訓継承事業補助

7 自主事業

事業名

被災者自立復興支援事業

震災復興広報強化事業(終了)

第1編 第2章 第5節 2 復興基金

資料第012-21 【参考】宮城県東日本大震災復興基金

(基金の概要)

1名称: 宮城県東日本大震災復興交付金(被災地域農業復興総合支援事業)

2設立年月日 : 第一次復興基金:平成23年10月

第二次復興基金:平成25年3月

3 設立者 : 宮城県

4基金の規模: 第一次:893.8億円

(特別交付税+外国政府寄付金+一般寄付金+企業助成金+ふるさと納税)

第二次:708.6億円(震災復興特別交付税)

基幹事業

1生活再建支援

事 業 名
食生活支援
歯科保健支援
生活相談支援員設置
ライフサポートセンター設置支援
震災復興担い手 NPO 等支援
デジタルサイネージを活用した被災者支援
事業
図書館資料購入事業
老人福祉施設等復旧支援
障がい福祉施設等復旧特別支援
生活福祉資金貸付事業(貸付 相談等への助
成)
母子寡婦福 祉資金貸付事業(利子補給)
介護保険制度運営事業支援
<u> </u>

2 地域復興支援	
阿武隈急行復旧特別支援	
離島航路維持確保対策	
仙台空港鉄道復旧特別支援	
組合区画整理施設等復旧支援	
被災中小企業者対策資金利子補給	
中小企業施設設備復旧支援事業	
商店街にぎわい再生支援	
商業機能回復支援	
商店街再生加速化支援事業	
ものづくり企業販売力等育成支援事業	
被災商工会等機能維持支援	
被災商工会等施設等復旧支援	
中小企業組合等共同施設等復旧特別支援	:
信用保証協会経営基盤強化対策	
被災中小企業海外ビジネス支援	
観光施設再生支援事業	
観光復興キャンペーン推進	
観光復興イベント開催支援	
観光施設再生・立地支援	
沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業	
インバウンド誘客 拡大受入環境整備事業	美
雇用維持対策	
雇用創出対策	
産業復興促進補助金	

3農林水産業再建支援

_) 辰怀小庄未丹廷义饭
I	事 業 名
Ì	農林業災害対策資金特別利子補給
Ì	農業団体被災施設等再建整備支援事業
Ì	宮城県農業生産復旧緊急対策事業
Ì	先進的 農業被災地導入支援事業
Ì	農地災害復旧関連一括農地管理
I	小規模農地等復旧支援事業
ĺ	災害査定設計委託費等支援事業
	木材チップ等緊急流通支援事業
	特用林産物生産施設早期再開支援事業
	林業種苗再生再建支援事業
	被災農地再生支援事業
l	畜舎等施設整備支援
l	経営再建家畜導入支援
l	被災家畜緊急避難輸送・管理支援
l	水産業団体被災施設等再建整備支援
l	食品加工原材料調 達支援
l	沿岸漁業復興支援施設整備
l	高鮮度魚介類安定供給
l	養殖用資機材等緊急整備
l	水産加工業人材確保支援
l	海岸局統合整備事業
l	海 底清掃資材購入支援
ļ	養殖業再生
ļ	養殖用資機材等緊急整備
ļ	県産農林水産物・食品等利用 拡大支援
ļ	県産農林水産物等 イメージアップ推進
ļ	物流 拠点機能強化等支援
	復興促 進商品づくり・販路開拓支援
	食産業再生期スタートダッシュプロジェク
ļ	ト推進

食産業ステージアッププロジェクト推進 水産都市活力強化対策支援

4教育・文化再建等支援

· 1X/11
小中学校教材備品等購入
小中学校保健室用備品購入事業
小中学校震災図書整備事業
小中学校屋内運動場改築事 業
総合高校の魅力ある学校づくりプロジェク
ト事業
小学校避難路整備事業
私立学校施設整備復旧特別支援
農山漁村絆づくり支援事業
被災私立保育所等整備支援
認可外保育施設利用者支援
保育士確保支援
社会教育関連団体復旧支援
指定文化財等災害復旧特別支援
無形民俗文化財等再生特別支援
被災有形文化財等復旧支援
私立博物館復旧支援

東日本大震災復興交付金制度要綱 復興庁 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/sub-cat1-14-9/01_20161011_seidoyoukou.pdf

『岩手県・宮城県における東日本大震災復興基金の活用に関する考察』青田良介 http://www.fukkou.net/research/bulletin/files/kiyou8_02.pdf

第1編 第2章 第6節 1 用地の確保と利用調整

資料第012-22 応急復旧事業、震災復興事業で利用を検討すべき公有地のリスト

★5,000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

	名 称	所 在 地	所有	種 別	施設面積	広場面積	備考
1	学 田 公 園	豊玉南三丁目32番27号	区	公 園	10,886	6,000	野 球 場
2	夏の雲公園※	光が丘三丁目4番1号	区	公 園	54, 033	5,000	広 場
3	立 野 公 園	立野町32番1号	区	公 園	21, 853	7,000	広 場
4	大泉さくら運動公園※	大泉学園町九丁目4番5号	区	公 園	43, 797	10,000	多目的運動 広 場
5	びくに公園	東大泉二丁目28番31号	玉	公 園	21, 897	9,000	白子川比丘尼橋 上 流 調 節 地
6	大 泉 学 園 町 希望が丘公園※	大泉学園町九丁目1番2号	区	公 園	10, 100	5,000	多目的運動 広 場
7	大泉 町もみじやま公園	大泉町三丁目23番1号	区国	公 園	17, 432	5,000	(外環上部) 広場
8	石神井松の風文化公園※	石神井台一丁目33番44号	区	公 園	47, 735	7,731	多目的広場
9	高野台運動場	高野台三丁目8番8号	X	スポーツ 施 設	10, 543	10, 411	
10	北大泉野球場	大泉町三丁目31番44号	区	スポーツ 施 設	14, 128	14, 009	
11	東台野球場	石神井町一丁目11番32号	区	スポーツ 施 設	12, 029	11, 976	
12	練馬総合運動場※	練馬二丁目29番10号	区	スポーツ 施 設	38, 772	38, 442	
13	中村かしわ公園	中村一丁目17番1号	区	公園	14, 674	6,000	
14	石神井公園※	石神井台一・二丁目 石神井町五丁目	都	都立公園	22, 650		
15	城北中央公園※	氷川台一丁目	都	都立公園	262, 369		
16	光が丘公園※	光が丘二・四丁目 旭町二丁目	都	都立公園	607, 823		
17	大泉中央公園	大泉学園町九丁目	都	都立公園	103, 000		
	And a set of the section	135, 569					

- (注1)※は東京都の指定避難場所
- (注2)城北中央公園は、板橋区分(128,827㎡)を含む。
- (注3)光が丘公園は、板橋区分(8,649㎡)を含む。

★都立公園の利用計画案(東京都指定避難場所)

①都立城北中央公園

施設名称	面積	緊急初動期	応急対	策北町	復旧・復興期
旭权有你	(約㎡)	(災害発生~3日間)	(4日目~	~3週間)	(3週間以降)
小野球場1	4, 200	ライフライン復旧活動拠点 応急仮設住宅建設用地		它建設用地	
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠点			
		医療機関近接ヘリコプタ	一緊急離着		
		陸場候補地 (8,000)			
小野球場2	4, 200	がれき集積所(一次)	がれき集積所(一次)		所(一次・二次)
野球場A	10, 500	大規模救出救助活動補助	大規模救出救助活動補助スペース		它建設用地
野球場B	3,600	ヘリポート	ヘリポート		它建設用地
ドッグラン	4, 100	ペット受入れ候補地			
こども広場付近	1, 400	給水拠点			
ケヤキ広場付近	1,500) 徒歩帰宅者支援スペース			
児童公園西側	1,900	がれき集積所(二巻		沂 (二次)	
クローバー広場	6, 500				応急仮設住宅建設用地

②都立光が丘公園 (面積は概算)

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生~3日間)	応急対策期 (4日目~3週間)	復旧・復興期 (3週間以降)
弓道場	6, 500	ペット受入地		
陸上競技場	17, 000	大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプク (8,000)	マー緊急離着陸場候補地	
野球場	8, 100	大規模救出救助活動補助スペース		
テニスコート	6, 200	給水補助スペース		
芝生広場	32, 400	がれき集積所(一次)※		
駐車場	6, 700	生活物資の集積・輸送補		

③都立石神井公園

施設名称	面積 (㎡)	緊急初動期 (災害発生~3日間)	応急対策期 (4日目~3週間)	復旧・復興期 (3週間以降)
) W-4-1H	(111)			
くぬぎ広場		避難スペース	応急仮設住宅建設用地	同左
さくら広場		避難スペース	応急仮設住宅建設用地	同左
けやき広場		避難スペース	応急仮設住宅建設用地	同左
おべんと広場		避難スペース		
くつろぎ広場		避難スペース	応急仮設住宅建設用地	同左
A地区野球場		ペット受入地	同左	
B地区野球場		災害時臨時離発着陸場	同左	
		候補地		
管理事務所		現地対策本部	同左	同左
駐車場		緊急車両集結地	仮設商店街	

④都立大泉中央公園

施設名称	面積	初動期	復旧期	復興期	
旭权石机	(m^2)	(災害発生~3日間)	(4日目~3週間)	(3週間以降)	
野球場			救出・救護活動拠点	応急仮設住宅建設用地	
都道108号沿いの樹林地		避難スペース			
西側の一部を除いた全域		避難スペース			
西入口周辺		避難スペース	ボランティア活動		
			スペース		
四季の広場		避難スペース	ボランティア活動		
			スペース		
アスレチック広場		避難スペース	ボランティア活動		
			スペース		
陽だまり広場		避難スペース	応急仮設住宅建設用地	同左	

(出典:練馬区地域防災計画(平成29年度修正)P.157-159)

第1編 第2章 第6節 1 用地の確保と利用調整

資料第012-23 用地利用計画(案)

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

2 個別利用計画

本計画においては、区内の利用可能なオープンスペースを国及び都並びに関係機関と協議の上把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 救出救助活動拠点
- (2) ヘリコプター緊急離着陸場
- (3) ボランティア活動拠点
- (4) 生活物資の集積・輸送拠点
- (5) ライフライン復旧活動拠点
- (6) がれき集積場所
- (7) 応急仮設住宅建設用地
- (8) 公営住宅の建設用地
- (9) 庁舎の建設用地
- (10) その他

3 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1) のうち大規模救出救護拠点、(2) のうち医療機関近接ヘリコプター緊急 離着陸上については、指定を行い、告示していく。

4 主管部課

総務部経理用地課、危機管理室防災計画課

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.311に一部加筆)

資料第012-24 事前用地調整方針

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、23区、特に都心と周辺区においては、利用可能な用地が限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った用地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や公社、民間の用地についても対象にし、 必要な確保に努める。

Ⅱ 用地調整の基本的枠組みについて

発災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災~2週間程度、②2週間~1か月程度、③1か月~2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災~2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応する場合が多くなることが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、災害対策本部が調整する。

都本部は、都全域における応急対策に必要な調整案を作成する。

[優先的に対応する用途]

- 避難場所
- ② 救出救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

[都本部の調整]

- (1) 都各局及び区市町村は、用地の利用要望を都本部に提出する。
- (2) 都本部は、被害状況を把握し、緊急活動に必要な用地の確保及び現在の利用状況を把握する。
- (3) 都本部は、応急対策に伴う全体的な用地需要を集約・整理するため調整部会を設置する。
- (4) 都各局及び区市町村の利用要望に対して不足が予想される場合は、行政間の調整及び他の未利用地を活用する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後2週間~1か月程度】

震災復興本部設置後の用地使用は、災害対策本部と震災復興本部が共同で設置する「用地調整会議」において調整する。

救出救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧 に向けた用途について優先的に調整する。

[優先的に対応する用途]

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

[調整会議の調整]

- (1) 区市町村は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。
- (2) 都本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。
- (3) 救出・救助活動等が終了した用地については、原則として他の用途の対象地とする。
- (4) 用地が不足する場合は、行政間の相互利用を含め広域的に調整する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後1か月~2年間程度】

震災復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

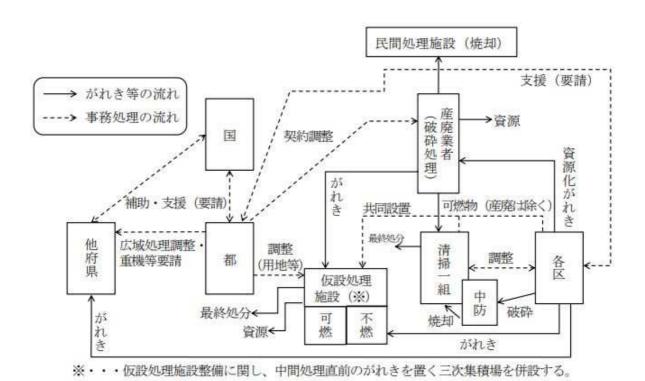
[優先的に対応する用途]

- ① 公営復興住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

[復興本部の調整]

- (1) 各局及び区市町村は、復興対策に必要な用地の利用要望を震災復興本部に提出する。
- (2) 財務局財産運用部は、震災復興本部に寄せられた用地需要を一元的に管理(区市町村の用地需要を含む)する。
- (3) 復興本部は、関係局及び区市町村の復興計画に基づき、事業の進捗状況等を踏まえて優先度を設け用地調整を行う。
- (4) 新たな需要に対する割り当て(区市町村を含む。)は、その必要性や用地の利用状況等を考慮し調整する。

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P.313-314)



(出典:練馬区地域防災計画(平成29年度修正) P. 169)

資料第012-26 前橋市ホームページにおける代行発信のイメージ



1

(平成19年練馬区総合防災訓練で作成)

平成19年 (2007年)

1/14

災害時臨時号

http://www.city.nerima.tokyo.jp/

●発行 練馬区 ●編集 災害対策本部広報班 〒176-8501豊玉北6-12-1 Tel/3993-1111 (代表) Fax/3993-1194

▽問合せ

確かめ、けが人などが発生したら協力して助け合いましょう。

災害対策本部広報部広報班 53993・111

まず、ご自分やご家族の身を守り、次に近所の方の無事を



チュード7・3の首都直下型地震が発生し、練馬区でも震度 6弱を記録しました。 1月14日印午前6時ごろ、東京湾北部を震源とするマグニ

どを行います。 拠点を設置し、 区内の災害情報を随時提供するほか、被災者の救護・支援な 区では、区役所に災害対策本部を、各区立小中学校に避難 今回の災害への対応を開始しました。今後

災機関との連絡調整を行って 警察・消防・自衛隊など各防 か、被災者の方の救護・支援、 の災害情報を随時提供するほ 気・ガスなどの復旧状況など 皆さまに区内の被災状況や電 災害対策本部では、 きます。 区民の

区ホームページを ご覧ください

設置しました 区役所に災害対策本部を

区長を本部長とする災害対策 んでした。 区役所建物に異常はありませ 役所を緊急点検し、区役所に 本部を設置しました。なお、 区では、地震発生直後に区

災の心配がなく、建物もしっ る必要はありません。 かりしている場合は、

ŧ www.city.nerima.tokyo.jp/) しています。

火災などの危険が迫った

避難拠点を設置

区役所!

災害対策本部

を、

各区立小中学校に

さい。避難拠点では、被災者 の受け入れを行っています。 合は、お近くの区立小中学校 倒壊したりする恐れがある場 (避難拠点) へ避難してくだ ときは、避難拠点へ なお、自宅やその周辺に火 火災が広がったり、建物が

区ホームページ(http:/

を目指し、総力を挙げて復旧に取り組んでまいります。 区民の皆さまにおかれましては、厳しい生活の下では 志村豊志郎

ありますが、ご協力をお願いいたします。

練馬区長

区内の被災状況

などの生活基盤の早期回復など、1日も早い生活の安定

区は、避難所の環境整備、損壊した道路・ガス・水道

皆さまに心が痛む思いです。

ます。また、現在不自由な生活を強いられている多くの

この災害で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げ

総力をあげて復旧に取り組みます

(1月14日午前9時現在)

>死 者 ○負傷者 ▷生き埋め

>火災件数

▷倒壊家屋

約8名 約1名 5件

約5名

全壊家屋約9棟 半壊家屋約8棟 □道路状況 関越自動車道…通行止め

環状七号線…都心への通行を規制中 地下鉄有菜町線、都営大江戸線…全線不通

>鉄 渞 ▷停電地域 貫井、早宮、春日町(約9千軒) ▷ガス供給停止地域 小竹町、貫井(約4万世帯)

災害用伝言ダイヤル「171」のご利用を

被災地内の方の自宅などの電話番号を入力して伝言を録 音・再生できるNTTのサービスです。電話番号「171」に 掛けて、被災した方の安否確認にご利用ください。

災害情報を随時お知らせ

資-47

資料第012-28 各被災地における広報活動の事例

【事例】災害対策本部のマスコミ公開による広報(平成16年 新潟県中越地震:長岡市)

○マスコミへの対応

- ・本部にはマスコミの出入りが自由にできるようにした。本部にホワイトボードを設置し、そこに情報を掲示した。本部会議の記録も全部マスコミに提供した。
- ・なお、本部の中に住民からの電話を受け付ける場所があり、ここだけは個人情報保護の観点からマスコミに立ち入らないように要請し、マスコミも節度を守ってくれた。
- ・本部会議後には、市の幹部がマスコミからの質問に答える場も設け、市の災害対応への方針を正し く理解してもらえるよう取り組んだ。

【事例】広報誌の発行(平成7年 阪神・淡路大震災:神戸市)

〇初期対応

- ・当初、市内の印刷会社を必死に探したが、仮に見つかったとしても、配送方法などがネックとなっ た。
- ・「こうべ地震災害対策広報」第1号2,300部は、1月25日に発行。その後、2日に1回の頻度で発行した。
- ・配送は、区の物資輸送ルートの他、業者によるバイク隊を結成し、避難所を中心に、電柱や壁等1,000 箇所に板張の広報紙を掲げた。屋外に張出すことから、広報誌には水に強い材質が選ばれた。

〇発行に際しての工夫

- ・広報紙は速報性を重視し、避難所等に掲示されることも考慮して、A3サイズ1ページものにした。
- ・配色については、張出した際に新号であることがすぐわかるよう、毎回色を変えた。さらに、毎号 には次回の発行予定日を掲載した。
- ・その後、新聞配達の目処がついた2月17日からは、月2回、記録性と詳細さを重視した新聞折込み「広報こうべ」を別途発行。

【事例】ホームページ広報(平成12年 鳥取県西部地震:島根県)

〇対応状況

- ・震災発生後、震災情報の発信を島根県ホームページで行うべく、広報課から、随時、行う記者発表をホームページに即時掲載するよう要請があり、10月6日から10日まで24時間体制、職員常時2名体制で対応した。
- ・震災等、非常事態が発生した時は、災害情報を求めて、住民からのインターネットによるホームページへのアクセスが急増するが、今回は震災発生直後にアクセスが急増した時間帯に情報発信が行えておらず、情報を求める住民への情報提供等の広報が滞った。

〇教訓

・今後、ボランティアの募集等、インターネットを利用した広報・情報提供は必要性が増すと思われるため、災害発生時の広報計画の中にインターネットも含め、関係課での対応訓練などの事前対策とホームページ作成を行う職員の動員体制等の整備が必要である。

資料第012-29 相談内容と総合相談・申請窓口のイメージ

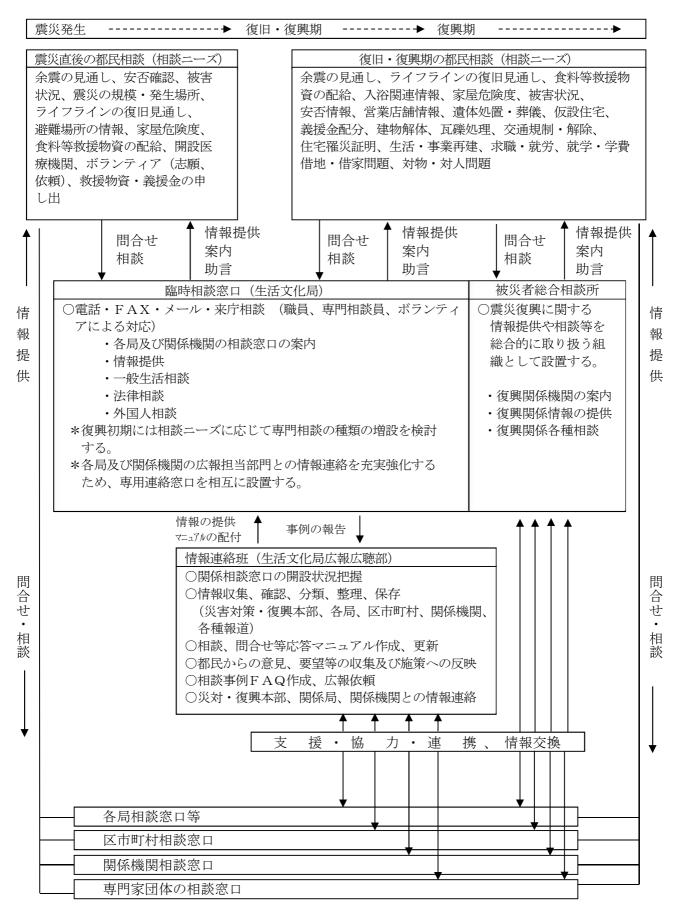
(平成12年鳥取県西部地震:米子市)

★ 相談内容と総合相談・申請窓口のイメージ(平成12年鳥取県西部地震:米子市)

鳥取県西部地震で、米子市は、各種減免措置などの申請手続に際して、災害復旧相談室を設置した。まず、総合相談窓口を設置し、ここで各種相談窓口を紹介し、相談室の窓口では、担当者のパソコンで、直接住基、課税、固定資産税のデータが出せるようにしてあり、相談に来た人がその場で手続がとれるようにした。

⑩住宅復興補 助制度	⑨商工融資制 度	⑧母子寡婦福 祉資金貸付	4~7	③各種減免
① ① 回 は な 理 は な を を を を を を を を を を を を が の の の の の の の の の の の の の			④応急修理(救助法) ⑤障害物除去(救助法) ⑥被災高齢者等生活支援事業 ⑦災害援護資金貸付 ① 公合窓 口	② 省
③り災証明再審 査請求 ④り災届出証明	⑤米子市建設業 協会相談窓口	⑯家賃負担軽減 補助制度		出入り口

資料第012-30 震災時の相談体制と相談内容



(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P.320)

資料第012-31 災害復興まちづくり支援機構

災害後の復興について、職能を生かした支援活動(専門家の派遣等)を行う。以下の団体が東京都 と協定を結んでおり、都を通じて専門家派遣を受ける。

- ① 東京弁護士会
- ② 第一東京弁護士会
- ③ 第二東京弁護士会
- ④ 東京司法書士会
- ⑤ 東京税理士会
- ⑥ 東京都行政書士会
- ⑦ 東京土地家屋調査士会
- ⑧ 東京都社会保険労務士会
- ⑨ (一社) 東京都中小企業診断士協会
- ⑩ (公社) 東京都不動産鑑定士協会
- ⑪ (一社) 東京都建築士事務所協会
- 迎 (公社) 日本建築家協会
- ⑬ (公社) 日本技術士会
- ⑭ (公社) 東京公共嘱託登記司法書士協会
- 15 日本公認会計士協会東京会
- 16 日本弁理士会関東支部
- ① (公社) 東京社会福祉士会

資料第012-32 被災者相談シート

被災者相談シー		相談日	年	月	日
被災者名	被災	6. 人名			
被災者連絡先	(電話) (電子メール) (現在の被災者の居所)	(ファクス)			
記入者所属氏名		相談受付場所			
		作於文刊物別			
相談内容					
要望事項					
対応					
備考					

資料第 021-1 家屋被害概況調査要領

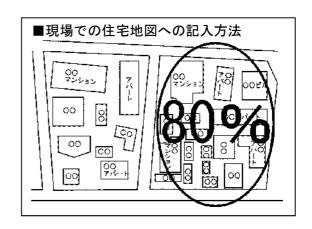
1 家屋被害概況調査の実施

被害概況の把握は、区災害対策本部が収集する情報及び東京都災害対策本部に集積する各種情報により行う。

2 家屋被害概況補足調査の実施

家屋被害概況の把握に際し、大被害地区及び中被害地区については、現地踏査による被災状況(被災区域及び被災規模)の補足調査を行い、第一次建築制限区域指定の判断材料とする。 あらかじめ避難拠点区域を単位に調査区域を定め、その部分の住宅地図コピーをもって対象 地区に移動し、目視にて概ねの被害割合を判定、記入する。

- (1) 調査体制:原則2人1組(余震の恐れ等があり、安全確保のため)
- (2) 調査方法:
 - ア 各班は、担当の町丁目の住宅地図を用意し、調査用資機材を確認した上で現地に向かう。
 - イ 街区単位程度(番地単位程度)でまとめて何割程度の建物被害があるか判断する。住宅地 図への記入は赤ボールペンを使用する。



■地区別家屋被害概況の区分と判定基準

区分	判 定 基 準
大被害地区	おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼
中被害地区	おおむね5~8割の家屋が全壊・半壊・全半焼
小被害・無被害地区	上記以外

■調査用資機材(例)

区市町村の地図/住宅地図(記入用)/筆記用具/画板/ヘルメット/軍手/マスク/雨具/防寒具/カメラ/コンベックス/携帯電話/水筒等

3 家屋被害台帳等の作成・整理・公表(1週間以内)

- (1) 調査結果は、町丁目単位で大被害地区及び中被害地区についての家屋被害台帳(Excel ファイル)として作成し、都へDISメール・電子メール等で送付する。
- (2) 調査結果及び被害分布図などの被害概況の情報を第一次建築制限の区域指定(案)検討に活用し、その補足資料として公表する。

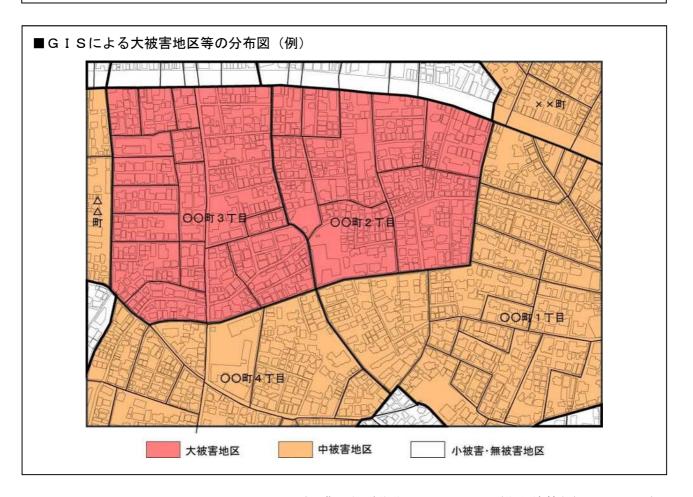
■家屋被害台帳及び記載例

家屋被害台帳

(/ 頁) (OO区)

									(OOE)
	所 在	建物	被害概況			被害状況			
所在コード	町丁目	総棟数 a	被害割合 b	被害棟数 a×b	大(O)・ 中(Δ)被 害地区	全壊 c	半壊 d	全半焼 e	被害度 (c+d+e)÷a
13109001001	〇〇1丁目	132	85%	112	0	20	5	87	85%
13109001002	〇〇2丁目	71	100%	71	\circ	12	6	53	100%
13109001003	〇〇3丁目	60	95%	57	\circ	14	2	41	95%
13109001004	××1丁目	129	60%	77	\triangle	5	1	70	59%
13109001009	□○4丁目	117	80%	94	0	7	0	87	80%
13109001010	□○5丁目	60	45%	27		9	0	19	47%
13109002017	〇△2丁目	75	90%	68	0	34	0	35	92%
13109002018	○○31目	104	80%	83	0	30	8	42	77%
13109002025	〇口1丁目	83	45%	37		12	21	5	46%

- 注1)「建物総棟数」は、最新の土地利用現況調査結果により記入する。
- 注2) 都には、町丁目の被害概況を報告する。
- 注3)「本様式」及び「所在コード表」は、各区市町村都市復興担当課が保管する。



(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 203-204)

資料第 021-2 都市復興基本方針の策定

1 東京都の活動

(1) 都市復興基本方針の策定

都は、被害概況調査及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、以下の策定指針に沿って、都市 復興基本方針を策定する。また、区市町村の作成する都市復興基本方針との整合性に留意する。 また、都市復興基本計画検討委員会を開催し、調査・検討を行う。

- ※ 都市復興基本計画検討委員会の震災発生後における調査・検討の所掌事項
 - (ア)都市復興に係る主要課題 (イ)都市復興基本方針 (ウ)都市復興地区区分
 - (工)都市復興基本計画 (オ)復興都市計画

(2) 東京都都市復興基本方針の公表

都は、都市復興基本方針を策定後、速やかに都民に公表する。なお、公表は第一次建築制限区域の指定・公表(2週間以内)と同時に行う。

1. 都市復興の理念

あらゆる人が、豊かで安定・充実した生活を送り、活躍・挑戦できるようにするとともに、世界有数の大都市圏である東京圏とその中核となる東京が、今後も都市としての繁栄を続けられるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。

そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。

(1) 安全でゆとりある都市

被災地域を中心として、耐震性等を有する建築物の整備促進や、道路、河川などの整備はもとより、地域のコミュニティを育み、災害発生時には防災活動拠点にもなる公園等のオープンスペースの確保や有効活用を図る。加えて、生活や業務等の継続に必要なエネルギーが安定供給できるエネルギーインフラの整備を促進する。これらにより、強靭な都市施設や建築物を形成することで、被災を繰り返さない、安全でゆとりある都市を目指す。

(2)世界中の人から選択される都市

東京の復興に当たっては、強靭なインフラストックなどを最大限活用して、「安全でゆとりある都市」に高度な都市機能を集積し、更にそれを伸ばし、グローバルな人・モノ・情報の活発な交流を促進する。これにより、新たな価値を生み続ける活動の舞台としての東京のブランド力をより一層高めることで、世界中の人から選択される都市を目指す。

(3) 持続的な発展を遂げる都市

東京の復興に当たっては、最先端技術も活用しながら、長期的な観点から、環境への配慮 (Environment)、社会への貢献 (Social)、都市のマネジメント (Governance)、いわゆる「ESG4」の概念を取り入れて都市づくりを進める。あわせて、みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高める。これらにより、持続的な発展を遂げる都市・東京を目指す。

(4) 共助、連携の都市

都市の復興を通じ、被災者一人一人が助け合い、コミュニティの結束力を高めることで地域の 復興を進め、それが都市全体の復興に結びついていく構図をつくりあげていく。

これらの取組を進め、自助・共助・公助の連携により、東京に関わる一人一人の思いが結実した都市を目指す。

また、国、区市町村、近隣県市とも連携して、東京圏全体を視野に入れた復興を進めていく。

2. 都市復興の目標

『被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現』都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。

「被災を繰り返さない」とは、都市復興後、再び東京が地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等に襲われたとしても、被害を限りなく低減できるような都市につくり変えることを目指すという決意を示すものである。

また、「活力とゆとりのある高度成熟都市」とは、「都市づくりのグランドデザイン」における「都市づくりの目標」である。

この目標は、東京が持続的に発展していくために、日本はもとより世界をリードする都市として 更なる成長を遂げ、世界中の誰もが憧れ、希望と活力があふれる成熟した都市を目指すという決意 を示すものである。

3. 都市復興の基本方針

都市復興に当たっては、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等の発生時において、 東京の都市機能を維持し、行政や経済活動を始めとした社会全体の動きを止めることなく、以下の 基本方針の下、東京を更に強靭化していく。

(1) 都市復興の対象地域

都市復興は、被災からの再生を第一の目的とすることから、基本的には被災した地域を主な対象地域とする。

しかし、被災の程度が低い場合でも、被災をきっかけに新たな都市づくりを目指す場合もある。また、被害の発生が全くない地域においても近隣で行われる復興事業との関連において、まちづくりの検討が必要となる場合も生じる。さらに、広域ネットワークとしての整備が必要となる都市施設や、無秩序な市街化の防止等、広域的な観点からの都市づくりの検討も必要である。こうしたことから、東京圏を対象とした都市づくりのあり方も視野に入れていく。

(2) 都市復興に関する方針

(1)「都市づくりのグランドデザイン」の都市像の実現

平常時はもとより、被災時の都市復興に当たっても、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市像や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)))」の実現に取り組んでいく。

その際には、「都市づくりのグランドデザイン」で示した人口等の将来見通しや土地利用の 方針を踏まえるものとする。

②計画の柔軟な見直しによる都市の更なる強靭化

近年、国内では、大地震やそれに伴う津波、豪雨に伴う土砂災害や浸水被害などにより、建物倒壊などの甚大な被害が発生している。また、「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月18日公表東京都)」では、木造住宅密集地域で、火災の発生による焼失などで大きな被害が生じることも想定されている。そのため、都では、首都直下地震や大規模水害など、甚大な被害をもたらす災害に的確に対応できる様々な防災都市づくりに長期的かつ計画的に取り組んでいる。

一方、今後の災害の状況によっては、被災後の都市復興で、区域マス等を実現するだけでは 同程度の被害を受ける恐れがある。この場合においては、「都市づくりのグランドデザイン」で 示した都市像を目指しつつ、必要に応じ、人口等の将来見通しや土地利用の方針の見直しも視 野に入れて検討を行い、区域マス等を改正する。その検討に当たっては、例えば単独で発生す る水害はもとより、地震に台風が重なって浸水被害が発生するような複合災害など、当該地域 で想定される様々な自然災害への対応も検討し、更なる強靭化を目指す。

③関連 計画の調整・融合による円滑な都市復興の実現

首都直下地震等の震災時には、都は、区市町村が「区市町村の都市計画に関する基本的な方針(区市町村マスタープラン)」を基に作成する「区市町村都市復興基本計画」や、個別地域で計画される「地域別復興まちづくり計画」との調整・融合を図りながら、区域マスを基に、「東京都都市復興基本計画」を作成・公表し、必要に応じて区域マスの改定にも反映する。

なお、これらの計画は、円滑な都市復興を進めるため、社会経済情勢の変化やその事業実施 の進捗状況等を踏まえながら、適宜、見直しの検討を行う。

(3)「他分野の復興」との連携

都市復興に当たっては、「住宅の復興」や「くらしの復興」、「産業の復興」が重要であることから、それぞれと連携を図りながら、進めていく。

①「住宅の復興」との連携

近年の大規模災害からの復興においては、早期に住民の生活の安定確保を図るためには、復興住宅政策の果たす役割は大きいものとなっている。このため、都市復興に当たっては、被災後の住宅の供給・復興との連携、調整を図りながら進めていく。

②「くらしの復興」との連携

被災後には、1日も早く、被災者のくらしを震災前の状態に戻し、その安定を図る「くらしの再建」が重要となる。このため、都市復興に当たっては、福祉や保健、医療などとの連携、調整を図りながら進めていく。

③「産業の復興」との連携

被災後、住民の雇用の継続確保など早期に生活の安定を図るために、また、世界中の人から 選択される都市を実現するためにも産業を迅速に復旧・復興することが求められる。このため、 都市復興に当たっては、被災後の産業復興との連携、調整を図りながら、進めていく。

(4) 多様な主体の連携 による都市復興

近年の大災害の教訓から、首都直下地震などの大規模な被害を受けた首都東京の1日も早い都市復興には、国や近隣県市・区市町村などの自治体はもとより、被災者・被災企業を始め、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い関係者が連携し、心を一つに総力を結集して取り組んでいく必要がある。

また、多様な被災者・被災企業の意向等に応えるとともに、都民・企業などによる復旧・復興の取組を促進するため、復興都市づくりに係る様々な都市計画の諸制度等を効果的に活用する。

(5) 都市復興の期間

都市復興に当たっては、早期の本格的な生活再建を図るとともに、首都東京の国際競争力を維持・発展させていくことが必要である。

このため、都市復興の諸事業をできるだけ短期間に実現することを基本とする。

しかし、被災区域が相当に広範囲にわたることによる膨大な事業量や、抜本的な取組の必要性が生じた場合、事業によっては中長期にわたらざるを得ないこともあり得る。

そこで、生活再建や経済再生に係わる復興事業を中心に、できるだけ短期間(おおむね $5\sim10$ 年)で都市復興を達成することを目指す。

一方、将来に備える幹線道路等、中・長期的な取組を必要とする計画についても着実に推進していく。

(出典:都市復興の理念、、目標及び基本方針(令和元年6月28日東京都))

2 区市町村の活動

(1) 区市町村都市復興基本方針の策定

区市町村は、被害概況調査結果及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、東京都都市復興基本 方針との整合を図りながら、都市復興基本方針策定指針、都市計画マスタープラン等を踏まえ、 地域特性を加味した区市町村都市復興基本方針を策定する。

(2) 区市町村都市復興基本方針の公表

区市町村は、都市復興基本方針を策定後速やかに公表する。なお、東京都及び特定行政庁である多摩9市が行う第一次建築制限区域の指定・告示(2週間以内)の前に行う。

(参考:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 222-223)

資料第 021-3 東京都の都市復興基本方針(案)

はじめに

今時の震災において、都市の機能と生活の場であった住宅市街地が壊滅的な被害を蒙るにいたった。 教訓を真摯にうけとめ、一刻も早く東京の再生にとりくまねばならない。また、多くの都民が避難生活 を余儀なくされており、一日も早く安心できる生活を取り戻し、新しい希望にあふれた市街地を建設 していかねばならない。

東京都は、関係機関の総力を上げて都市復興を進めるにあたり、以下の基本方針を策定する。

1 都市復興の理念

都市復興は、被災の教訓及び総合計画等を踏まえるとともに、以下の点に配慮して取り組む。

- (1) 早期の生活再建を通じた活力ある都市づくり 住宅の確保など生活機能を早期に回復し、都民の暮らしの再建の上に立った復興都市づくりを 進める。
- (2) 被災を繰り返さない安全・安心都市づくり 被災地域を中心とした抜本的な都市改造を推進し、公園・緑地等のオープンスペースを確保する とともに、交通インフラの整備水準を高め、被災を繰り返さない安全・安心な都市づくりを進める。
- (3) 持続的発展が可能な環境共生都市づくり 復興に併せた自然環境の回復や公園・緑地等の環境インフラの整備、環境負荷を低減した都市へ の転換を図り、持続的発展が可能な都市にしていくため、環境共生都市の実現を目指す。
- (4) 東京の国際的な地位を高める国際文化都市づくり 環境、文化、生活等の様々な魅力の創出と歴史的な建造物を保存、活用した国際文化都市の実現 を目指す。
- (5) 協働と連携による都市づくり 被災者一人ひとりが助け合い、コミュニティの結束力を高めることで地域の復興を進め、これら

2 都市復興の目標

生活復興の諸施策と連携し、都市復興の理念に沿って東京の復興を図り、『被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京』を形成することを都市復興の目標とする。

3 土地利用の基本的方向

土地利用については、「東京の都市づくりビジョン(改定)」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の既定計画における東京圏全体の視点や被災状況を踏まえ、方針を策定する。

4 都市復興への取組

- (1) 都市基盤施設の復興方針
 - ア 基幹的な都市施設である鉄道、高速道路、幹線道路、ライフライン等については、早期に復旧 を図る。
 - イ 壊滅的な被災市街地の既定都市計画施設は、原則として既定計画通り整備する。

の積み重ねによって行政とも連携しながら都市全体の復興を図っていく。

- ウ 被災市街地における既定都市計画の変更及び新規都市計画施設の追加については以下の点に 配慮して計画を作成し、ライフラインについて規模や占用位置等を事業者と調整しながら、整 備を進める。
 - (ア) 都市機能や防災面から重要な施設
 - (イ)「東京都長期ビジョン」、「東京の都市づくりビジョン(改定)」等に位置づけられている施設
 - (ウ) 地区住民の一定の合意ができている施設
 - (エ) その他復興の実現にあたって特に必要である施設
- (2) 特定地区の復興方針

都心、副都心、多摩の「心」については、それぞれの位置づけに応じて、早急に復旧を図る。

- (3) 市街地の復興方針
 - ア 被災者の速やかな生活再建を図りつつ、安全で快適な生活環境づくりに行政と住民が協力して 取り組む。
 - イ 壊滅的な市街地において、土地区画整理事業・市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき 地区については、円滑で計画的な復興都市づくりを展開するために必要な建築制限を実施する。
 - ウ 市街地復興の方向を明示するため、既定計画、被災状況、住民意向を検討の上、2か月を目標に都市復興基本計画(骨子案)を示す。
- (4) 住宅供給の復興方針

被災者の早期の生活再建を図るため、応急仮設住宅の確保と恒久的な住宅への円滑な移行を図る プログラムを作成・公表する。応急仮設住宅はできるだけ被災市街地近傍で確保するともに、低未 利用地の活用や周辺県市を含めた広域的な対応を行う。

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 223)

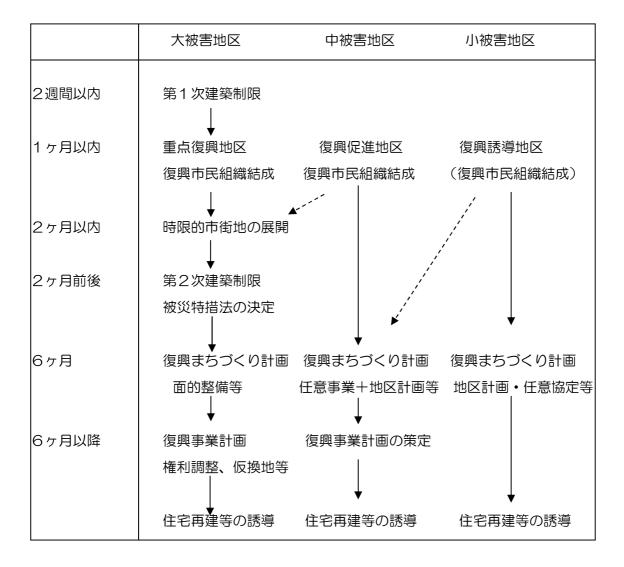
資料第 021-4 都市復興基本方針の策定段階別の内容(案)

項 目(*)	第1次 (a)	第2次 (b)	備 考
(1)都市復興の理念	0	\Diamond	計画の位置づけ、復興に向けての基本的視点 等
(2)都市復興の目標	0	\Diamond	復興後の都市の将来像
(3)都市復興への取り組み			
ア 都市基盤施設の復興方針	0	\Diamond	(第1次建築制限*と連動し、制限より前に公表する)
イ 特定地区の復興方針	0	\Diamond	(第1次建築制限*と連動し、制限より前に公表する)
ウ 市街地の復興方針	Δ	0	時限的市街地の導入も含む
エ 住宅供給の復興方針	Δ	0	被災状況や住民の再建意向を踏まえる
i	<u> </u>		(土地利用構想)

- ◎:必須項目 ◇:補強、更新(バージョンアップ) △:状況によっては暫定的な内容でもやむを得ない
- (*)都のマニュアルに掲載の「都市復興基本方針策定指針」による項目(区マニュアルの資料編にも掲載)
- (a)都市復興基本方針(第1次)は、発災後2週間以内に決定・公表する(案は1週間以内に作成し、都と調整)。
- (b) 第2次都市復興基本方針は必要に応じて策定。2 か月以内に策定する都市復興基本計画(骨子案)までの決定が望ましい。
- ※発災後 1 週間以内に制限案を作成。2 週間以内に都知事が決定告示。制限期間は基本 1 か月(延長で最長 2 か月)。

資料第 021-5 市街地の復興に関する標準的な復興シナリオ

都市復興において都市基盤施設の復興方針と並んで、被害を受けた地区を対象とする「市街地の復興 方針」が重要になる。被害を受けた地区の特性や被害状況によって進め方が異なるが、標準的な地区レ ベルの復興を展開する進め方は以下のとおりである。



資料第 021-6 第 1 次建築制限文案 (東京都)

- 1 第1次建築制限・第2次建築制限(被災市街地復興特別措置法第7条)の考え方
 - (1) 一般型(第1次建築制限から第2次建築制限へ移行して建築制限を継続する地区)

復興都市計画の決定について、第1次建築制限期間内(1~2か月以内)に実施することにこだわらず、第2次建築制限(2年以内)をかけて復興都市計画の決定を進めていくものである。

(2) 短期型(第1次建築制限のみの地区)

被災前からまちづくりの熟度が高く、住民の概ねの合意がなされていた場合に適用することを 想定し、第1次建築制限期間内($1\sim2$ か月)で復興都市計画を決定するものである。

> 平成●年●月●日 告示第●●●号 (特定行政庁)

被災市街地における建築制限について(案)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条第1項の規定に基づき、次のとおり区域を指定し、期間を限り建築物の建築を制限する。

1 建築制限の内容

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築(新築、改築、増築及び移築)をしてはならない。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体等が復興都市計画事業の一環として建築する建築物。
- (2) 次に掲げる要件に該当する建築物。

ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないこと。

- イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (3) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物。
- (4) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設 建築物。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特定行政庁が復興都市計画事業の施行に支障がないと認められて許可した建築物。
- 2 区域(詳細は、別添図面のとおり)

地区名 区域

●●地区 ●●町、●●町、及び●●町の一部、並びに●●町

3 期間

平成●年●月●日まで。

【参考】建築制限広報のチラシ内容

単独で発行する場合と継続的に発行するチラシ(例:都市復興ニュース)等の場合がある。 記すべき内容は以下のとおり。

- ① 建築制限の趣旨の説明
- ② 制限区域(リストおよび図面)
- ③ 制限内容及び事例(制限される建築物・建築可能な建築物)
- ④ 相談窓口
- ⑤ 市街地復興に関する今後の予定

第2編 第1章 第2節 2 第1次建築制限の実施

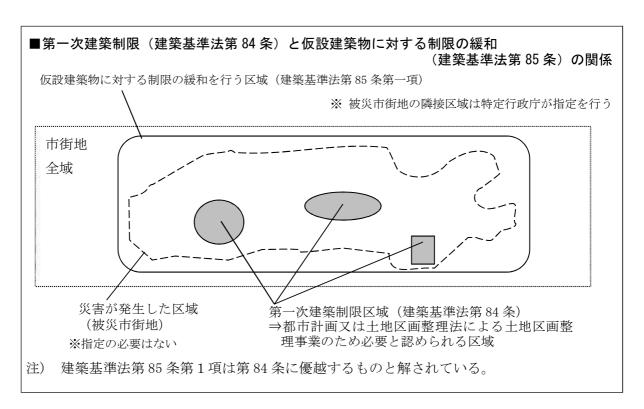
資料第 021-7 建築基準法第 85 条第 1 項に基づく仮設建築物に対する制限の緩和の実施

都は、区及び多摩9市以外の市町村について、被災市街地の隣接する区域において仮設建築物に対する制限の緩和を行う必要があれば、区域を指定する。

注) 被災市街地は特定行政庁が指定を行わなくとも対象となると解されている。

(建築基準法第85条第1項抜粋)

- …災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号の一に該当する応急仮設建築物の建築で、防火地域外においては、その災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては建築 基準法令の規定は適用しない。
- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築する延べ面積が30㎡以内のもの



(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 227)

資料第 021-8 家屋被害状況調査要領

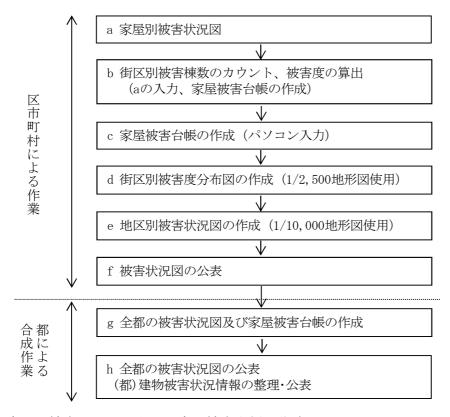
1 調査準備

区内全建物悉皆調査のため、区割り、優先順位、人員、かかる日数などを算出する。 区割り検討に基づいて、調査に用いる住宅地図を用意する。

2 家屋被害状況の調査

- (1) 家屋被害状況調査における個別の住家被害の判定は、「被災者生活再建支援業務【住家被害認定調査】実施マニュアル」(平成29年都市整備部都市計画課)および「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府)により行う。
- (2) ただし、上記の調査・判定方法は、専門的な知識を必要とし、かつ、調査項目が多く調査に時間を要すると見込まれるため、被害状況を迅速に把握するための代替調査を「資料第 021-8 代替調査(応急危険度判定調査票からの被害状況判定基準)」に示す。家屋被害状況調査の調査内容、調査状況等を検討し、調査が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響が生じると見込まれる場合は、代替調査を実施する。
- (3) 上記の代替調査は、応急危険度判定調査表の結果から損壊の程度を読み取り、調査に替えることができるものとする。
- 3 家屋被害状況調査等の調査結果の整理
- (1)被害状況図及び家屋被害台帳の作成

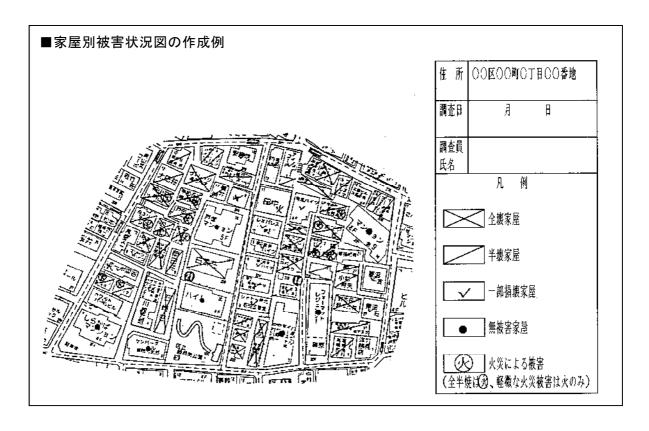
被害状況図及び家屋被害台帳は、以下のフローに基づいて作成する。



- (2) 家屋別被害状況の入力及び家屋被害台帳の作成
 - ア 家屋被害状況調査等の結果を、家屋別被害状況図と家屋被害台帳に整理する。
 - イ 家屋別被害状況図の整理は、GISに入力して行うGISが使えない場合は、地形図(1/2,500、1/10,000)に清書する。

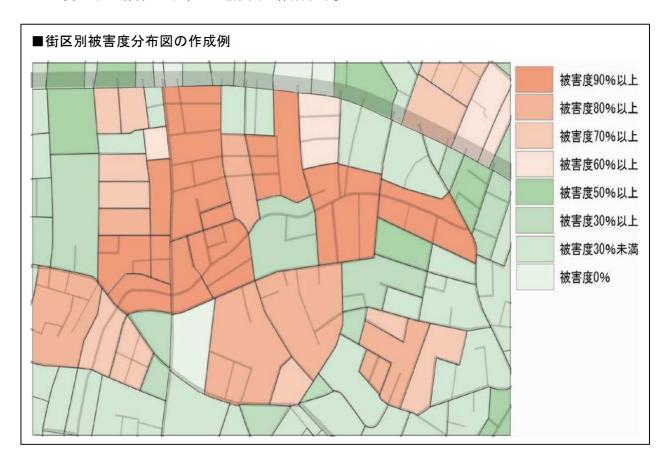
第2編 第1章 第2節 3 家屋被害状況調査

ウ 家屋被害台帳(町丁目別、Excelファイル)を都にDIS・電子メール等で送付する。



(3) 街区別被害度分布図の作成(1/2,500地形図)

(2)の作業を基に、街区単位で被害度を整理した「街区別被害度分布図」をGISで作成する。GISが使えない場合は1/2,500地形図に作成する。

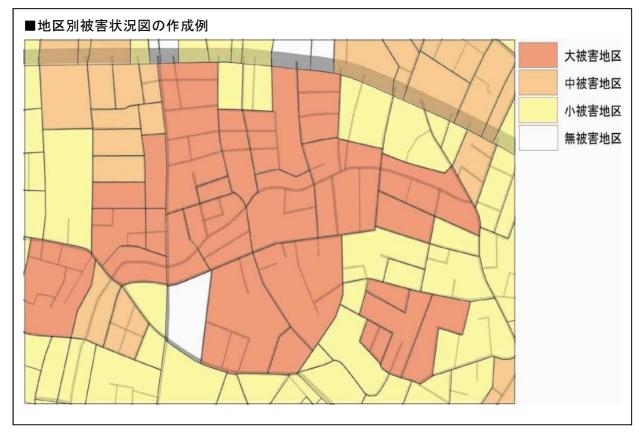


■被害区分								
	区 分	判 定 基 準						
	大被害地区	おおむね被害度80%以上の街区が連担した地区						
	中被害地区	おおむね被害度50%以上80%未満の街区が連担した地区						
	小被害地区	上記以下の割合で部分的な被害が見られるすべての街区の連担した地区						
	無被害地区	被害がほとんど見られない地区						

被害度: 一定区域(街区又は町丁目)における全家屋棟数に占める全壊家屋と半壊家屋 と全半焼家屋を合算した棟数の割合の100分比。

(4) 地区別被害状況図の作成(1/10,000地形図)

- ア 街区別被害度分布図を基に、①大被害地区、②中被害地区、③小被害地区、④無被害地区の 4つの被害状況区分からなる地区別被害状況図を作成する。この地区別被害状況図が、復興 対策基本図3となる。
- イ 地区設定は複数の街区をまとめた一団の区域として行い、その単位は事業導入を考慮して 1 ha以上を目安とする。
 - 注) 都市再生区画整理事業(被災市街地復興型、推進地域内)は面積要件が無く、市街地再開発事業(第二種)は0.5haであるように、1ha未満でも事業導入は可能である。しかし、まちの復興にあたっては数ha~数十haを一つのまとまりと考える必要があるため、ここでは1ha以上を一つの目安とする。



4 被害状況図の公表

区市町村は、整理した被害状況の情報を、復興地区区分の設定に活用し、その補足資料として 公表する。

■家屋被害状況調査に係る応援人員の派遣(東京都災害対策本部)

- ア 区市町村は、被災地近傍での宿舎の確保など必要な受入れ体制の整備を行う。
 - イ 区市町村は、都に応援要請するにあたり、以下の点を明らかにして要請する。 活動内容・人数・場所・期間 / 交通手段 / その他特記事項 (建物被害状況調査担当責任者・連絡先、携行品、宿泊に関すること等) / 要請担当責任者

(参考) 家屋被害状況調査 (代替調査) の必要人員試算

- ア 防災都市づくり推進計画の対象区域である区部及び多摩7市(武蔵野市、三鷹市、 府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市)の全体50%の区域を調査対象と 想定し、約2週間(15日)で現地調査を実施する。
- イ 調査は2人1組のチーム編成とし、模擬訓練の実績を踏まえ1棟を3分で 調査すると仮定する。 → 1チーム1日の調査棟数は140棟
- ウ 1日の調査時間は8時間、調査地区への往復は1時間とする。
- 工 試算

建物棟数 約196万棟(23区+上記7市)

必要調査延べ人員 2人× (1,960,000 棟/2) /140=14,000 人

1日当たりの必要調査人員 14,000 人日/15 日≒930 人

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 207-210)

資料第 021-9 家屋被害状況調査票 (東京都様式)

家屋被害状況調査票	脈															
[区市町村名] -								調査年月	月日 年	月 日(調	(調査員氏名		^)		屈
所在コード	所	在	升	街内	色 区 河 河	实 层夕 张	业		火災の程度			+	世世〇軒引			
町丁目コード街区	町·字	ΤB	番	ᆥ	梅中	% 压力 你	年 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(消防:	署情報)			٠,	月歩の作及			
							口木造 口非木造	口全焼 口	半焼 口その他	口全半焼	:口全壤	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	
							口木造 口非木造	貴 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壤	口半壊	〇一部損壞	口無被害	(No.	
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壤	口半壊	口一部損壞	口無被害	(No.	(
							口木造 口非木造	造 口全焼 口半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壊	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	
							口木造 口非木造	造 口全焼 口半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壤	口半壊	口一部損壞	口無被害	(No.	_
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壤	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	(
							口木造 口非木造	造 口全焼 口半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壊	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	
							口木造 口非木造	貴 口全焼 口半焼	焼 口その他	口全半焼	二全壤	口半壊	〇一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$
							口木造 口非木造	造 口全焼 口半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壤	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	
							口木造 口非木造	貴 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壊	口半壊	〇一部損壞	口無被害	(No.	$\widehat{}$
							口木造 口非木造	口全焼 口	半焼 口その他	口全半焼	:口全壊	口半壊	〇一部損壞	口無被害	(No.	$\widehat{}$
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	二全壤	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他		二全块	口半極	□一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他		二全块	二半極	□一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	:口全壊	口半壊	〇一部損壞	口無被害	(No.	$\widehat{}$
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他		二全块	二半極	□一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他		二全壤	口半極	□一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$
							口木造 口非木造	口全焼	半焼 口その他		二全壤	口半極	□一部損壞	口無被害	(No.	
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他		二全壊	口半極	□一部損壞	口無被害	(No.	~
							口木造 口非木造	借 □全焼 □半焼	焼 口その他	口全半焼	二全域	口半壊	□一部損壞	口無被害	(No.	$\overline{}$

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 324)

資料第 021-10 家屋損壊判定基準例

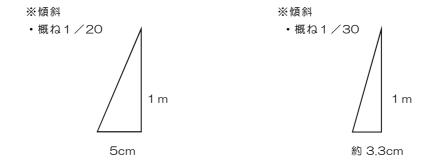
損壊の程度		判定基準	基準	例
摂塚の性反		刊足举年	木 造	非 木 造
	1	全面的倒壊	ある階が崩れている屋根が落ちている又は傾斜が著しい (傾斜:おおむね1/20以上)	」 (傾斜:おおむね1/30 以上)
	2	液状化等に よる沈下	・建物が沈下している	
危険又は 修理不能	З	基礎の破断	・上部構造と遊離している・ひび割れが著しく上部を支えられない	基礎のコンクリートが破壊している
	4	柱梁の破壊	・柱が折損している・柱が抜け出している・軸組が分解している	・座屈が著しい・折れ曲がっている・柱脚のアンカーが破断している・鉄筋のはらみだし・曲がり・破断が認められる・コンクリートが崩れ落ちている・柱に剪断破壊が認められる
	5	外壁の破壊	・外壁の構造体が剥離・剥落している	、いまにも落下しそうである
	6	部分的破壊	傾きが認められる (傾斜: おおむね 1/60~1/20)	(傾斜: おおむね 1/60~1/30)
	7	基礎の破断	基礎にひび割れが認められる	基礎のコンクリートが部分的に破壊している
大修理を	8	柱梁の破壊	_	柱や梁がわずかに変形している
要する <半壊> 	9	外壁の破壊	・大きな亀裂が認められる・目地が著しくずれている・ガラス窓が破れ落ちている	壁の一部が落ちている目地がずれている隅角部に亀裂がある、隙間が見える
	10	屋根の破損	屋根瓦の大半が落ちているなどズ しが著しい	-
	11	基礎の破断	• 基礎のモルタルが剥離している	-
	12	外壁の破壊	・モルタルが部分的に落ちている・壁に僅かなひび割れがある	
小修理を 要する		71 ± 37 37.37	_	・窓ガラスが一部破損している
女 9 る	13	屋根の破損	・屋根瓦が部分的に落ちている	_
	14	雨どいの破損	• 雨どいが破損している	
	15	ひさしの破損	ひさしが破損している	
修理を要 しない <無被害>	見た	5目には損壊がな	561	

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 325)

資料第 021-11 用語解説

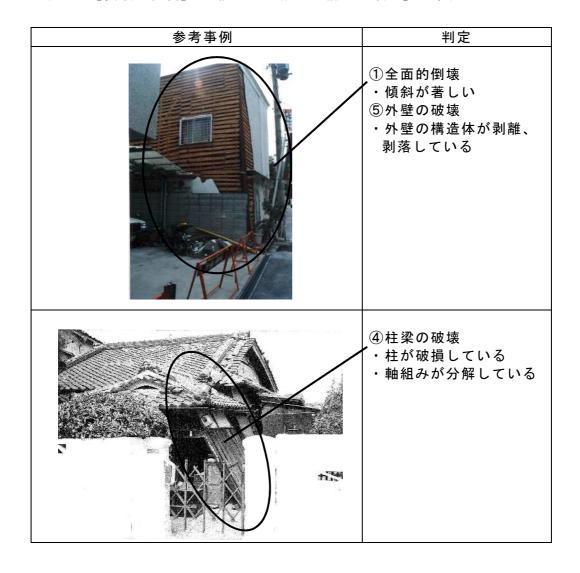
	用語	説明
1	建物の沈下	液状化現象等により、建物地盤が緩んで建物が沈下する現象。
2	基礎	上部構造物からの荷重を地盤に伝達させる部分で、基礎スラブと杭の総称。
		*基礎スラブ:地反力、水圧などを支持する基礎底面のスラブ。通常、基礎梁に支持
		される。
		*杭:軟弱地盤などで構造物を支持するために用いられる柱状の構造部材の総称。
3	軸組	土台、柱、梁、桁、筋かいなどで構成される骨組み。
		*土台:木造建築物などの柱の脚部をコンクリート基礎に固定する水平材。柱はこの上に
		載る。
		*筋かい:柱や梁などで作った四辺形の構面に入れる斜材。構面の変形を防ぎ、剛性を高
		めるとともに、地震力や風力に抵抗する。
4	アンカーホ゛ルト	鉄骨造において、構造物の柱や土台をコンクリート基礎に定着するために基礎に埋め込んで用
		いるボルト。
5	座屈	圧力を受ける部材あるいは構造物が、圧縮力 ■ 局部座屈の状態
		に直交する方向にはらみだす現象。
		細長い部材に圧縮力を加えると、材料の強さ
		から決まる破壊荷重に達する前に突然横方向
		に曲がりだす現象をいい、局部座屈は材の一
		部が座屈する現象をいう。
		*部材:構造物を構成する梁、柱、壁、
		筋かいなどの要素。
		*構造物:自重や外圧に抵抗する役割を担
		うために部材を組み立てた物
6	鉄筋のはら	鉄筋コンクリート造において、圧力を受け
'	みだし	る部材、あるいは構造物が圧縮力に直行す ┃ ■ 柱の圧縮剪断破壊の状態
		る方向に、鉄筋がコンクリートを突き破っ
_		てはらみだす現象。
7	剪断破壊	材料の剪断すべりあるいは部材の剪断変形
		が、急速に増大する破壊。一般にねばりのな
		いもろい破壊をいう。
		*剪断変形:①変形前に平行であった
		断面が、平行を保ちな
		がら生じる変形
		②構造物の相対する2層
		で互いに平行を保った
0	日 ##	まま生じる変形
8	日地	一般に部材間の接合部に生ずる線状の部分。石、レンガ、タイル、ボードなどの継目をいう。
9	ひさし	出入口や窓の外部上部に設け、日よけあるいは雨を防ぐためのもの。

(図版:日本建築学会「建築用教材」)



(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 329)

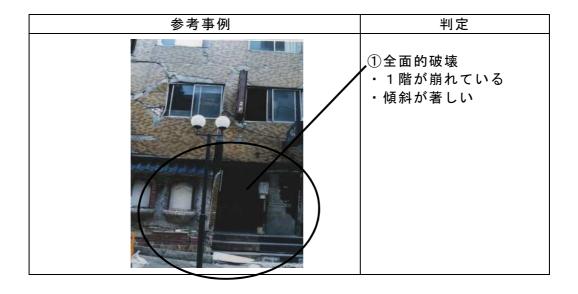
1 <木造>【損壊の程度】「危険または修理不能<全壊>」の事例



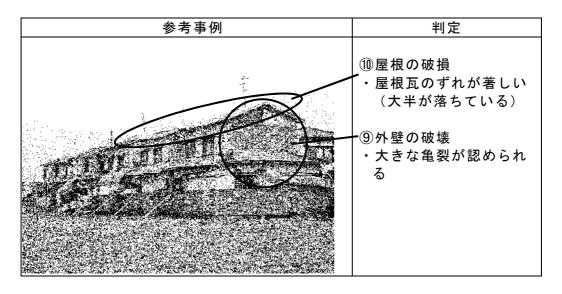
2 〈非木造〉【損壊の程度】「危険または修理不能〈全壊〉」の事例(その1)



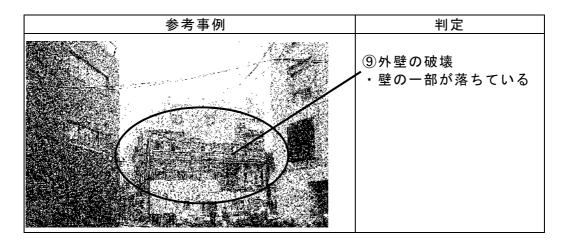
3 〈非木造〉【損壊の程度】「危険または修理不能〈全壊〉」の事例(その2)



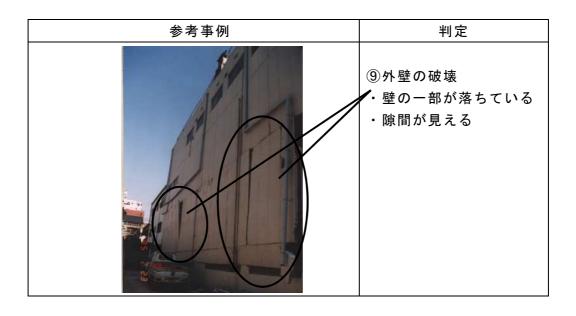
4 <木造>【損壊の程度】「大修理を要する<半壊>」の事例



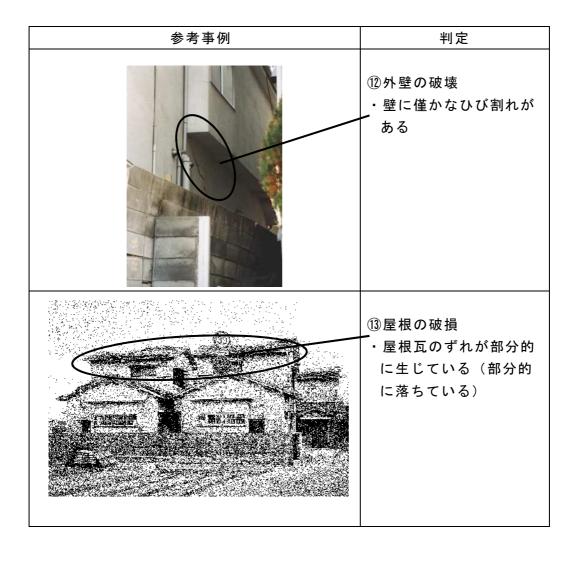
5 〈非木造〉【損壊の程度】「大修理を要する〈半壊〉」の事例(その1)



6 〈非木造〉【損壊の程度】「大修理を要する〈半壊〉」の事例(その2)



7 <木造>【損壊の程度】「小修理を要する<一部損壊>」の事例



第2編 第1章 第2節 3 家屋被害状況調査

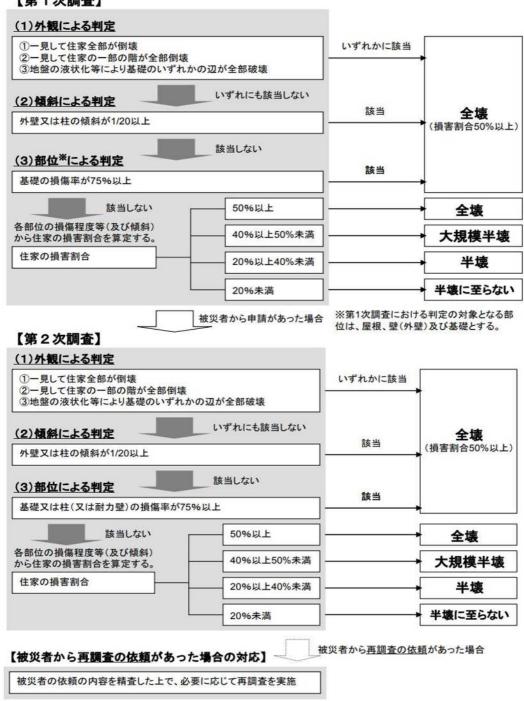
資料第 021-13 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 (内閣府)

内閣府が提唱する被害認定は、1次判定:外観目視で被害を判定(一見して全壊かどうか)、2次調査:外観目視を中心に傾斜測定と部位による被害判定、3次調査:外観目視と内部立入調査による被害判定である。

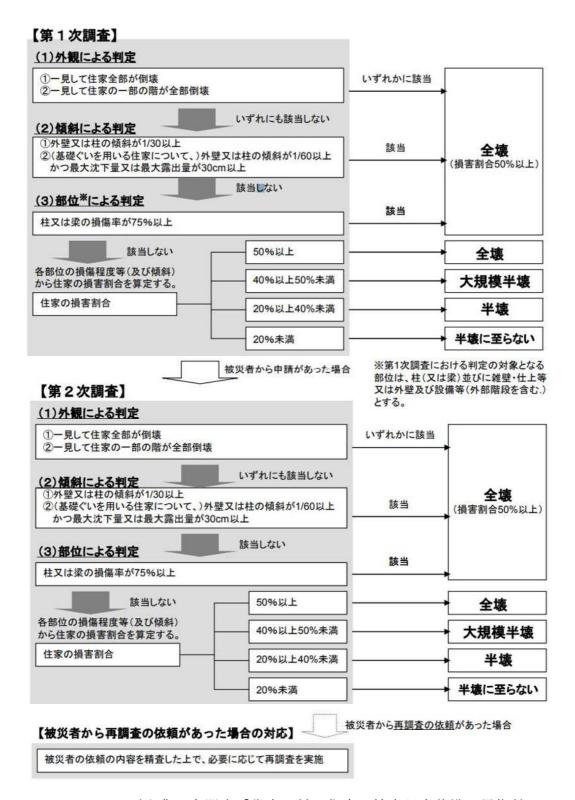
3次調査は、1次、2次調査に不服のある場合に実施することを想定している。

1 被害認定フロー(地震による被害 木造・プレハブ)

【第1次調査】



(出典:内閣府「災害に係る住家の被害認定係る運用指針」P.1-4)



(出典:内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」P. 1-44)

第2編 第1章 第2節 3 家屋被害状況調査

資料第 021-14 代替調査(応急危険度判定調査票からの被害状況判定基準)

調査が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響が生じると見込まれる場合には、応急危険度 判定調査の結果を活用して家屋被害状況調査に替える方法も提案されている。

東京都が示している判定基準は以下のとおり。

■家屋被害状況調査票の記入例

1 上段の各欄に所在地等を記入する。

- (1) 「所在コード」欄は、"町丁目コード" "街区"を記入する。
 - ※町丁目コード:家屋被害台帳の所在コード(「1家屋被害概況調査」参照)
 - ※街区:街区又は番地のコードがある場合に記入
- (2) 「所在地」欄は、対象家屋の存在する住居表示を記入する。
 - ※街区内通し番号:「住宅地図の記入方法」参照
- (3) 「家屋名称」欄は、住宅地図上に表記された家屋名称を記入する。
- (4) 「建物構造」欄は、木造・非木造の別を記入する。(ただし、防火構造の木造は、木造に含まれる。)

2 被害判定を順番に行う。

- (1) 被害判定の順番は、消防署情報に基づいて「火災の程度」について記入し、「全焼」 及び「半焼」以外の建物を対象に「損壊の程度」について判定する。
- (2) 消防署の情報がない家屋については、現地にて補足調査し、東京消防庁火災調査規程第39条に基づき、建物の20%以上の延べ面積を焼損したものを「損壊の程度」の「全半焼」に印を付ける。
- (3) 「損壊の程度」は、現地にて「家屋損壊判定基準例」をもとに、判定基準の該当項目のうち、最も大きい損壊の程度をもって判定し、該当する損壊の程度に印を付け、判定基準の番号をNo.欄に記入する。(損壊の程度のイメージを共有するため、参考として損壊の程度に応じた写真の事例を載せている。)
- (4) 応急危険度判定の調査結果を読み取り、損壊の程度を記入する場合は、「応急危険度 判定調査表からの被害状況判定基準」をもとに最も大きい損壊の程度をもって判定し、 該当する損壊の程度に印を付け、No.欄に応急危険度判定調査表からの読み取りであるこ とを示す「応」を記入する。
- 3 上段の各欄に「調査年月日」及び「調査員名」を記入する。

住宅地図の記入方法 (■家屋別被害状況図の作成例 P208 を参照)

- 1 識別を容易にするため赤ボールペンを用い、家屋ごとに通し番号(調査表の所在欄における「通し番号」(右端))を記入する。
- 2 家屋の通し番号は、街区の北西の角にある家屋を「1」とし、なるべく時計回りに順次番号を付ける。
- 3 赤ボールペンで、被害を受けている家屋についてその状況を、棟単位で記入する。 住宅地図に、棟の境界を囲み、その棟について判定結果に基づいて、判定記号を記入する。
- 4 調査完了した住宅地図には、調査月日及び調査員名を記入する。

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P.323)

全

壊

「木造」建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

応急危険度判定の調査項目及び判定基準

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階
2.基礎の著しい破壊.上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜
4.その他()

*記載内容により判断する。



2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
① 隣接建築物・周辺地盤の破壊 による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり	* 対象外
② 構造躯体の不同沈下	1.なし又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち 込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床 全体の沈下	
③ 基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)	
④ 建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20超	
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険あり	
⑥ 腐食・蟻害の有無	1.ほとんどなし	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	* 対象外

3	莈下 佮除物	・転倒合除物に関する合除度

				する。
⑦ その他()	1.安全	2.要注意	3.危険	* 内容に より判断
⑥ 屋外階段	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	
⑤ 看板・機器類	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり	* 対象外
④ 外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板 破壊	
③ 外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、 隙間	3.顕著なひび割れ、は く離	
② 窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり	
① 瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	
	Aランク	Bランク	Cランク	
3 洛下厄陕彻 料时厄陕彻口	対する心内区		1	-

無被害 一部損壊 半 境

^{*} コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

「鉄骨造」建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

応急危険度判定の調査項目及び判定基準

1 一見して危険と判定される。

· SOURCE TREE TO SOURCE TO
1.建築物全体又は一部の崩壊・落階
2.基礎の著しい破壊.上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜
4.その他()

*記載内容により判断する。

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク	
1	隣接建築物・周辺地盤の破 壊による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり	* 対象外
2	不同沈下による建築物全体 の傾斜	1. 1/300以下	2. 1/300~1/100	3. 1/100超	
3	建築物全体又は一部の傾斜				
	傾斜を生じた階の上の階数が 1階以下の場合	1. 1/100以下	2. 1/100~1/30	3. 1/30超	
	傾斜を生じた階の上の階数が 2階以上の場合	1. 1/200以下	2. 1/200~1/50	3. 1/50超	
被害	④部材の座屈の有無	1.なし	2.局部座屈	3.全体座屈又は著し い局部座屈	
最大	⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%~50%	3. 50%超	
の階	⑥柱梁接合部及び継手の破 壊	1.なし	2.一部破断又は亀裂	3. 20%以上の破断	
	⑦柱脚の破損	1.なし	2.部分的	3.著しい	
階)	⑧腐食の有無	1.ほとんどなし	2.各所に著しいさび	3.孔食が各所に見られる	* 対象外

3 }	落下危険物・転倒危険物に関す	る危険度	1	1	1
		Aランク	Bランク	Cランク	
1	屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	
2	窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり	
3	外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、 隙間	3.顕著なひび割れ、は く離	
4	外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板 破壊	
5	看板·機器類	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり	* 対象外
6	屋外階段	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	
7	その他()	1.安全	2.要注意	3.危険	* 内容により判断
		無被害	一部損壊	半壊	する。

* コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

「鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造」建築物等の 応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

		心急危険度判定の調査項目が	なひ判定基準			
<u>1 -</u>	一見	して危険と判定される。		-		
_		勿全体又は一部の崩壊・落階				
		の著しい破壊.上部構造との著し	<i>い</i> ずれ			
		勿全体又は一部の著しい傾斜 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
4.そ	の作	也()		*記載内容により判断	iする。	
		全壊				
2 13	券接	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〟。 躯体に関する危険度			
	77.12		Aランク	Bランク	Cランク	
判 定 (1)	1	有 無	1.なし	2.あり 一部損壊	_	
		隣接建築物・周辺地盤の破壊 による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり	* 対象外
判	3	地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m~1.0m	3. 1.0m超	
	4	不同沈下による建築物全体 の傾斜	1. 1/300以下	2. 1/300~1/100	3. 1/100超	
柱の被害[下記⑤⑥の調査階(最大被害の階) 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さに読み替える。)						
		⑤損傷度 V の柱本数/調査	損傷度Vの柱総本数	調査柱 本 (調	查率 %)	
(2)		柱本数 	1. 1%以下	2. 1%~10%	3. 10%超	
⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査 損傷度Ⅳの柱総本数 調査柱 本 (調査率 %)						
		柱本数 	1. 10%以下	2. 10%~20%	3. 20%超	
		,				
			\checkmark	半壊	全 壊	
3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度						
			Aランク	Bランク	Cランク	
1		窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり	
2		外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	隙間	く離	
3		外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られ る	3.顕著な目地ずれ、 板破壊	
4		看板•機器類	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり	* 対象外
5		屋外階段	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	
6		その他()	1.安全	2.要注意	3.危険	* 内容に より判断
						する。

* コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 326-328)

資料第 021-15 時限的市街地の設置および運営方針

1 時限的市街地の種類

- ・大規模応急仮設住宅団地タイプ(早急に建設) --住宅復興マニュアル
- ・地域協働復興で建設する応急仮設住宅群※-----地域協働復興マニュアル
- ・仮設店舗/市場/商店街-----産業復興マニュアル
- ・仮設作業所 -----産業復興マニュアル
- 復興市街地整備事業関連の事業仮設住宅、店舗

※復興まちづくり協議会を住民が立ち上げた場合には、区は住民による時限的(仮設住宅等)市街地の 形成を支援する。この場合、災害救助法による応急仮設住宅の他、復興事業関連の仮設住宅・店舗など、 時期と状況にあわせて様々な方法を活用して時限的市街地を確保する。

2 用地の調整

大規模な震災の場合は、復旧復興段階でも、テント村(避難者、応援人員)・救援物資、資機材置き場など様々なオープンスペースの需要が生じている。公園などの公共用地の他、企業保有地・農地等民間オープンスペースの活用も必要になる。復興本部にて調整するしくみを検討しておくことが必要である。

3 時限的市街地のイメージ(東京都)

(1) 設置期間

被災規模や復興事業の進捗状況を考慮して形成されることとなる

(2) 設置場所

- ・生活再建・復興まちづくりを進めるためには、可能な限り被災市街地内かその近傍に設置すること
- ・被災市街地内やその近傍に確保しがたい場合は、大規模な低未利用地を活用して、応急仮設住宅等 を建設する。この場合、従前居住地への交通条件や被災前のコミュニティの維持に配慮すること
- ・時限的市街地のための土地は、従前から空地的に利用されていた土地及び倒壊家屋等を除去した跡の空 地等を対象とし被災の程度に応じて公有地だけではなく民有地の利用も考慮すること
- ・従前から空地的に利用されている土地については、事前に土地所有者と有事の際の用地利用について協議をしておくことが重要であり、また、これら用地については、がれき集積用地、物資救援基地などとの利用調整を図る。

(3) 構成要素

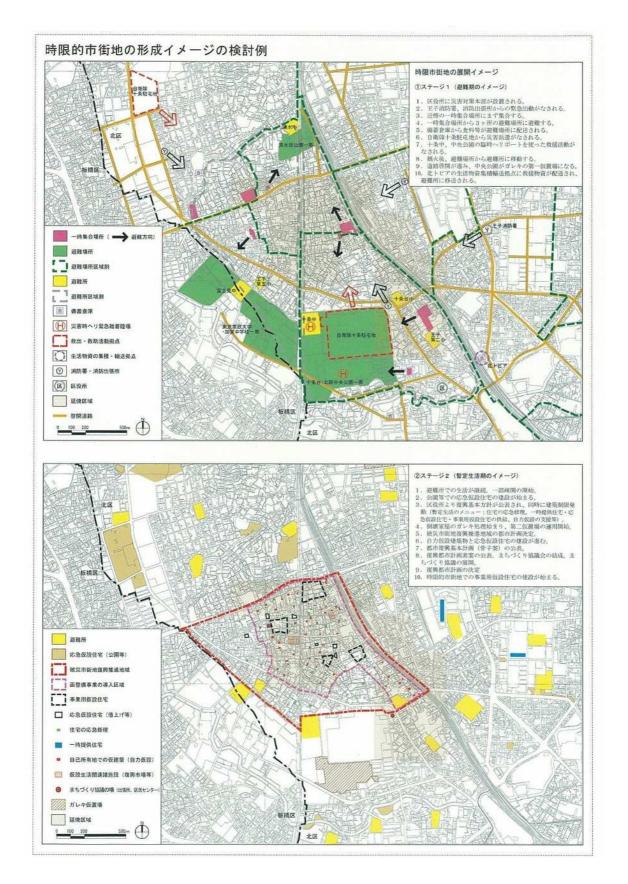
- ・応急仮設の住宅、店舗、事務所や残存する利用可能な建築物からなるが、応急修理が可能な建築物 は最大限利用すること
- ・応急仮設の建設量を抑制するために、公的住宅や民間賃貸住宅の空家を積極的に活用し、一時提供 住宅とすること

(4) 整備主体・運営主体

- ・区は、応急仮設住宅等の必要量とそれにかかわる土地の供給可能量を調査し、都は、応急仮設住宅 等の整備方針や計画を策定する
- ・時限的(仮設)市街地の整備方針は、区が原案を作成する
- ・応急仮設住宅の建設、維持管理および被災住宅の応急修理にかかわる支援は都が実施し、区は応急 仮設住宅の入居者募集や運営を行う。また、自己所有地等を活用した自力仮設住宅並びに仮設店舗 等の建設・支援等についても検討する。
- ※「協働復興区」の認定を受けた地区では、「地域復興協議会」が行う民有地の一時貸借に関する支援や、そこでの都及び区市町村による応急仮設住宅の建設、コミュニティに配慮した仮設建築物の建設などによる支援を行う。また時限的市街地以外に、地域の実情に応じた様々な分野の計画づくりや事業が行われることもある。(都震災復興マニュアル(復興プロセス編)参照)

(参考:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 235)

資料第 021-16 時限的市街地のイメージ



(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P.72)

資料第 021-17 時限的市街地における都・区の役割

- 1 東京都の活動
- (1) オープンスペースの恒常的把握と利用調整
 - ア 都は、震災時に利用可能なオープンスペース(大規模空地、公園、農地等)について、区市町村 の協力のもと恒常的に把握する。
 - イ オープンスペースは、救出・救助活動拠点、応急仮設住宅建設用地、がれき置き場等として活用 する。

(2) 応急的な住宅の供給量の検討

ア 必要量把握

都は、家屋・住家被害状況調査、被災者生活実態調査及び応急修理等により居住可能な戸数の把握などにより応急的な住宅の必要量を把握する。

イ 供給可能量の検討

応急的な住宅の供給可能量を下記により算出する。

- (ア) オープンスペースの把握結果をもとに、応急仮設住宅の建設可能用地量を把握する。
- (4) (一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会等関係団体に、応急仮設住宅の建設資材等のストック及び生産見込み、労働力等を確認する。また、海外からの供給可能量についても、 把握可能な情報を整備しておく。
 - ※ 「災害時における応急対策業務に関する協定」(昭和54年12月)
- (ウ) 公的住宅等及び民間賃貸住宅の利用可能状況等を調査し、応急仮設住宅等としての利用可能戸数を把握する。
 - ※ 「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」(平成14年9月)
 - ※ 「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」 (平成 29 年 3 月)

(3) 時限的市街地づくりの方針策定(2か月以内)

都は、区市町村と調整のうえ、区市町村からの応急仮設住宅等の必要量を受けて供給可能量の検討結果を踏まえて、時限的市街地づくりの方針を策定する。

- ア 時限的市街地づくりの方針
 - (ア) 国、公有地の利用方針
 - (イ) 民有地の利用方針
 - (ウ) 応急仮設住宅建設の方針
 - (エ) 公的住宅、民間住宅等の空家利用の方針
 - (オ) 事業用仮設住宅建設の方針
 - (カ) 自力仮設住宅等支援の方針
 - (キ) 仮設店舗・工場等支援の方針
 - (ク) 住宅応急修理の方針
- イ 他県市への要請事項
 - (ア) 応急仮設住宅の供給
 - (イ) 疎開の受入れ

(4) 時限的市街地計画の策定(2か月以内)

都は、時限的市街地づくりの方針を踏まえ、区市町村の配置計画の検討と連携をとりながら、用地 過不足などに関する調整を行い、時限的市街地計画を策定する。

	計画種別	計画の内容
1	時限的市街地の対象区域	時限的市街地の対象区域
2	応急仮設住宅建設計画	 (1) 建設量 (2) 建設用地(区内、区外、都外) (3) 住宅種別 (4) 建設スケジュール
3	公的住宅• 民間住宅利用計画	(5) 入居方式 など (1) 公的住宅の空家確保(施設名、戸数) (2) 民間住宅の共同住宅の空室確保(施設名、戸数) (3) 入居方式 など
4	事業用仮設住宅建設計画	(1) 建設量(2) 建設用地(3) 建設スケジュール(4) 入居方式 など
5	住宅応急修理推進計画	(1) 対象棟数(2) 修理限度額(3) 施工業者の登録制度 など
6	自力仮設住宅等支援計画	(1) 対象棟数(2) 支援限度額 など
7	仮設店舗• 工場等供給計画	(1) 建設量(2) 建設用地(3) 施設種別(4) 建設スケジュール(5) 入居方式 など

(5) 時限的市街地の建設・運営(2か月以降)

時限的市街地計画に基づいて、以下に示す都及び区市町村の役割分担のもとに進める。

	項目	東京都	区市町村
住宅(産業)	応急仮設住宅	建設用地の確保・応急仮設住宅の建設・撤去・入居者の募集計画の策定	・建設用地の確保・必要量の把握・入居者募集、選定・入居者の管理
	・空家(空室)情報の集約 公的住宅・民間 ・供給計画の策定 ・住宅の斡旋、入居者の管理		・区市町村が管理する公的住宅の空家情報の提供・区市町村が管理する公的住宅の入居者の管理
復 興	住宅応急修理・方針(選定基準、金額等)の設定・業者の斡旋依頼		・応急修理の募集・選定・施工の確認
	自力仮設住宅・ 店舗等 ・仮設工場・店舗の設置・提供 ・支援方策の検討(事前)		・仮設店舗、工場、倉庫等の必要量の把握・支援方策の検討(事前)
都	事業用仮設住宅	・事業主体による建設	・事業主体による建設

2 区市町村の活動

(1) 時限的市街地形成のための事前検討

区市町村は、時限的市街地の運営主体及び復興事業の実施主体であるため、被害想定や利用可能なオープンスペースの情報をもとに、時限的市街地形成のシミュレーションを行い、あらかじめ想定される課題等について検討しておく。

(2) 非住宅(仮設店舗等)の必要量把握

区市町村は、各業界団体の意向調査を通じて、仮設店舗、工場、倉庫等の必要量を把握する。

(3) 時限的市街地づくりの方針原案の策定(2か月以内)

区市町村は、応急仮設住宅等の必要量把握及び供給可能量の検討結果を踏まえて、各区市町村で 形成される時限的市街地ごとの対応方策を検討し、時限的市街地づくりの方針原案として取りまと め、都に報告する。

(4) 時限的市街地の配置計画の策定(2か月以内)

- ア 配置計画は、東京都が示す時限的市街地計画を踏まえ、各区市町村内の個々の時限的市街地ごとに具体の施設の配置等を明らかにするものである。
- イ 区市町村は、町会、小学校区等の従前コミュニティの形成状況や被災状況を加味した上で、都の時限的市街地計画と同様の計画項目について、個々の時限的市街地の区域内での施設の配置を示す。

(5) 時限的市街地の建設・運営(2か月以降)

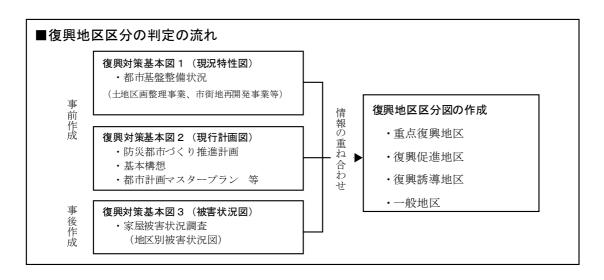
上記「1 東京都の活動」における「(5)時限的市街地の建設・運営」を参照

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 237-239)

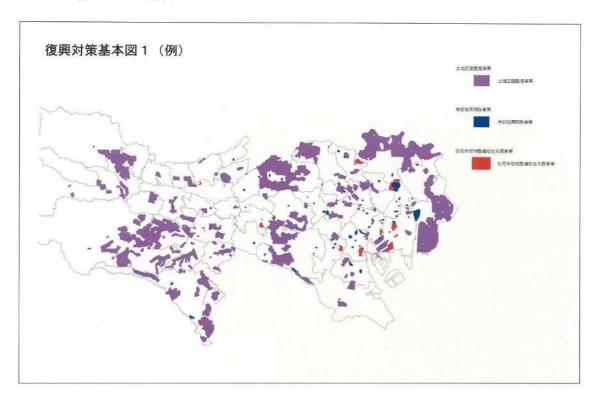
資料第 021-18 復興地区区分の作成要領

1 復興地区区分判定の流れ

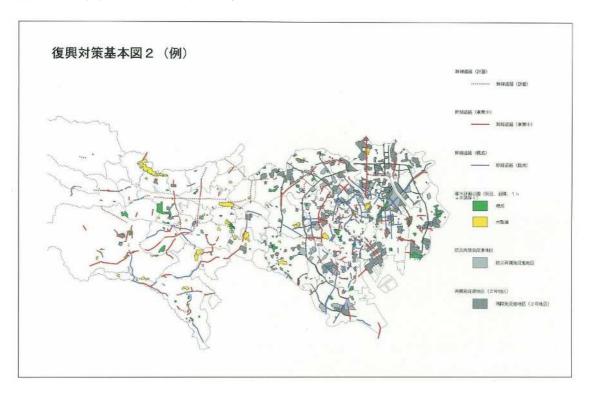
復興対策基本図1 (基盤整備状況を示す)と復興対策基本図3 (被害状況を示す)をもとに、復興対策基本図2 (市街地整備の計画等)を加味して、復興地区区分を行う。



- (1) **復興対策基本図 1 (現況特性図)** ※都がG I S で提供+練馬区のデータを付加する
 - ア 復興対策基本図1は、被災前の市街地における都市基盤整備状況を整理し、復興時の面整備等に よる抜本改造の対象となりうるエリアを示したものである。
 - イ 被災前の地区の都市基盤整備状況により、「未整備地区」と「整備済み地区」に分類する。
 - (ア)整備済み地区:土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合支援事業、住宅地造成事業、一団地、開発許可による住宅地開発事業、新住宅市街地開発事業(1 ha 以上) その他区市町村長が整備済みと判断した地区
 - (イ) 未整備地区:整備済み地区に該当しない地区



- (2) 復興対策基本図 2 (現行計画図) ※都がGISで提供し区で都市MPや住宅MPなどを付加
 - ア 復興対策基本図 2 は、東京都の防災まちづくりの基本計画である「防災都市づくり推進計画」及 びその他都市づくりに係る各種計画に位置づけられ、被災の程度によっては復興により重点的 整備の対象となる地区を整理したものである。
 - イ 以下に示す現行計画の内容を整理して、復興対策基本図2を作成する。
 - (ア) 都市計画区域マスタープラン
 - (4) 都市再開発方針(再開発促進地区)
 - (ウ) 防災再開発の方針(防災再開発促進地区)
 - (エ) 既定都市施設計画(都市計画道路、都市計画公園等の基幹的都市施設で未完成のもの)
 - (オ) 既定都市計画市街地開発事業 (土地区画整理事業、市街地再開発事業等)
 - (カ) 区市町村が定めた基本構想(又は都市計画マスタープラン)
 - (キ) 東京都長期ビジョン
 - (ク) 住宅マスタープラン (重点供給区域)
 - (ケ) 区市町村長が特に必要と認めた現行計画



第2編 第1章 第2節 5 復興対象地区区分

2 区市町村の活動

(1) 復興対策基本図作成に向けた市街地性状の検討

区市町村は、復興対策基本図の作成に当たって、地域の特性に応じた復興対象地区の設定が可能となるよう、現行の市街地性状等について実態把握と復興対策基本図の作成方針を設定する。

※ 標準条例では、復興対策基本図1の要素として土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行の有無を取り上げている。しかしながら、都内には同法制定以前から耕地整理やこれを準用した区画整理が多くの地区で実施されている。これらの地区では、市街地としての基盤整備水準に差異があり、基盤整備の有無を一概に判断するのは困難な状況にある。このため、市街地の防災性状の評価等を通じて、区市町村独自の観点から、きめ細かな復興対策基本図1の作成方針を設定することが求められる。

(2) 復興対策基本図の作成

ア 復興対策基本図1 (現況特性図)

区市町村は、都が作成した復興対策基本図1に加え、区市町村の市街地性状などを加えて復興対策 基本図1を作成する。

イ 復興対策基本図2 (現行計画図)

区市町村は、都が作成した復興対策基本図2に加え、区市町村が定める計画等を加えて復興対策基本図2を作成する。

ウ 区市町村は、事前に復興対策基本図1と復興対策基本図2及び両図の重ね合せ図を作成しておく。

(3) 復興対象地区の設定

ア 復興対策基本図3 (地区別被害状況図) の作成

家屋被害状況調査の結果により作成される「地区別被害状況図」を復興対策基本図3とする。

- イ 復興対象地区の設定
 - (ア) 地区区分判定手順1 (復興対策基本図1及び3による判定)

現況の都市基盤整備状況と被害状況により以下のように判断する。

		復興対策基本図3			
		大被害地区	中被害地区	小被害地区	無被害地区
復興対策基本図1	未整備地区	重点復興地区		復興誘導地区	一般地区
	整備済み		復興促進地区		

(イ) 地区区分判定手順2 (復興対策基本図2による地区の格上げ)

手順1の結果を基本として、下記により各種計画の位置づけによる再判定を行う。

a. 震災対策条例第13条第2項第二号に規定する整備地域

整備地域に含まれる地区については、従前から防災上の課題が指摘され、復興にあわせた 抜本改造が求められる地区であることから、重点復興地区の指定対象を拡大する。

		復興対策基本図3			
		大被害地区	中被害地区	小被害地区	無被害地区
復興対策基本図1	未整備地区	重点復興地区		復興誘導地区	一般地区
	整備済み		重点復興地区 または 復興促進地区		

■判定方針

整備地域(震災対策 条例第 13 条 2 項二 号)に該当する地区つ いては、

- ○未整備地区かつ大・ 中被害地区
- ○整備済み地区かつ 大被害地の場合は 重点復興地区に指 定する。
- ○その他の現行計画 での位置づけがあ り、整備済み地区か つ中被害地区の場 合は重点復興地区 に指定することが できる。

b. 防災都市づくり推進計画・整備地域以外の地区

整備地域以外の地区については、その他の現行計画(防災都市づくり推進計画以外)に位置づけられている地区について、緊急性や復興に伴う事業量等を勘案しつつ、必要に応じて重点復興地区に指定する。

		復興対策基本図3			
		大被害地区	中被害地区	小被害地区	無被害地区
復興対策は	未整備地区	重点復興地区		復興誘導地区	一般地区
基 本 図 1	整備済み		重点復興地区 または 復興促進地区		

■判定方針

防災都市づくり推 進計画の整備地域以 外の地区ついては、

- ○未整備地区かつ大 被害地区の場合は 重点復興地区に指 定する。
- 〇その他の現行計画 での位置づけがあり、整備済み地区か つ大・中被害地区、 未整備地区かつ中 被害地区の場合は 重点復興地区に指 定することができる。

第2編 第1章 第2節 5 復興対象地区区分

- (ウ) 地区区分判定手順3 (復興対象地区の区域決定)
 - a. 復興対策基本図3 (地区別被害状況図) は、おおむね1 ha の地区ごとに被害状況が整理された地区別被害状況図である。これを基に機械的に地区区分の作業を実施した場合には、まだら状に異なる地区区分が発生することが想定される。想定される事業の規模や地域コミュニティの形成状況などの観点から一団のまとまりをもった区域の設定を行う。
 - b. 復興対象地区が公表される発災から1か月後の時期には、建築基準法84条に基づいて指定された建築制限の1か月の期間延長も同時に検討される。期間延長の際には、被害状況の詳細把握の結果、建築制限区域が精査されることが想定されるため、特に重点復興地区の設定に当たっては、建築制限区域との整合性に留意する必要がある。

■復興地区区分判定における区域設定の留意事項

- まだら状の区域が生じた場合(同一地区区分内に異なる地区区分が存在する)は、 周囲の地区区分に合わせる。
- 被害の程度が低い街区において、周辺の大被害地区と一体的なまちづくりが求められる場合は、大被害地区の地区区分に合わせる。

(4) 復興地区区分の決定

区市町村は、復興地区区分案を作成し、広域的な視点での復興対象地区の調整を図るため、都に報告する。区市町村は、調整事項について都と協議し、地区区分案の見直しが必要な場合は修正を行い、復興地区区分を決定する。

(5) 復興地区区分の見直し

復興地区区分は、設定後の復興まちづくりへの取組過程での地区の状況の変化等に柔軟に対応できるものにする必要がある。このため、以下の状況を勘案し、一定期間経過後(被災市街地復興推進地域指定時の被災から2か月後、都市復興基本計画策定時の被災から6か月後など)必要に応じて見直しを行うこととする。

■復興地区区分見直しの視点

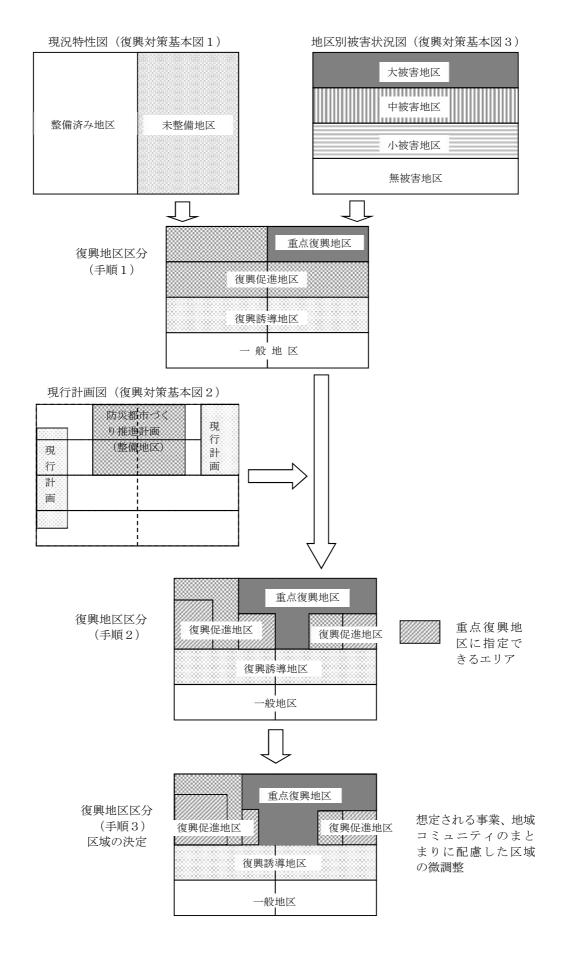
- 地区住民との合意形成に基づく都市復興基本方針の見直し
- 被災市街地復興特別措置法第7条による被災市街地復興推進地域との整合 性など

(6) 復興対象地区の公表

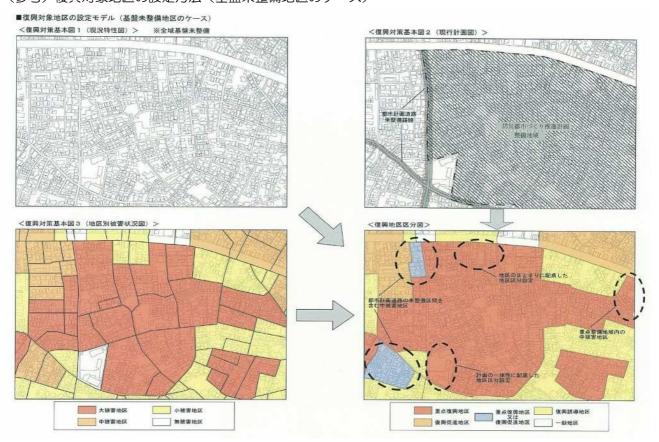
区市町村は、市街地復興整備条例に基づいて復興対象地区を告示する。

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 245-250)

3 復興対象地区の設定イメージ



(参考) 復興対象地区の設定方法(基盤未整備地区のケース)



資料第 021-19 区市町村の都市復興基本計画骨子案について

1 都市復興基本計画(骨子案)の検討・策定

- (1) 区市町村の策定する都市復興基本計画(骨子案)は、以後、地域ごとに検討が進められる地域復興都市計画及び地域復興まちづくり計画の骨格を示すものであり、地域の実情を充分に加味して策定する必要がある。
 - このため、住民と行政の都市復興に対する考え方をあらかじめ共有化するとともに、被災時に円滑に計画策定が図れるよう、「震災復興グランドデザイン」及び以下の「区市町村都市復興基本計画 (骨子案) 策定指針」に基づいて検討する。
- (2) 区市町村は、復興対象地区区分を踏まえ、東京都都市復興基本計画(骨子案)との整合を図りながら、地域特性を加味した区市町村都市復興基本計画(骨子案)を策定する。

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 255)

第2編 第1章 第3節 1 都市復興基本計画(骨子案)の策定

資料第 021-20 区市町村都市復興基本計画(骨子案) 策定指針

1 都市復興の理念・目標

都市復興基本方針で示された都市復興の理念・目標を踏襲する。また、都市復興の目指す期間について提示する。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 短期目標は 3~5 年以内の実現を目指す。長期目標は、大規模な被災であっても、10 年以内の復興事業完了を目指す。
- イ 行政と住民が対話し、協働して住民参加型のまちづくりを進める。
- ウ地域特性に応じたまちづくりを進める。

2 土地利用の方針

既定計画を踏まえながら大括りのゾーニングごとの整備の方向性を示す。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 基本構想や基本計画、都市計画マスタープランなどの既定計画を踏まえて、被災地域の土地利用 の基本的方針を示す。
- イ 被災の程度が大きく都市全体にわたって改造が必要となる場合には、既定計画にとらわれない土 地利用方針の設定も検討する。

3 都市施設の整備方針

道路や公園、公共施設などで、区市町村が主体的に整備すべき都市施設について、都市復興における整備の基本的方針を示す。なお、整備の基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 壊滅的に被災した市街地では、都市計画道路、都市計画公園等の既に都市計画決定済みの都市施設は原則として整備する。
- イ 事前に都市計画マスタープランにより位置づけられ、又は、被災後その必要性が地域住民に十分に認識された都市施設については、新たに都市計画決定を行い整備を進める。特に、土地区画整理事業等の面整備を実施する地区においては、地区レベルの防災性向上に寄与する駅前広場、近隣公園、街区公園及び避難路、集散道路等の整備を図ることが望ましい。併せて、ライフライン事業者と調整を図る。
- ウ 広域的な都市整備の観点から、早急な整備が求められる都市施設は、都市計画法第 55 条の指定 と先行買収を進めながら整備する。

4 市街地の整備方針

被災を繰り返さないまちづくりを進めるための方針を定める。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 被災した市街地においては、被災を繰り返すことのないように、安全な基盤づくりを推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により総合的なまちづくりを進める。
- イ 市街地復興に当たっては、まちの特性、被災の状況を踏まえてきめの細かい市街地の復興方策・ 整備手法を適用していくことを基本とする。そして、これらまちづくりを広域的な都市基盤整備を 通じて体系的に組み立て、全体的な市街地復興を図る。
- ウ 壊滅的に被災した基盤未整備の地区では、原則として被災市街地復興推進地域の指定を行い、建 築を制限し、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業を実施する。
- エ 半壊的あるいは被災建物が散在的に分布する地区(住工混在地区など)のうち、基盤未整備市街地については、地元のまちづくりの機運に応じて面整備を推進する。また、面整備を実施しない場合は、主要生活道路のネットワーク化及び狭あい道路の整備方針を作成し、その方針に沿って必要な道路幅員を確保しつつ、本格建築の誘導を図る。
- オ 被災した市街地のうち、土地区画整理事業(耕地整理、震災復興区画整理を除く)等による基盤整備済みエリアにおいては原則として再度の面整備は実施しない。ただし、土地利用更新や高度利用の必要性が高い地区については、再開発事業等により基盤整備水準の向上を図る。
- カ 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区について地区毎の特性などを踏まえつつ、主に以下 の事項について定める。
- (ア) 都市施設の配置や土地利用の方針
- (イ) 防災機能確保の方針(避難地、延焼遮断帯、消防水利など)
- (ウ) 基盤施設整備の方針
- (エ) 公共公益施設整備の方針
- (オ) その他地区に必要な事項の方針

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 334-335)

第2編 第1章 第3節 1 都市復興基本計画(骨子案)の策定

資料第 021-21 区市町村都市復興基本計画(骨子案)の構成案

都市復興基本計画骨子案は、区民と区が共通してとりくむ復興の共通目標を提起することが最大の目 的である。基本方針をいっそう具体化し、特に都市づくりの骨格部分について方針を明記する。

1 現状認識と都市復興の課題の提起

・被災状況及び災害の教訓を整理し、都市復興でとりくむべき課題を示す。

例:住宅倒壊の多発→安心して住み続けられる住宅都市の建設

火災による延焼→火災を食い止める延焼遮断帯

燃えない、消火活動しやすい市街地と地域活動体制の構築

人的被害、要援護者の被災→地域コミュニティの復権

- ・新しい時代に望ましい都市づくりの課題を提起する
- 進め方のプログラムの考え方を提起する

2 都市復興の理念・目標・基本方針

- ・目標とするまちの将来像、目標とするまちの具体的な姿、将来の都市構造を提起する。
- <参考>練馬区都市計画マスタープラン(平成27年12月)
- ○目標とするまちの将来像:

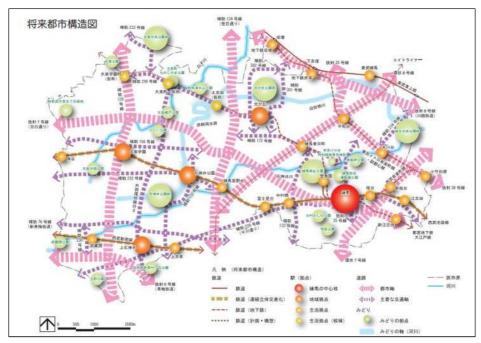
「暮らし続けたい みどりあふれる 快適な住宅都市 ~新しい成熟都市・練馬をめざして~」

- ○目標とするまちの具体的な姿

 - (1) 安全・安心のまち (2) 活動的でにぎわいのあるまち (3) みどりと水のまち

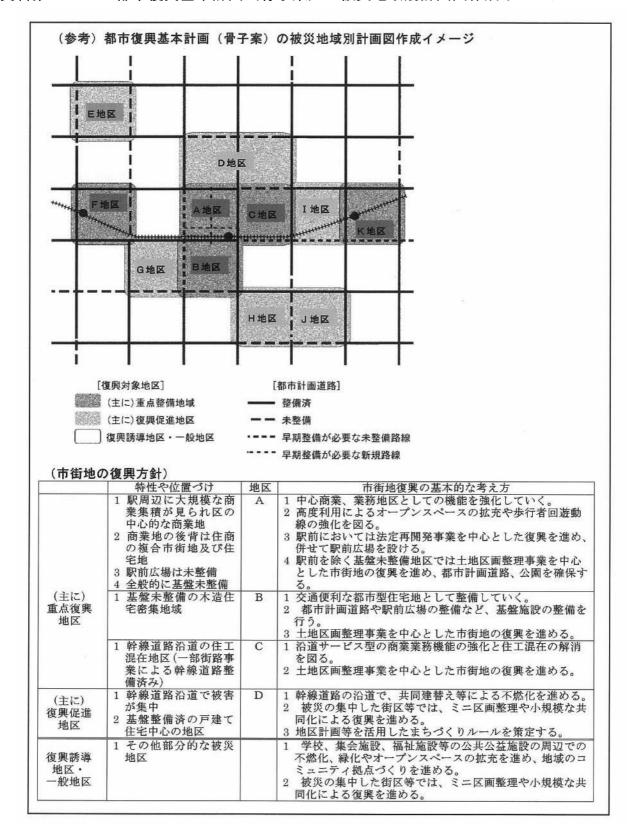
- (4) 環境と共生するまち (5) ともに住むまち
- ○将来の都市構造/都市復興の役割

大被害地区が何カ所も発生するような災害の場合は、区全体の都市構造を再検討し、その上で、 復興の重点となる都市施設や復興地区区分に即した重点復興地区、復興促進地区等を明記する。散 発的被災の場合は、目指す都市構造の建設に対する都市復興の役割を記すものとする。



(出典:練馬区都市計画マスタープラン(平成27年12月))

資料第 021-22 都市復興基本計画(骨子案)の被災地域別計画図作成イメージ



(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 257)

資料第 021-23 第 2 次建築制限の実施における区と都の役割

(東京都震災復興マニュアル(復興施策編) 平成28年3月)

1 区市町村の活動

- (1) 被災市街地復興推進地域(案)の作成と都市計画決定・告示(2か月以内)
- ・被災市街地復興推進地域の指定用件は以下のとおりである。
 - ア 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと
 - イ 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成 されるおそれがあること
 - ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他 建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施 設の整備に関する事業を実施する必要があること
- ・被災市街地復興推進地域(案)の作成
 - ア 重点復興地区を基本に、地形地物等を参考としながら街区又は町丁目を単位として地域を 設定する。
 - イ 地域の一体性や被災前の事業の有無等を踏まえ、復興都市計画事業の導入が必要と判断できるところでは、復興促進地区を被災市街地復興推進地域に入れることも検討する。
- ・被災市街地復興推進地域の都市計画決定・告示 区市町村は、知事の同意の上、被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、告示する。

■「被災市街地復興推進地域」の都市計画に定める項目

- ①名称 ②位置 ③区域 ④区域の面積
- ⑤緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(「緊急復興方針」)(都 震災復興マニュアル(復興施策編)「7-(3)-ア都市復興基本計画(骨子案)の検 討・策定」 P255~P257 参照)
- ⑥建築行為等の制限が行われる期間の満了の日
- (2) 復興相談所の継続と地区復興センターの設置(2か月~2か年)
 - ア 区市町村は復興相談所を継続する。
 - イ 区市町村は、復興まちづくり計画や復興都市計画を作成する地区において、復興相談所の 支所として、被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域に地区復興センターを設置する。
 - (ア) 開設場所-被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域の既存の公共施設を活用するか 又は仮設建物を設置する。都による設置も考えられるため調整を図る。
 - (4) 開設主体:区市町村
 - (ウ) 相談・運営内容-土地・建物の相談/住宅相談/その他必要な相談(生活再建、福祉等)/ま ちづくりに関する協議(協議会の開催)/まちづくり情報の掲示/ボランティアや協議会 等の地元組識の活動拠点としての場所の提供
 - (エ) 対象-被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域

(3) 都への応援要請

相談業務等において、専門家等の人員が不足する場合は、都に応援を要請する。

2 東京都の活動

(1) 被災市街地復興推進地域(案)の調整、同意(2か月以内)

都は、区市町村が作成する被災市街地復興推進地域(案)に対し、広域的な視点から以下の調整を行う。また、都市計画の手続きにおいて知事の同意を行う。

- ア 隣接区市町村の境界部における被災市街地復興推進地域(案)の不整合の調整
- イ 地形地物や計画決定済の都市施設の区域を踏まえ、事業区域としての視点からの調整
- (2) 第2次建築制限の実施(2か月~2か年)
 - ア 知事が指定した指定確認検査機関に対しては、建築基準法第77条の30(監督命令)及び第77条の33(指定確認検査機関に対する配慮)に基づき、第二次建築制限の内容を連絡・徹底する。
 - イ 国土交通大臣が指定した指定確認検査機関に対しては、都は国に対し第二次建築制限の内容が指定確認検査機関に速やかに連絡されるよう要請する。

■建築指導等の体制について 建築指導 建築制限 (区域の決定) 区市町村の 建築主事 対象地域 同意 許可 都計劃使定 による確認 所管範囲内 区 \Leftrightarrow 知事 知事 X. 特別区 所管範囲外(※1) \Leftrightarrow 区 知事 知事 都 多摩 9 市 (※ 2) 市 \Leftrightarrow 知事 市長 市 上記以外の市 市 \Leftrightarrow 知事 市長 都 町村 町村 知事 知事 都 \Leftrightarrow ※1 所管範囲外:延べ面積10,000㎡を超える大規模建築物の確認事務及び知事許可に関わる確認等

※2 多摩 9 市 (特定行政庁): 八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、立川市、国分寺市

- (3) 被災者総合相談所の継続と地区復興センターの設置(2か月以降)
 - ア (都は、震災復興マニュアルで定められている被災者総合相談所を設置する(都震災復興マニュアル(復興施策編)「第1章第8「2(1)被災者総合相談所の設置等」P151~P153参照)。
 - イ 都が主体となって復興事業を行う地区では、被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域 に地区復興センターを設置する。
 - (ア) 開設場所-都が主体となって復興事業を行う地区に、既存の公共施設を活用するか又は 仮設建物を設置する。区市町村による設置も考えられるため調整を図る。
 - (4) 開設主体:都(事業者)
 - (ウ) 相談・運営内容-土地・建物の相談/住宅相談/生活再建/まちづくりに関する協議(協議会の開催)/まちづくり情報の掲示/ボランティアや協議会等の地元組識の活動拠点としての場所の提供
 - (エ) 対象-都が主体となって復興都市計画を作成する地区
- (4) 区市町村への応援人員の配分調整

都は区市町村からの応援要請に基づき、復興地区センターへの応援人員の配分調整を行う。

資料第 021-24 被災市街地復興推進地域の要件(被災市街地復興特別措置法)

(被災市街地復興推進地域に関する都市計画)

- **第五条** 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。
 - 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
 - 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される おそれがあること。
 - 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。
- 2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項 のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとするとともに、緊急かつ 健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(以下「緊急復興方針」という。)を定めるよう努め るものとする。
- 3 前項の日は、第一項第一号の災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならない。 (中略)

(建築行為等の制限等)

- **第七条** 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域 に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当 該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行 為については、この限りでない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害(第五条第一項第一号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、 その許可をしなければならない。
 - 一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
 - イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五へクタール以上の規模の土地の 形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その 他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
 - ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築 又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のも の
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該 当する土地の形質の変更
 - 二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
 - イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行わ

れた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

- ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
 - (1) 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
 - (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
- ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該 当する建築物の新築、改築又は増築
- 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域 又は地区内においては、適用しない。
 - 一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての 同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以 下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街 地開発事業の施行区域
 - 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められた区域
 - 三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法 律第三十四号)第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
 - 四 土地区画整理法第七十六条第一項第一号から第三号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第 二条第四項に規定する施行地区
 - 五 都市再開発法第六十条第二項第一号に掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区
 - 六 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その 他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じ

第2編 第1章 第3節 2 第2次建築制限の実施

た者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

資料第 021-25 復興まちづくり計画の策定方法(行政主導型の進め方)

1 区市町村の活動

(1) 事前準備

区市町村は、被災後の住民合意形成が困難となることが予想されるため、都市計画マスタープラン等をベースに、地域の復興まちづくりを想定した復興まちづくり計画素案を事前に準備しておく。

(2) 復興まちづくり計画原案等の作成(1か月~3か月)

ア 区市町村が主体となって進める内容

区市町村は、都市復興基本計画(骨子案)の地区区分別の方針に沿って、合意形成を図りながら、 地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画を作成する。

また、そのまちづくりを実現する個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画の整備計画を作成する。

- ※ 重点復興地区と復興促進地区の一部については面整備を含む復興都市計画が中心となり、復興 促進地区及び復興誘導地区では修復型事業が中心となる。
- イ 復興まちづくり計画原案等の作成

復興まちづくり計画等策定指針(後述)を基本に都と調整を行い、地区住民の参画を得て、復興ま ちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案を作成する。

また、区市町村は都決定の復興都市計画原案の作成について協力する。

ウ 復興まちづくり計画原案等の周知

区市町村は、復興まちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案をとりまとめ公表する。

- (3) 復興まちづくり計画等の策定(6か月以内)
- ア 区市町村が主体となって進める地区について、意見聴取の成果を反映して復興まちづくり計画原案 及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案を修正した復興まちづくり計画(案)及び復興都市計画 (案)、修復型事業計画(案)を作成する。
- イ 復興都市計画(案)については都市計画決定し、修復型事業計画は事業導入の手続きを行う。
- ウ 復興まちづくり計画は、復興都市計画及び修復型事業計画を踏まえて策定する。

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 264)

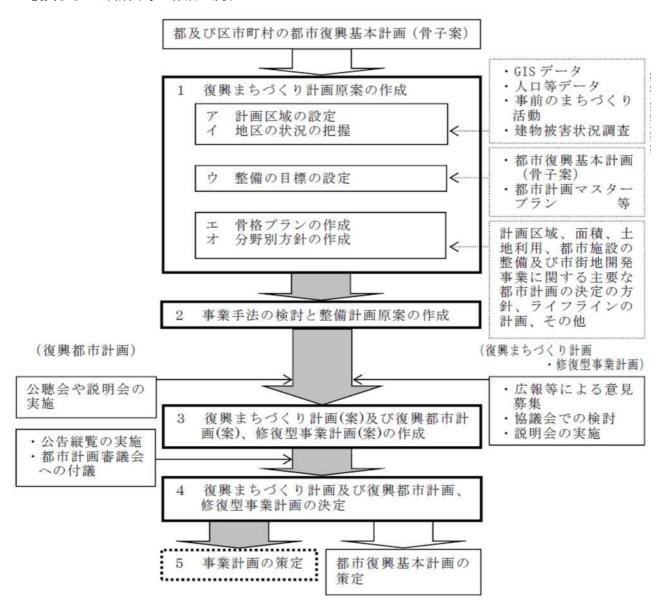
第2編 第1章 第3節 復興まちづくり計画の策定

資料第 021-26 復興まちづくり計画等策定指針

復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画は、都市復興基本計画(骨子案)で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具現化を図るものである。

復興まちづくり計画等策定指針は、復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画の策定 手順、並びに復興まちづくり計画原案の作成方法と作成例を示すものである。

1 復興まちづくり計画等の作成の流れ



2 復興まちづくり計画原案の作成方法

(1) 計画区域

被害の分布を基本に、既定計画や街区構成、地元組織(町会・自治会、協議会等)の区域などを踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 位置、b 面積

(2) 地区の状況

ア 被災前の状況の整理

GIS等を活用し、以下のデータを整理する。

- (7) 復興対策基本図1(現況特性図)
- (4) 復興対策基本図 2(現行計画図)
- (ウ) 用途地域図
- (エ) 土地利用現況図(数値データとしても整理する)
- (オ) その他(当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの)
- (カ) 年齢別人口、世帯数等のデータを整理(入手できない場合は登記簿と住民基本台帳を利用)
- (キ) 事前のまちづくり活動の有無及び活動内容を整理

イ 被災状況の整理

当該地区について、家屋被害状況調査の結果を引用する。

(3) 整備の目標

都市復興基本計画(骨子案)、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理・作成する。

a 計画年次、b 将来像、c 目標

(4) 骨格プランの作成

以下の内容を整理・作成する。

a 地区の拠点、b 地区の軸

(5) 分野別方針の作成

都市計画、及び導入事業を踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 土地利用の方針、b 都市施設の整備方針、c 市街地復興の基本方針、d その他

(参考:区市町村震災復興標準マニュアル P. 336-337)

第2編 第1章 第3節 復興まちづくり計画の策定

資料第 021-27 復興まちづくり計画原案の作成例

練馬区〇〇地区復興まちづくり計画原案(例)

1 計画区域

計画区域及び面積 ~略~

2 地区の現況

被災前の状況、被災状況 ~略~

3 整備の目標及び方針

(1) まちの目標

当地区では、○月○日に発生した○○地震により甚大な被害を受けました。当地区の復興を進めるにあたっては、被災を二度と受けない災害に強いまちづくりを進めることが必要です。また、当地区は・・・・・といった歴史あるまちであり、このようなまちの財産を活かしながら、今回の被災も含めてまちの記憶を次の世代に伝えていくことも大切です。

これからまちづくりを進めていくには、地区の住民のみなさんがこのまちの中でお互い支えあっていく環境がなければ、まちの復興を進めていくことはできません。

このようなことを踏まえ、当地区では、「歴史的な魅力が感じられる、安全で住み続けられる まち」の形成を目指し、平成〇〇年を目標とします。

(2) まちづくりの方針

まちづくりの目標を実現するために、以下の方針にそってまちづくりに取り組みます。

- ア 集い、育むコミュニティのあるまちにするためのまちの核の創出
- イ 災害に強いまちにするための延焼遮断帯の形成
- ウ 安全で快適に歩けるまちにするための道路整備とネットワーク化
- エ 住みよいまちにするための落ち着いた住宅地の形成

4 骨格プラン

(1) 地区の拠点

ア ○○駅周辺は、古くからの商店街や地区会館等の公共施設があり、○○通り沿道では業務施設が集積して多くの人が訪れていた。人々の交流の拠点となっていたことを踏まえ、○○駅周辺を「商業・業務・文化等の拠点」として位置づけ、それらの機能の充実を図る。

イ 地区の生活サービスや防災機能の向上を図るため、既存の公園や学校、公共公益施設を地域の「生活・防災拠点」として位置づけ、移転による集約や新規整備によりその形成を図る。

(2) 地区の軸

○○駅と公共施設を結ぶ道路とその沿道は利用者が多く、当地区の顔にふさわしい「都市の景観軸」として、道路舗装や建物の色調の統一など、良好な景観の形成を誘導する。

5 分野別方針

(1) 土地利用の方針

ア 住宅地の整備方針

(ア) 低層住宅地区: 戸建住宅やゆとりある集合住宅で構成される落ち着いた住宅を中心とし

た地区の形成を図る。

(イ) 低中層住宅地区: 共同化・協調化を誘導し、集合住宅と戸建住宅が調和した地区の形成を

図る。

(ウ) 中層住宅地区: 共同化・協調化を誘導し、駅への利便性を活かした集合住宅を中心とし

た地区の形成を図る。

(エ) 高層住宅地区: 業務空間と居住空間が調和した都心居住にふさわしい住宅の民間による

供給を誘導する。

イ 商業地の整備方針

近隣商店街地区:○○通り沿道の○○商店街の再生を図り、駅前広場と公園との一体的な整備 を図る。

ウ 業務地の整備方針

業務地区: 土地の高度利用を図り、街区を再編し商業・業務・文化施設の適切な立地の 誘導を図る。

エ その他の地区の整備方針

(ア) 都市型産業地区: 混在する住工併用建物については、土地区画整理事業による集約立地

を図りながら、産業と住宅が調和した環境を有する地区の形成を図る。

(4) 幹線沿道地区: 沿道型の商業・サービス施設が立地する地区の形成を図る。

(2) 都市施設の整備方針

ア 道路及び交通体系の整備方針

- (ア) 幹線道路
 - a 安全な交通環境を確保し、沿道の不燃化により延焼遮断帯の役割を果たす道路である。
 - b 補助○○号線(計画幅員○m)の整備を図り、合わせて沿道緑化を進め、豊かな歩行者空間の形成を図る。
- (イ) 主要生活道路
 - a 地区内の生活交通の主軸となり、災害時の避難・消防活動を円滑にし、バス交通等の生活 サービス機能を有するため、計画幅員○mとする。
 - b 土地区画整理事業に合わせて歩道のある安全な道として整備を図る。
- (ウ) 区画道路
 - a 地区内の円滑な交通処理や日常時の防災性能の向上を図るため、計画幅員○mとする。
 - b 土地区画整理事業に合わせて整備を図る。なお、歩行者の安全を確保するように配慮する。
- (エ) 歩行者ネットワーク
 - a 幹線道路や主要生活道路については豊かな歩行者空間を確保し、水際空間及び公園とのネットワーク化を図る。
 - b ○○川沿いの緑道(計画幅員○~○m)の整備を図る。
- (オ) その他
 - a 地域のまちづくりの推進と併せて、鉄道○○線の連続立体交差事業を促進する。

イ 公園・緑地の整備方針

- (ア) 土地区画整理事業や都市計画道路の整備に合わせて街区公園や小公園の整備を図る。
- (イ) ○○川沿いについては、緑化及び親水空間として整備を図る。また、これらに連続する街 区公園・緑地を一体的に整備する。
- (ウ) 市街地再開発事業や都市計画道路の整備に合わせて街区公園の整備を図る他、総合設計制度の活用等により、街区の再編に合わせて開かれた空間の確保を図る。

(3) 市街地復興の基本方針

ア 防災機能確保の方針(避難地・延焼遮断帯・消防水利等)

- (ア) 補助〇〇号線の整備と合わせて沿道不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
- (イ) 小、中学校については、校舎の修理や建替えに併せて、耐震補強や防災資機材を備蓄する他、その周辺でも生垣化により安全な空間形成を誘導する等、防災機能の強化を図る。
- (ウ) 水際の緑地整備により避難及びレクリエーション機能の確保を図る。

イ 基盤施設の整備方針(公共公益施設等)

- (ア) 既存の地区会館の再整備にあたっては高齢者等の利便を考慮し、合わせて小公園を整備する等、魅力的な空間の形成を図る。
- (4) 都心居住者の生活利便施設のバランスを考慮し、民間の建設活動にあたっては、適切な生活利便施設の導入を誘導する。

ウ その他

- (ア) 地区内に散見される小さな社は地区のシンボルであり、土地区画整理事業の実施にあたってはできる限り移動させないように配慮する。
- (イ) 道路以外の開かれた空間が少なくなりがちであるため、公園と公立学校と一体として整備を図るなど、まとまった空間の確保を図る。

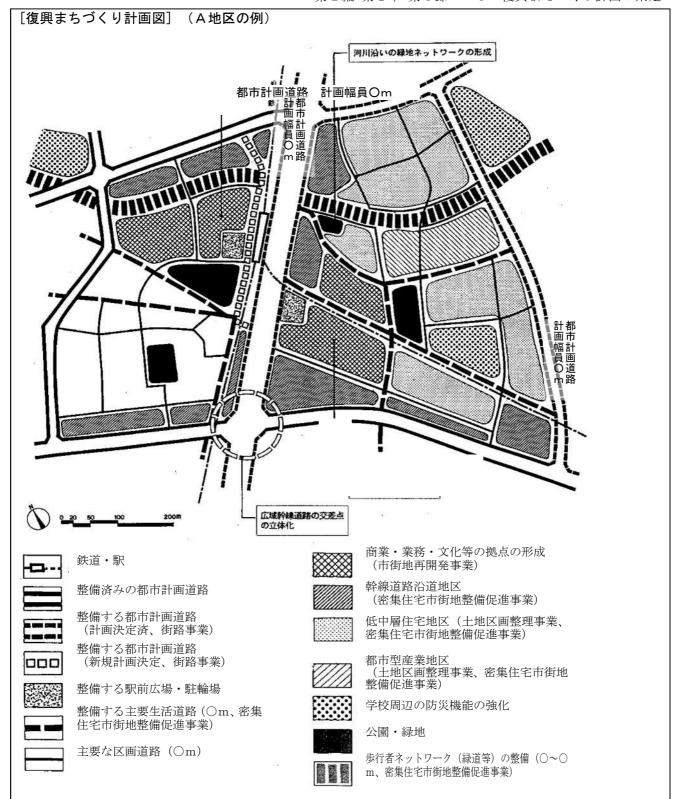
6 事業手法

- (1) ○○駅周辺地区では土地区画整理事業、その他の地区は密集住宅市街地整備促進事業によって 実現を図る。
- (2) ○○駅周辺地区では市街地再開発事業、その他の地区は土地区画整理事業とし、民間の建設活動には総合設計制度等の制度の導入を誘導する。

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.340-341)

資料第 021-28 【参考】復興まちづくり計画原案の例示のための地区区分

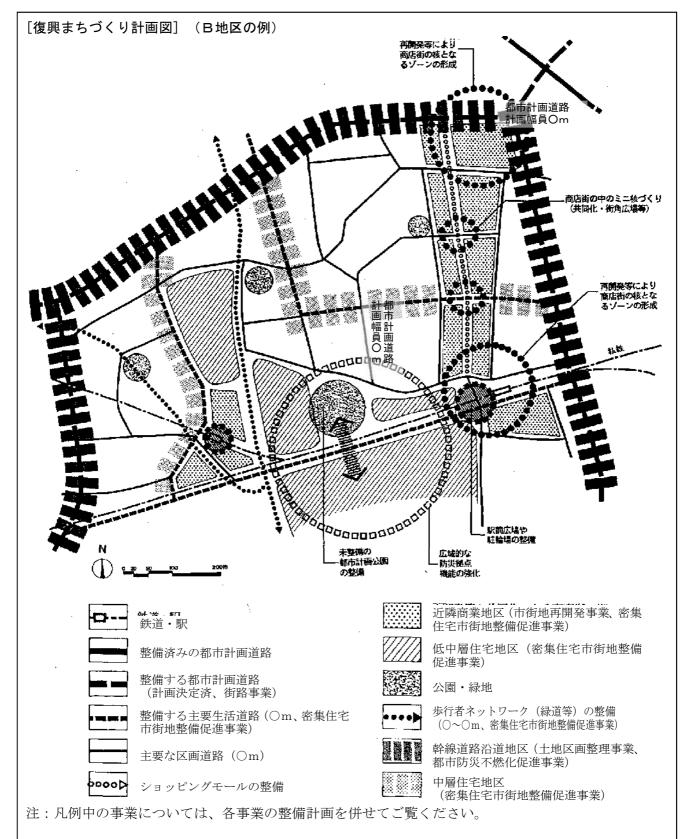
J	地区	市街地特性	防災都市づくり 推進計画での 位置づけ	面整備の 状況	震災復興グランドデ ザインにおける市街 地類型
商業を中心とす	A地区	区の中心商業地/商住工の混 在する市街地/駅前広場は未決 定	重点整備地域	未整備 (一部戦災 復興土地 区画整理 済み)	駅周辺の地域拠点 (JR中央線沿線、私鉄 沿線など)
住宅を中心とす	B地区	木造住宅密集地域/近隣商店 街の集積が高い/未整備の都市 計画道路を含む地区/駅前広場 は未決定	整備対象地域	未整備	環状7号線、補助26号 線周辺の市街地 : 区部西部



注:凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

※計画の留意点

- ① 中心商業地にふさわしい駅前の再整備を行う。(駅前広場や駐輪場の整備/駅前アクセス道路の整備/駅 周辺の小規模店舗等の再開発)
- ② 商店街は幅員の狭い道路が多く、小規模・老朽化した店舗などで大きな被災を受けた街区では、共同建替え等による復興を行い、十分なオープンスペースを確保していく。
- ③ 木造住宅密集地域には小規模な工場等も多いことから、地区内での工場の集約化や住宅の共同化による良好な市街地環境づくりを行う。(土地区画整理事業や共同建替え事業等の推進)
- ④ 河川・学校・公園を連携させた防災機能の強化を進める。



※計画の留意点

- ① 未整備の都市計画道路 (3路線)の整備と・沿道環境の整備(不燃空間の拡大、沿道緑化等)を行う。
- ② 駅前や駅前商店街の再開発により、駅前広場や駐輪所の整備、安全な商業地の形成を進める。
- ③ 未整備の都市計画公園を整備し、学校と連担した防災拠点づくりや公園緑地の適正配置を行う。
- ④ 住宅系市街地については共同化による中高層住宅の整備を進める。
- ⑤ 主要な区画道路や緑道沿道の不燃化を行い、安全な避難ルートを確保していく。

(出典区市町村震災復興標準マニュアル P. 337-339)

資料第 021-29 【参考】インフラ整備に関する検討に当たって考慮すべき事項

	重点復興地区	復興促進地区・復興誘導地区
整備済みの 都市計画道 路の復旧	・被災道路の早急な復旧を行う。 ・鉄道交差部や交差点部等でより円滑な交通流の確保の観点が 間については、一部幅員を見直し整備を進める。	いら、拡幅が望ましい道路区
未整備の都 市計画道路 の整備	・土地区画整理事業等の面的整備事業により整備する。 ・防災機能の強化、ゆとりある歩行空間の創出、都市環境への配慮などから、計画決定の幅員が十分でないと判断される道路については、都市計画変更による適切な歩道幅員の確保や沿道建築物のセットバック等により歩行空間を確保しつつ整備を進める。	・沿道に被災建物が比較 的多くあり、建替えに合 わせて一定区間の整備 が図れる道路について は、可能な限り整備を進 める。
既決定で未 整備の公園 緑地等	・都市計画決定済みで未整備の公園、緑地、広場等については整備を行う。 ・緑のマスタープラン、都市計画マスタープラン等の既定計画に位置づけられている公園緑地等については、可能な限り整備を進める。 ・なお、上記の公園緑地等の整備に当たっては、地域コミュニティ機能や防災拠点機能の強化に配慮して、必要に応じて計画面積の拡充や公共公益施設と連担した公園緑地等の配置・整備を検討する。	・都市計画決定済みで未 整備の公園、緑地、広場 を含む地区で、土地区画 整理事業等の面的整備 事業を行う場合には、整 備を進める。
新規計画に よる都市施 設等の整備	・土地区画整理事業等の面的整備事業により、以下の施設整備を行う。 ①駅前広場の整備(駅前での適切な交通結節機能や防災広場機能の強化・拡充) ※整備済及び既決定駅前広場についても再検討を行い、必要な場合には再整備を進める。 ②公園緑地等の整備(公園不足地区の解消、消防水利などの防災拠点機能の強化) ③広域的な観点から必要性の高い骨格防災軸(「防災都市づくり推進計画」において位置づけられている)などの根幹的都市施設の整備 ④都市計画マスタープラン等で位置づけられ、住民にその必要性が十分に認識された都市施設	
都・区市町の役割分担	・現在、整備主体の位置づけがなされている都市計画施設は、 が整備を実施する。・原則として、都は複数の区市町にまたがる都市施設や円滑な 市施設の整備を行い、区市町はその他の地域レベルの都市施	復興を進める上で重要な都

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 342)

資料第 021-30 【参考】市街地整備に関する検討に当たって考慮すべき事項

Ž	類型	地域復興の主要課題	復興の基本的な方向
基盤未整備	密 集 地 域	・狭あい道路、行き止まり道路の解消・狭小宅地、未接道宅地の解消・木造賃貸住宅に居住する高齢世帯の住宅対策・道路、公園等の公共施設の整備	・ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等を中心とする地域復興による公共施設整備と街区の形成 ・共同建替えによる適正な高度利用とオープンスペースの確保 ・復興共同住宅、公的な高齢者住宅の供給
エリア	地住 域工混 在	・小規模点在型の工場、倉庫等の工業地と 住宅地の分離・狭あい道路、行き止まり道路の解消	・土地区画整理事業、市街地再開発事業等を中心とする地域復興による公共施設整備と街区の形成、工業地の集約化・土地利用再編による大街区の形成と共同建替
基盤整備済	在住地混	・耕地整理等が実施された後、小規模宅地 開発により形成された住工混在地域な どで、半壊的あるいは被災建物が散在す る(虫食い状の被災)被災地への対応	・ミニ区画整理型の地区整備の連鎖や小規模な共同化 事業の連鎖による地域復興 ・ツイン区画整理型の事業による土地利用の再編
みエリア※	域	・震災復興土地区画整理事業等の実施後、 小規模建築の立地や街区内での敷地細 分化により形成された狭 あい道路地 区、未接道宅地への対応・下町商業地での木造賃貸住宅に居住する 高齢世帯の住宅対策	・市街地再開発事業や小規模な共同化事業の連鎖による 地域復興・一定程度の高度利用によるオープンスペースの拡充 (歩道状空地の確保、広場整備等)・復興共同住宅、公的な高齢者住宅の供給

※水準の低い面整備事業(耕地整理、震災復興区画整理等)の実施地区を含む。

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 342)

資料第 021-31 都市復興基本計画の策定

1 区市町村の活動

(1) 区市町村都市復興基本計画の検討・策定

- ア 区市町村都市復興基本計画は、都市復興基本計画(骨子案)を基本に、復興まちづくり計画等 の内容を反映させたものとして策定する。
- イ 策定に当たっては、東京都都市復興基本計画の内容と整合を図る。

(2) 区市町村都市復興基本計画の公表

区市町村は、都市復興基本計画を他部門の復興計画と合わせて住民に公表する。

■都市復興基本計画	(骨子案)との関係	
	基本計画(骨子案)	基本計画
策定時期	被災後2か月	被災後6か月を目途
計画の位置づけ	都民や地域住民等との都市復興に 向けた協議に対する行政のたたき 台	都民や地域住民等とのおおむねの合 意形成を経た上での都市復興のマス タープラン
計画内容 (水準)	都市の骨格をなす基幹的都市施設 や復興対象地区ごとの整備の方向 性を提示	骨子案をベースとした復興都市計画 等の事業化に向けた地元との検討結 果を踏まえた具体計画を提示 ・ 基幹的都市施設及びその他 都市施設の整備内容 ・ 地区別の適用事業、整備 計画、スケジュールなど

2 東京都の活動

(1) 東京都都市復興基本計画の検討・策定

- ア 東京都都市復興基本計画は、先に策定された都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、 その後の復興都市計画等の策定状況を踏まえて、国・周辺県市との連絡調整のために復興都市 計画連絡会議を、調査・検討を行うために東京都都市復興基本計画検討委員会を開催し、策定 する。
- イ 策定に当たっては、区市町村が策定する都市復興基本計画の内容と整合を図る。

(2) 東京都都市復興基本計画の公表

東京都は、都市、住宅、くらし、産業・雇用などの各部門で検討された復興施策を「震災復興計画」として取りまとめる。都市復興基本計画は「震災復興計画」の部門別計画としての位置づけのもと都民に向けて公表する。

(参考: 都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 275)

資料第 021-32 復興事業の推進

1 東京都及び区市町村の活動

(1) 復興事業の推進

- ア 復興事業計画の策定から事業推進へのプロセスは平常時と同じであり、都及び区市町村等の 各事業主体はこの流れに沿って、円滑に復興事業を進める。面的な復興事業を行う場合、ライ フラインについて、事業スケジュールに合わせて計画的な復旧・復興が進むよう事業者等と調整 を図る。
- イ 東京都は区市町村と協議の上、事業主体となる都、区市町村、独立行政法人都市再生機構、 東京都住宅供給公社及び民間企業等との調整を行う。

(2) 特例措置の活用

- ア 大規模災害からの復興に関する法律による特例措置に基づき、大規模災害等を受けた区市町 村から要請がありその必要があると認める場合には、都が都市計画決定手続を代行できるこ ととなったことから、これらの制度も考慮しながら迅速に都市復興事業を進める。
- イ 大規模被災の場合は、被災市街地復興特別措置法に基づく都市計画事業に対する特例措置が 講じられる。また、他にも、建築制限や環境影響評価手続きに関し、復興のための特別な措 置が講じられ、それらを活用しながら迅速に都市復興事業を進める。適宜、復興都市計画連 絡会議を行い国等と調整を行う。

■大規模災害からの復興に関する法律第42条(都市計画法の特例)

- 1 (中略)
- 2 特定大規模災害等を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。
- 一 前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画
- 二 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定による被災市街 地復興推進地域に関する都市計画
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画

(以下略)

■東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律 第1条

- 1 特定行政庁は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画に規定する又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第八十四条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法第五条第一項各号に掲げる要件に該当する市街地の土地の区域を指定し、期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
- 2 前項の規定による制限又は禁止は、平成二十三年九月十一日までの間に限り行うことができる。
- 3 特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において第一項 の期間を延長することができる。

(以下略)

■環境影響評価法第52条(適用除外)

- 1 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法第八十七条の規定による災害復旧の事業又は 同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法第八十四条の規定が適用される場合におけ る同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別 措置法第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業に ついては、適用しない。
- 2 第二章の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

■東京都環境影響評価条例第94条(適用除外)

1 この条例の規定は、災害対策基本法第八十七条の規定による災害復旧事業その他災害復旧の ため緊急に実施する必要があると知事が認める事業又は再度の災害を防止するためこれらの 事業と併せて施行することを必要とする事業である対象事業については、適用しない。

(参考) 被災市街地復興特別措置法に基づく特例措置

■法律上の措置

項目	措置の内容	効 果
被災市街地復興土 地区画整理事業 被乗車・街地域を で、進れの主事 で、地域を で、地域を で、地域を で、地域を で、単二 で、単二 で、単二 で、単二 で、単二 で、単二 で、単二 で、単二	1 復興共同住宅区 共同住宅建設を希望する者の 換地を集約した復興共同住宅区 の設置が可能となる。 2 清算金住宅 施行者が清算金の交付に代えて 住宅を施行地区内外において提供 することが可能となる。 3 特別の保留地 公営住宅、共同福祉・利便施設等 の用地を保留地として確保するこ とが可能となる。	 ●民間の共同住宅の供給促進 ●公的主体が先行買収した用地を集約換地しての公的住宅の建設 ●土地利用の整序 ●事業の迅速な実施 ●被災者の早期の生活再建 ●公営住宅の確保 ●地区に必要な公的施設の確保
被災市街地復興推	1 施行区域要件の緩和	
進地域内における	施行区域の面積要件(0.5ha 以上)	
第2種市街地再開	及び安全上、防火上支障のある建築	●事業の活用が容易となる
│ 発事業の施行区域 │ の特例	物の割合 (9/10 以上) 等の要件は不 要	

■被災市街地復興推進地域内における面整備事業に対する特例(阪神・淡路大震災の場合)

『依火巾闰地復興推進地域内にあける囬笠脯事未に刈りる特別	(阪仲・依路人長火の場合)
措置の内容	効 果
1 地権者からの用地買収において、土地の譲渡益課税に対	
し事業計画決定前でも 5,000 万円の特別控除	●権利者の負担軽減及び早期の
2 都市計画決定後の事業用仮設住宅・店舗の先行建設	生活再建
3 地権者等に対する公営住宅入居資格の緩和	●疎開権利者の地区への復帰
4 補助率の引き上げ	●被災者の早期の生活再建
5 公共施設用地等の先行取得に係る都市開発資金の	●財政負担の軽減
利率の低減	●同上
など	

(3) 権利者の整理

復興事業計画の検討・作成にあたっては当該地区の権利関係の整理が必要であり、土地及び 建物課税台帳や土地及び建物登記簿によって整理を行う。

(参考:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 277-278)

第2編 第1章 第4節 1 復興事業計画の策定

2 多様な発注形態・内容の事例(津波被害からの復興まちづくりガイダンスより)

(1) 宮城県気仙沼市

- ①防災集団移転促進事業
 - ・気仙沼市では、防災集団移転促進事業は38地区(910区画)と膨大な事務作業量に対応して円滑 に事業を進めるため、下記に示す業務を発注している。
 - ●防災集団移転促進事業に関する工事統括マネジメント業務
 - ・防集団地計画変更に伴う変更事業計画書の作成支援、復興交付金事業計画変更の作成・申謂支援、 定例会議の実施支援、各種管理者協議支援(他事業主体との調整、建設発生土の工事間調整等、 関係機関協議の支援、住民合意形成支援(地元協議会との連絡・調整)等の防災集団移転促進事 業において、必要となる事業の総合調整等の技術的業務を一体的に補助・発注者支援を行う業務 を平成25年度より発注している。
 - ・なお、平成24年度には、平成23年度の国直轄調査を担当したコンサルタント会社に検討作業の継続性、円滑な事業推進を考慮して、複数地区の事業計画作成、合意形成、交付金申請等に関する業務を一括して発注している。
 - ●防災集団移転促進事業に関する工事推進マネジメント業務
 - ・上記の業務と対になる発注者支援業務として、請負工事等の積算補助、発注補助、監督補助、検 査補助等を行う業務を平成25年度より発注している。
 - ●防災集団移転促進事業に関する用地買収業務
 - ・用地買収に関する手続資料の作成、補償調査等を補助する業務を平成25年度より発注している。

②土地区画整理事業

- ・気仙沼市では、3 地区で被災市街地復興土地区画整理事業が実施されている(鹿折地区 42.0ha、 魚町・南町地区 11.3ha、南気仙沼地区 32.Sha)が、事業規模が大きい上に、ここ十数年市内で施行 された土地区画整理事業がなく、土地区画整理事業に関するノウハウがないことから、これらの経 験を有する応援職員を確保するとともに、下記に示す業務を発注している。
- UR への業務委託 (鹿折地区、南気仙沼地区)
- ・調査・設計、事業計画策定、地権者調整、事業手続、工事発注監理等に関する支援業務をURに対して平成24年度より発注している。
- ●建設コンサルタント会社への CM 業務(*)の委託(魚町・南町地区)
- ・魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業の円滑な事業実施や、本事業に係る進捗管理、事業計画、換地計画の一部、土地区画整理審議会運営補助、発注補助、監督補助等の業務を一括して平成 26 年度より発注している。 (*)CM 業務:コンストラクション・マネジメント業務。コンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立ち、設計や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部または一部を行う。

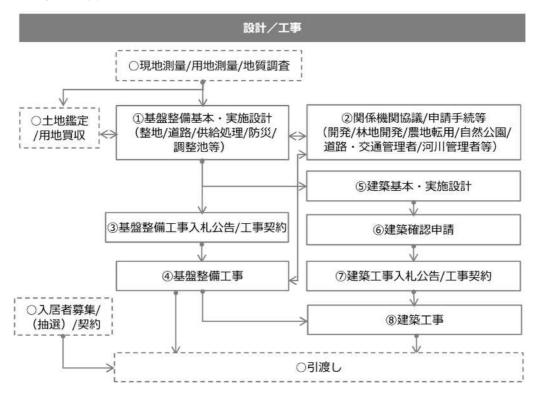
③災害公営住宅整備事業

- ・気仙沼市では、 市内 38 地区で計 2,133 戸の災害公営住宅を計画しており、 市街地では集合住宅 形式、 郊外部では戸建て形式、 平屋長屋形式で整備を進めている。
- ・供給戸数が多く、事務作業量が膨大であることから、建築系の応援職員を確保するとともに、下 記に示す業務を発注している。

- ●独立行政法人都市再生機構(UR)への建設要請
- ・各種手続や監理業務の負担軽減を目的に、 市街地部に整備する規模の大きい集合住宅について建 設を要請して整備する。
- ●公募買取方式(都市計画区域用途地域内)
- ・用地選定及び交渉の事務軽減化と工期短縮を目的に、都市計画区域用途地域内に民間事業者等が整備する住宅を公募し、土地と建物を一括して買い取る。
 - ⇒ 市が公募を行い、申請を受け付ける
 - ⇒ 事業者選定を行い、事業者と基本協定を締結
 - ⇒ 事業者は実施設計や建築確認を進め市と譲渡契約を締結し建築に着手
 - ⇒ 完成後、土地と建物を一括して市に引き渡し
- ●共同化事業買取方式(気仙沼内湾エリア)
- ・特定エリアにおいて被災店舗等の複数地権者等が共同建替えを行い、 2階以上を住宅として整備 したものを市が買い取るもので、基本的なフローは公募買取方式と同じである。
- ●地元住宅生産者ネットワークへの一括発注
- ・発注事務の効率化、資材及び人材等の安定確保、工期短縮を目的に、郊外部の木造戸建・長屋住宅 について、 地元の工務店や設計事務所などで組織する気仙沼地域住宅生産者ネットワークに一括 して発注している。
 - ⇒ 用地選定、取得、造成工事、基本設計は市が行い、気仙沼地域住宅生産者ネットワークに建設 を要請
 - ⇒ 気仙沼地域住宅生産者ネットワークが実施設計、確認申請などを行い、住宅を建設
 - ⇒ 市の要請に基づき気仙沼地域住宅生産者ネットワークが建設したものを市が買い取る

3 設計/工事段階の手順と留意事項(津波被害からの復興まちづくりガイダンスより)

(1) 取組みの流れ



第2編 第1章 第4節 1 復興事業計画の策定

- (2) 復興まちづくりの進め方を検討する上での留意事項
 - ●留意点①:発注手続期間の短縮化を考慮した発注方法の選択(事例:宮城県、UR 都市機構、福島県須賀川市、岩手県野田村、同・大槌町、宮城県気仙沼市、同・石巻市ほか)
 - ・東日本大震災の被災地域では、調査・測量業務や実施設計業務、工事施工業務を一括して発注したり、同一の地区内における複数の工事施工業務を一括して発注したりすることにより、契約手続期間分の短縮や複数工事の組合せの効率化等による工期短縮等の取組が行われ、実際に効果があったと評価されている。
 - ・東日本大震災の被災地域では、こうした発注方法の検討に時間を要していたことから、平時から 発注手続の期間短縮化や作業の効率化による工期短縮等に寄与する発注方法、発注に必要な様 式書類、要綱等の準備を進めることが望まれる。
 - ●留意点②: 既存事業制度の運用の見直しの活用による工期の短縮化(事例:岩手県宮古市(田老地区)、宮城県南三陸町(志津川地区)、同・女川町(中心部地区)、同・名取市(閖上地区))
 - ・東日本大震災の被災地域では、復興交付金事業について手続の簡素化や工期の短縮化に寄与する様々な運用の見直し(土地区画整理事業における、①起工承諾の活用による造成工事の前倒し、②土地区画整理事業の早期成立等)が行われ、実際に効果があったと評価されている。
 - ・今後の大規模災害においても同様の既存事業制度の運用の見直しが行われる可能性があること から、平時から既存事業制度の活用方法を検討することが望ましい。
 - ●留意点③:**早期再建に配慮した段階的整備**(事例:②と同じ市町)
 - ・復興まちづくり事業が大規模で、かつ地権者が多い場合、事業計画策定や地権者の合意形成に時間を要するおそれがあることから、早期に整備が必要なエリアにおいては、事業計画策定や地権者の合意形成を先行して進め、早期に事業着手することが望ましい。
 - ●留意点④:**再建意向の変化に対応した柔軟な事業推進**(事例:岩手県宮古市(田老地区)、同・ 山田町、宮城県南三陸町(志津川地区))
 - ・東日本大震災では、土地区画整理事業において、需要が確実で土地利用が明確なエリアについて は集中的に整備を行い、需要が不確実なエリアについては大街区化するなど整備水準に差をつ けることで、未利用地の維持管理の効率化を図る取組が行われており、今後も同様の課題解決に 有効と考えられる。
 - ・また、防災集団移転促進事業は、住民の住宅再建意向の変化によって、事業推進上大きな影響を 被ることから、再建意向が明確な地区、戸数については先行して工事を進めることが考えられ る。

4 住民・事業者の復興まちづくり支援の事例(津波被害からの復興まちづくりガイダンスより)

- (1) 復興まちづくりの進め方を検討する上での留意事項
 - ●留意点①:事業完了後の住民・事業者の円滑なまちづくりの展開に配慮した、事業計画段階・事業 実施段階からの住民・事業者の取組支援
 - ・災害公営住宅の引渡し後の良好な地域コミュニティの形成、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の宅地引渡し後の早期建設着手、良好な街並み形成を図るためには、事業計画の策定段階や事業実施段階から先行して、移転住民同士の交流促進等の地域コミュニティづくりの支援、共同店舗の整備等の事業所再建支援など、住民・事業者による暮らしや事業活動の再建に向けた取組を支援することが必要である。
 - ・特に、複数の従前の住まいから、一箇所に集約整備された移転先団地に入居する住民が多い場合は、周辺地域コミュニティとの関わりも含めて、入居予定者交流会の開催やコンサルタント派遣等を通じた、入居者らによる新たな地域コミュニティ設立に向けた検討支援等の取組を行う必要がある。

●留意点②:良好な地域コミュニティの形成に配慮した入居場所(区画等)の設定

- ・引渡し後の良好な地域コミュニティの形成に配慮して、災害公営住宅や防災集団移転先団地の入 居場所(区画)を設定することが重要である。
- ・東日本大震災の被災地域では、災害公営住宅の入居場所(区画)の決定の際に被災前の住んでいた 同じ地区の入居者が隣接する場所に入居者を割り当てる、高齢者や障がい者、子育て世帯は低層部 に割り当てるなどの工夫を行った市町村、防災集団移転促進事業の入居場所(区画)の決定の際 に、漁村集落部では移転先団地入居予定者らが話し合って入居区画を決めるなどの工夫を行った 市町村があった。

●留意点③:宅地の円滑な引渡し

- ・各入居区画の日照や通風、各宅地内の法面・擁壁の有無、造成宅地の地盤強度等に関する宅地引渡 し後のトラブル防止のため、造成完了前の段階で、宅地の状況や再建方法の説明会を開催したり、 各宅地の法面処理の変更等の造成工事の一部を見直したりすることが有効と考えられる。
- ・宅地引渡しについては、引渡し時期を短縮化する取組や、引渡し後に早期に建築工事が進められる ように配慮する取組を行うことが望ましい。

(2)早期の宅地引渡し

- 1) 建築確認との連携による住宅建築の早期着手(道路整備と並行整備)(宮城県女川町)
- ・通常は、施行地区内における住宅建設は、通常、土地区画理事業による周辺道路や宅地整備が完成し、使用収益が開始された後、建築確認申請(計画通知)を行い、住宅建設に着手するが、加速化措置により建築確認を所管する部署と連携し、土地区画整理事業による周辺道路の整備前であっても、建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路指定により接道条件を確保し、建築確認申請(計画通知)を行うことで、住宅建設に着手することができる。
- ・同手法は、災害公営住宅の早期整備を目指す、陸上競技場跡地地区(女川町)、災害公営住宅と グループ補助事業を活用した共同店舗等の共同建物の早期整備を目指す、内湾地区(気仙沼市) などで活用されている。

第2編 第1章 第4節 1 復興事業計画の策定

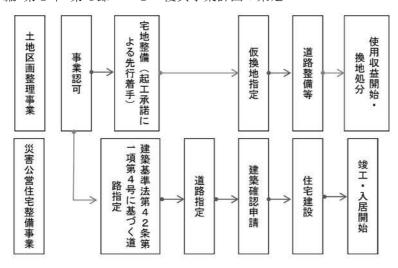


図 建築確認と連携した住宅建設の早期着手に向けた取組の流れ

- 2) 市町村と入居者間の宅地使用貸借契約による正式な宅地引渡し契約前における住宅建築の早期着手(岩手県宮古市/宮城県気仙沼市/宮城県岩沼市)
- ・通常は、防災集団移転促進事業で整備される宅地は、移転先団地の造成工事の完了後に、市と住民の土地賃貸・売買契約締結後に建築確認申請(計画通知)を行い、住宅建設に着手するが、造成工事完了後の宅地引渡し前に建築確認申請手続や建築工事が着工できるよう市町村によって様々な取組が行われている。
- ・宮古市では、都市計画法第 37 条による開発行為の工事完了公告前の建築承認、及び市条例 に 基づく市と住民で該当する土地の使用貸借契約 (無償)を締結することにより、正式な土 地の 賃貸・売買契約前に、建築確認申請手続や地質調査、建築工事に着手できるように対応している。
- ・気仙沼市では、都市計画法第37条による開発行為の工事完了公告前の建築承認、及び「住宅移転事業承認」通知書(対象者であることを市が承認する書類)により、住民が移転宅地の土地賃貸・売買契約前に、工務店と住宅建築工事契約を締結し、建築確認申請ができるように対応している。
- ・岩沼市では、都市計画法第37条の工事完了公告前の建築承認を活用し、同基準を満たした区域 から、順次土地の引渡しを行った。

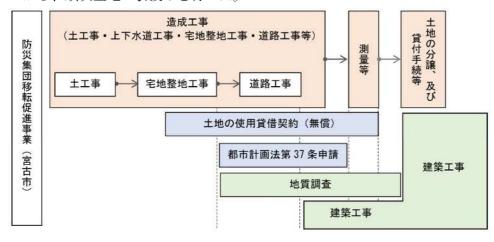


図 宮古市の防災集団移転促進事業における宅地の早期引渡しの流れ

資料第 022-1 復興準備会の立上げ方針

1 「復興準備会」や「復興まちづくり協議会」の発足のケース

- (1) 町会・自治会→復興準備会→地域復興組織(復興まちづくり協議会)
- (2) 行政のよびかけ→復興準備会→地域復興組織(復興まちづくり協議会) という基本的な手順以外にも、復興準備会や復興まちづくり協議会は発足できるものとする。

2 従前に「まちづくり協議会」がある場合

基本的に、そのまま「復興準備会」として移行し、それを母体に再編成して「地域復興組織(復興まちづくり協議会)」に移行できるようにする。

3 被害が少ないなどの区域

重点復興地区・復興促進地区など都市復興の重点地区に該当しない場合であっても、区民の中から自発的に復興まちづくり活動が展開してくる場合がある。そのような場合でも「復興準備会」を開催し、地域復興組織またはそれに準じる組織として、まちづくり支援を受けることができるようにする。

資料第 022-2 復興まちづくり協議会(地域復興組織)の規約案

(名称)

第1条 本会は ○○地区復興まちづくり協議会(以下「協議会」)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、○○地区の震災からの復興について協議し、○○となるまちづくりの推進を目的にする。

(会員と区域)

第3条 本会の会員は、○○地区 (丁目)の居住者・事業者・及び土地建物の権利を有する人とする。なお、申し出た退会希望者は拒まない。

(活動)

- 第4条 第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
 - ア) 会員の総意を反映したまちづくり提案の作成と区への提出
 - ィ) まちづくりのための調査、研究、協議、企画、事業の実行
 - ウ) 会員への広報、まちづくり啓発
 - エ) 関係機関への働きかけ、その他、まちづくりに関する活動

(委員)

- 第5条 次の方法で委員を選出し、委員会を設置し、第4条の活動を行う。
 - ア)会員であって町会自治会、商店会、PTAなど地域活動組織から推薦されたもの
 - ィ) 会員であって、本協議会の目的を理解して委員となることを申し出たもの
 - ゥ) 本地区の復興まちづくりに寄与できることを委員会が認めたもの

(会長等)

- 第6条 会には会長1名、副会長若干名、運営委員若干名を置く。会長は、会を代表し、委員会、 総会を招集し主催する。
 - -2 会長は委員の互選によって定める

(総会と委員会)

- 第7条 会長は、年1回以上協議会総会、及び委員会を招集する。
 - -2 総会は、区域に係わる復興に関する地域の総意を示す場とする。規約、まちづくり 提案など会の重要事項は、総会での検討を経て最終的に効力をもつことにする。
 - -3 委員会は、総会の検討をふまえて、本協議会の運営及び会の活動をつかさどるものとする。
 - -4 会の重要事項について総会の開催が困難な場合は、アンケートなどをもって総会の検討に替えることができる。この場合、次回の総会に報告し承認を得なければならない。

(職務及び任期)

第8条 役員、委員の任期は2年とする。再任はさまたげない。

(運営等)

- 第9条 総会、委員会は会長が招集する。会員または委員の 1/3 以上の要請があった場合は、会 長は総会または委員会を招集しなければならない。
 - -2 協議会において決定すべき事項については、会員・委員は相互に努力して合意に達

するものとする。

- -3 会長は、目的の達成のため、広報部会、その他検討部会・街区別部会を置くことができる
 - -4 総会、委員会には会の承認をえたものは傍聴し参考意見を述べることができる。
 - -5 会長は、区に対して区職員や専門家の出席や資料提供を求めることができる。

(事務局)

第10条 事務局は練馬区○○○に置く。

(改正)

第11条 この会則に変更が必要な場合は、委員会で定めることができる。変更した規約は次回の 総会で報告し承認を得るものとする。

付則

本規約は ○○年○月○日より発効する。

※ その他 予算・決算・会計・個人等の活動の自由などを定めてもよい

資料第 022-3 東京都が想定する合意形成プロセス

1 地域での合意形成の取組の必要性

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平常時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること(合意形成)が重要である。

ここでは、復興プロセス編で示している区市町村が認定する地域復興協議会について述べているが、 認定をしない様々な協議会においても同様に考えることが望ましい。

2 具体的な方向

(1) 地域復興協議会の組織化

- ア 震災後のまちづくり計画について検討を行うために、住民は地域復興協議会を組織化する。機 運が盛り上がりにくい場合は、区市町村が組織化の呼びかけを行う。
- イ 組織化に当たっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、学校区等の既存の社会的圏域で区分し、既存まちづくり協議会がある場合はその会員の他、地権者や借家人、町会等の地元組織の役員、公募による選出者等、多様な住民により構成する。
- ウ 地域復興協議会の組織化が困難な地域では、説明会やアンケート等で関係権利者の意向を把握 し、意見集約を行う。
- エ 地域復興協議会は、まちづくりの計画について検討する他に、コミュニティ再生計画や地域産業復興計画、福祉振興計画等の地域の状況に応じた様々な計画づくりについても検討を行うことが必要となる。(復興プロセス編参照)

(2) 地域復興協議会での検討

- ア 地域復興協議会では、まちづくりの目標や骨格プラン、分野別の方針について検討を行い、「まちづくり提言」としてまとめ、区市町村に提言を行う。その際、被災地域外への一時転出者の 意向を十分に踏まえることに留意する。
- イ 被災地域外に一時転出した住民については、アンケートやヒアリング等を通して意向を把握する。
- ウ 地域復興協議会は、復興まちづくり計画や個別事業の整備計画が策定された後の事業の推進や、 完成施設の維持管理を担う等、まちづくりの主役として関わっていく。

(3) 一時転出者への対応

- ア 一時転出者の連絡先の把握については、地域復興協議会が中心となり、転出先を書いた立て看板及び近所への伝言の有無等を確認し、転出先の把握に努める。また、郵便局に転送の届出が行われていると想定されるので、被災前の住所へ郵送し、転出先を連絡するように伝える。
- イ 地域復興協議会への参画が困難な一時転出者の意向を把握するために、協議会の検討経過等の 情報が一時転出者に伝えられる必要がある。郵送やインターネット、FAX 等を活用して、協議 会における検討内容について十分な情報提供を行う。

(4) まちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、区市町村において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、都において専門家の配分調整を行う。

■合意形成の流れ 重点復興地区の設定 復興誘導地区・一般地区の設定 復興促進地区の設定 区市町村が復興まちづくり計画原案 及び個別事業の整備計画原案を作成 ♥ 被災前に 被災前に町会等 被災前に まちづくり協議会あり 地元組識あり 地元組識なし 地域復興協議会を 協議会を組織化 従前の組織を母体に地域復 組織化 興協議会を組織化 できない 震災後のまちづくり計画についての 説明会やアンケート 検討、協議会提言の作成 等での意向把握 まちづくりについての継続的な検討 行政による計画の 策定及び事業の推進 及び復興事業の推進 (施設の管理等) (参考) 復興地区区分別の考え方 考え方 留意事項 地区区分 〈第一次建築制限~第二次建築制限(一般型)〉 被災市街地復興特別措置法第7条による最大2 建築基準法第84条の建築制に続き、被災市街 年の建築制限期間にとらわれず、なるべく早期に 地復興特別措置法(第5条、第7条)に基づく被 計画の策定が図られるように努める(3か月~6 災市街地復興推進地域指定による建築制限に移 か月以内を目途とすることが望ましい)。 行し、その間に住民の合意形成を図り、復興ま2 重点復興地区における一般的な方式とする。 ちづくり計画及び個別事業の整備計画 (一部都 3 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の 重点 復興 市計画決定)の策定を順次進める。 合意に至らない場合には、代替方策(任意事業導 地区 入など)を準備する。 〈第一次建築制限のみ(短期型)〉 震災前から事業導入の検討が進み、地元で合意 建築基準法の2か月の建築制限期間内に復興 形成がなされている。 まちづくり計画及び個別事業の整備計画を策定 (一部都市計画決定) し、その後住民との協議 を行い事業決定へ進める。 〈条例一都決型〉 1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上がりを粘 条例による建築の届出・協議を実施するとと り強く働きかける。 もに、住民との復興まちづくりの協議を進め、 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の 一定の合意形成が得られた段階で都市計画決定」合意に至らない場合には、代替方策(任意事業導 を行い、引き続き事業決定を行う。 入など)を準備する。 復興 〈条例一任意型〉 1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上がりを粘 促進 地区 条例による建築の届出・協議を実施するとと り強く働きかける。 もに、住民との復興まちづくりの協議を進め、 復興まちづくり計画の策定し、それと連動する 地区計画又は任意事業の導入を行う。 〈誘導型〉 復興 良好な建築物への誘導に力点を置く。 条例による建築の届出を実施するとともに 誘導

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 272-273)

街区整備、建築誘導を可能なところから順次進

地区

めていく。

資料第 022-4 地域復興協議会の事例 (尼崎市築地地区)

地域復興協議会の事例

~阪神淡路大震災における尼崎市築地地区の復興委員会~

尼崎市築地地区では、下図に示すような復興委員会がつくられた。まさに、本マニュアルで示した地域 復興協議会方式で復興に取り組んだ事例である。

1 地区の概況

- 尼崎城の城下町、江戸時代初期につくられたまち。街路も碁盤目状
- 人口: 2,440 人 世帯数: 1,040 世帯 面積 13.7ha 人口密度: 178 人/ha
- 全世帯の7割が借家 持地持家は5割 敷地面積30坪未満の土地が7割
- 地盤沈下 (1m50cm~1m80cm) と住工混在の問題を抱えていた。

2 被害状況

● 建物 1,100 戸 全半壊 302 戸 建物の 80%が液状化によって傾斜・沈下

3 復興の歩み

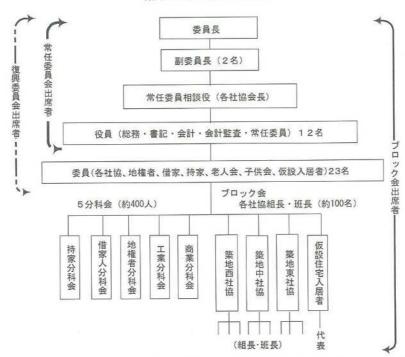
- 平成7年2月26日 築地地区復興委員会発足(常任委18名、委員23名、合計41名)
- 5分科会=約400名 ブロック会=約100名 総勢=約550名
- 半数の世帯が参加の復興委員会
- 5年間に延べ約250回の復興委員会を開催=50回/年・4回/月
- 事業の選択はあくまでも地域住民が決めることを鉄則とした。
- 事業用仮設住宅を300戸建設
- もと住んでいた借家人がもとのように住めるよう、

家主と協定し、家賃を据置いた。



(築地地区復興委員会の様子)

築地地区復興委員会組織図



資料第 022-5 復興まちづくり協議会(地域復興組織)の認定要件

- 1 認定要件(練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則、第8条)
 - (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
 - (2) 団体の活動を行う区域(以下「地域協働復興区域」という。)が定められていること。
 - (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等(区民、事業を営む者、土地を所有する者または建築物を所有する者等。以下同じ。)であること。
 - (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域復興地区内に通勤または通学する 者の参加の機会が保障されていること。
 - (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。
 - ※ 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書(第1号様式)を 区長に提出しなければならない。

2 留意事項

候補団体の中には、まちづくり条例のまちづくり協議会のように地域の賛意を得た有志による場合もある。この場合は、地域の総意の組織ではないので、地域合意の形成や時限的市街地の運営などに時間をかけることが必要となる。

復興まちづくり協議会の会員は、原則として地区に係わる全員とし、通例は委員会が決定し、重 大な事案(役員の承認、区への提案)は総会またはそれに代わるもの(アンケート等)で最終決定 するほうが意志決定がスムーズにできることに留意する。

なお、協議会委員の選定方法は、

- 1. 公募による個人参加
- 2. 公募及び団体推薦による個人参加
- 3. 団体代表参加(公募メンバーも1つの組織を作って参加) のいずれかと考えられる。

資料第 022-6 練馬区震災復興の推進に関する条例

平成 20 年 12 月 15 日 条例第 50 号

(目的)

第1条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)が地震により大規模な被害を受けた場合において、 区民および区が協働して、被災市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、 災害に強い活力のある市街地を形成し、もって区民生活の安定と回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

- 2 この条例において「震災復興事業」とは、地震により大規模な被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
- 3 この条例において「建築物等」とは、建築物および建築物以外の工作物で練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。

(区の責務)

第3条 区は、東京都および関係する地方公共団体と連携を図りつつ、被災後、速やかに区の都市の復興に関する基本的な方針(以下「練馬区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを区民に広く公表するとともに、同方針に基づき震災復興事業を区民と協働して推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

(区民等の責務)

- 第4条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。
- 2 区内で事業を営む者は、事業活動を行うに当たってその社会的責任を自覚し、災害に強いまちづく りについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業 に協力しなければならない。

(復興本部の設置)

第5条 区長は、震災復興事業を速やかに実施するため、練馬区震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。

(組織)

第6条 復興本部に本部長、副本部長および本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。
- 4 副本部長および本部員は、本部長が練馬区職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

(部)

第7条 復興本部に部を置く。

- 2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(復興本部の廃止)

第8条 区長は、震災復興事業が進ちょくし、復興本部の設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

(復興対象地区の指定)

第9条 区長は、つぎの各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- (1) 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の 損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新(災害に強いまちづくりを促 進するため、耐震性および耐火性の高い建築物等の新築、改築または増築を行うことをいう。 以下同じ。)および都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ 重点的に行うことが必要な地区
- (2) 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊または焼失し、さらに、その地区内の 一部の地域が建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等甚大な被 害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- (3) 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊または焼失し、当該建築物等の更新を誘導する ことが必要な地区
- 2 前項各号に規定する復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。
- 3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定した場合は、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の変更等)

- 第10条 区長は、震災復興事業の進ちょく状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規 定による指定を変更し、または廃止することができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市復興基本計画の策定)

- 第11条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、練馬区都市復興基本方針に基づき、 区の震災復興事業を推進するための計画(以下「練馬区都市復興基本計画」という。)を速やかに策 定し、これを区民に広く公表しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により練馬区都市復興基本計画を策定するに当たっては、区民の意見を聴取し、 その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第12条 区長は、第9条第1項第1号に規定する重点復興地区および同項第2号に規定する復興促進地区 において、練馬区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第 第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定

119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。)等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化の誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区長は、第9条第1項第3号に規定する復興誘導地区において、練馬区都市復興基本計画に基づき、 地区計画等の決定、建築物等の不燃化の誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならな い。
- 3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、練馬区都市復興基本計画に基づく当該事業の 速やかな推進を要請することができる。

(地域復興組織の認定等)

第13条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、ボランティア、区、国および 地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建および居住する地域の復興を進めるこ とをいう。以下同じ。)に関する活動の推進を図るため、規則で定める団体を、地域復興組織として 認定することができる。

(地域復興組織の支援)

第14条 区長は、地域復興組織に対して、情報の提供、相談体制の充実その他地域協働復興に関する 活動に必要な支援を行うよう努めなければならない。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第15条 区長は、第9条第1項第1号に規定する重点復興地区および同項第2号に規定する復興促進地区内において、土地の形質の変更または建築物等の新築、改築もしくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

- 第16条 第9条第1項に規定する重点復興地区および復興促進地区(前条の規定により被災市街地復興 推進地域を定めた区域を除く。)ならびに復興誘導地区内において、建築物等の建築をしようとする 建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。た だし、つぎの各号に掲げる建築物等については、この限りでない。
 - (1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
 - (2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
 - (3) 都市計画事業の施行として建築するものおよび都市計画に適合して建築するもの
 - (4) 自己の居住の用に供する住宅または自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で、つぎ に掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造である

こと。

- ウ 容易に移転し、または除却することができるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等 2 前項の規定による届出の義務は、第9条第1項の規定により復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供および協議)

- 第17条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害 に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性および耐火性を高めるための 情報の提供に努めなければならない。
- 2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定

資料第 022-7 練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則

平成20年12月16日 規則第89号 改正 平成26年10月27日規則第110号 平成27年2月18日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区震災復興の推進に関する条例(平成20年12月練馬区条例第50号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(建築物以外の工作物)

第3条 条例第2条第3項に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項に規定する工作物とする。

(副本部長)

- 第4条 条例第6条第4項の規定により副本部長に充てるものとして本部長が指名する練馬区職員は、つぎに掲げる職にある者とする。
 - (1) 副区長
 - (2) 教育長
- 2 条例第6条第5項の規定による本部長の職務の代理は、都市整備部を担任する副区長(以下「担任副 区長」という。)である副本部長がこれを行う。ただし、担任副区長である副本部長にも事故あると きは担任副区長以外の副区長である副本部長が、担任副区長以外の副区長である副本部長にも事故 あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

(平26規則110・平27規則4・一部改正)

(本部員)

- 第5条 条例第6条第4項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する練馬区職員は、練馬 区組織規則(昭和48年12月練馬区規則第33号)第3条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事 務局組織規則(平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号)第3条第1項に規定する部長、会計管理室長、 選挙管理委員会事務局長、監査事務局長ならびに議会事務局長の職にある者とする。
- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、練馬区職員のうちから本部員を指 名することができる。

(部)

- 第6条 条例第7条第1項の規定により本部に置く部(以下「部」という。)の名称および分掌事項は別に 定めるものとし、それぞれの部は、震災復興事業に係る事務事業を分担して行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、部に属すべき職員の所属等については本部長が定める。

(復興対象地区の指定の基準)

- 第7条 条例第9条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。
- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる地区または地域内に復興促進地区が存するときは、当該地区を重点復興地区に指定することができる。
 - (1) 東京都市計画都市再開発の方針、東京都市計画住宅市街地の開発整備に関する方針および東京都市計画防災街区整備方針に位置づけられた地区

- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項の規定による都市計画施設のうち、道路、公園 等の基幹的な都市施設が未整備な地域
- (3) 練馬区まちづくり条例(平成17年12月条例第95号)における重点地区まちづくり計画がある地区
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

(地域復興組織の認定)

- 第8条 条例第13条の規則で定める団体は、つぎの各号に掲げる要件を満たす団体とする。
 - (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
 - (2) 団体の活動を行う区域(以下「地域協働復興区域」という。)が定められていること。
 - (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等(区民、事業を営む者、土地を所有する者または 建築物を所有する者等。以下同じ。)であること。
 - (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域復興地区内に通勤または通学する 者の参加の機会が保障されていること。
 - (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書(第1号様式)を区長に 提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興組織として認定することが適当と認めたときは、速やかに地域復興組織認定通知書(第2号様式)により団体の代表に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(地域復興組織の活動等)

- 第9条 前条第3項の規定により地域復興組織として認定された団体(以下「復興まちづくり協議会」という。)は、地域協働復興の活動を通して、つぎの各号に掲げる内容について検討し、区長に提案することができる。
 - (1) 地域協働復興区域内に係る都市復興基本計画の案の策定に関すること。
 - (2) 地域協働復興区域内における震災復興事業の推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興の推進に関して必要な事項
- 2 復興まちづくり協議会は、地域協働復興の活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。 (建築行為の届出)
- 第10条 条例第16条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第 1項の規定により確認の申請書を提出しようとする日の30日前までに、建築行為届出書(第3号様式) により行わなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成26年10月規則第110号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成27年2月規則第4号)

第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定 この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるものまたは都市基盤整備済地
	区であって大被害地区もしくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区または基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 都市基盤未整備地区とは、被災前の都市基盤整備において都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 都市基盤整備済地区とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業もしくは開発許可による住宅地開発事業等により整備された地区または区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 大被害地区とは、被害度(街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋および全半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。)がおおむね80パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 4 中被害地区とは、被害度がおおむね50パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 5 小被害地区とは、大被害地区または中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連担した地区をいう。

年 月 日

練馬区長殿

代表者住所 代表者氏名 電話

地域復興組織認定申請書

練馬区震災復興の推進に関する条例第13条の規定により、地域復興組織の認定を受けたいので、つぎのとおり申請します。

団体の名称	
構成人数	
復興に係る地区の 区域	
復興に係る活動の 目的および趣旨	
添付書類	□規約 □役員および委員名簿 □復興に係る区域の図 □主要な活動目的および準備会・会員意見聴取等の記録 □その他、区長が必要と認める書類

第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定 第2号様式(第8条関係)

年 月 日

様

練馬区長

地域復興組織認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域復興組織については、つぎのとおり認 定しましたので通知します。

団体の名称	
代表者の氏名	
復興に係る地区の 区域	
認定の条件	

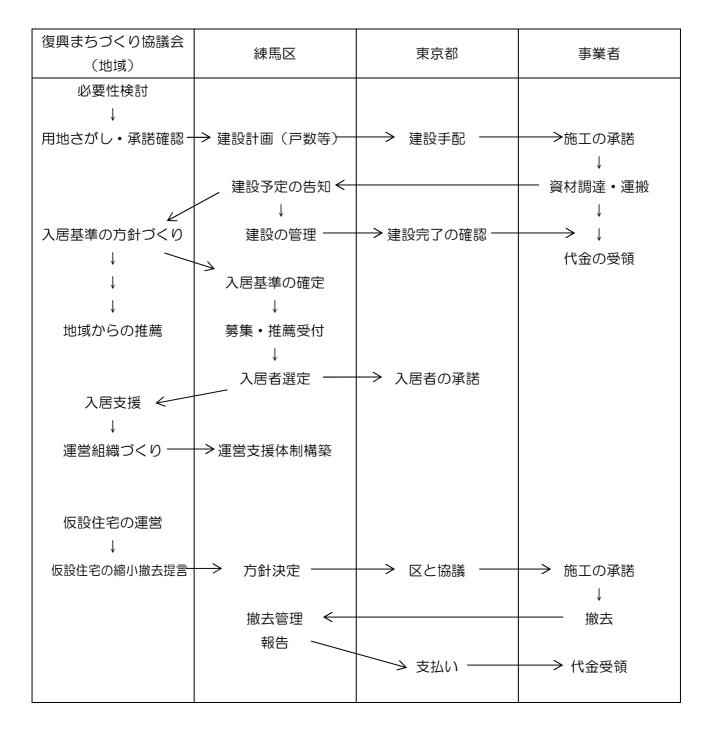
3 号様式(第 10 条関係)

		建築行為届出書			
		104	年	月	日
練	馬区長	様			
		建築主 住所			
		氏名			
٨		電話(
練	馬区震災復興の推	進に関する条例第16条の規定により、つぎ	のとお	り届けら	出ます。
		()級建築士 ()登録		号	
		()級建築士事務所 ()登録		号	
代理 氏名	!人の住所および	住所			
八石		氏名			
		電話() —			
	住居表示	練馬区			
建	種別	建築物・工作物(1新築 2増築 3改築)			
築計	主要用途				
画	敷地面積	m^2			
の概	構造	1木造 2鉄骨 3RC 4その他()		
要	階数・高さ	地上 階・地下 階・高さ	m	l	
	工事予定期間	年 月 日 ~	年	月	日
備考					

	付近見取り図		
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
主管課記入欄 建築確認申請受付日 年 月 日			
<u>_</u>	化直凶 ※建築	物または工作物の燃料の配直を、敷地内に図示	
<u>_</u>			
<u>_</u>			
<u>_</u>			
<u>_</u>			
内容確認の結果等(確認日 年 月 日)	主管課記入欄	建築確認申請受付日 年 月 日	
	主管課記入欄	建築確認申請受付日 年 月 日	

資料第 022-8 時限的市街地<地域協働型>設置・運営の流れ

仮設建物の建設を、災害救助法の枠内の応急仮設住宅で行う場合を想定して示すと以下のとおりである。仮設店舗・事業所の場合も、復興まちづくり協議会内の提起を経て行うことにする。ただし、建設主体をどうするか、都との協議が必要である。



資料第 022-9 建設可能用地の確保

1 公共用地の確保

○ 各種応急・復旧対策の調整を図り、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。

2 協定民間用地の確保

- 協定締結済みの民間用地の使用について、所有者に使用の確認をする。
- 使用のための所定の手続きを行う。
- 公共用地及び協定民間用地のみで不足が生じる場合は、協定民間用地以外の用地について調査 を実施し、借地契約を締結する。

3 事業用仮設住宅の用地借上等

○ 面的な被災地で、市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画決定が早期に行われた地区 については、事業用仮設住宅の建設用地について、土地所有者の協力を得て借り上げる。

※応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっての留意点

- ○応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として、(1)公有地、(2)国有地、(3)企業等の民有地の順に選定する。なお、国有地の利用については、国有財産法第22条第1項第3号により、地方公共団体が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与をうけることができるとされている。
- 民有地の借上げについては、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

※他自治体の事例:神戸市における民有地利用(平成7年 阪神・淡路大震災)

阪神・淡路大震災では、仮設住宅建設用地として民有地の申し出が149件(電話応対は300件以上)、 面積146haに達した。

しかし、特に個人所有地については、広さや借地期間等の問題があり、ほとんど利用できなかったため、会社等が所有する比較的規模の大きい用地が借用されることになった。

民有地の借用方法に関して、兵庫県は、原則無償で交渉したが、期間延長に当たっては有償の問題が発生した。

資料第 022-10 仮設住宅のタイプ等



第2編 第2章 第3節 2 時限的市街地の配置計画の策定、建設



(出典:一般社団法人プレハブ建築協会ホームページ、「災害への取り組み」 http://www.purekyo.or.jp/measures/index.html)

(参考) 宮城県女川町の3階建て、2階建て仮設住宅の例





資料第 022-11 応急仮設住宅の規定、入居案

1 応急仮設住宅の基準:災害救助法施行細則(平成29年10月02日、規則第109号)

別表第一(第二条関係)より

応急仮設住宅

<救助の対象及び方法>

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

<費用の種類及び限度額等>

- 一 建設型仮設住宅
- (一) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。
- (二) 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、 その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費 及び建築事務費等の一切の経費として、551万6千円以内とする。
- (三) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (四) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて 日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として 設置できるものとする。
- (五) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
- 二 借上型仮設住宅

借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

<救助の期間>

- 一 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。
- 二 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- 三 建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年 法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限内とする。

2 地域内の時限的市街地の入居の考え方案(×は災害救助法の基準外)

- ×時限的市街地の用地提供者
- ×被災者の支援及び復興まちづくりに関わる事業関係者
- ○地域から離れることで大きい生活阻害が生じる被災者(事業、医療福祉、学校等)
- ○高齢者、障害者及びそれらのケアを担う被災者

第2編 第2章 第3節 3 時限的市街地の運営体制づくり

資料第 022-12 阪神・淡路大震災での仮設住宅への支援

(神戸市「阪神・淡路大震災神戸復興誌」から)

1 ふれあいセンター

50 戸の1箇所、仮設プレハブ平屋建て、復興基金や市補助金で、ボランティア団体等が、センター管理・心身の増進、高齢者の生きがい創造、ふれあい交流、生活情報提供に関連する事業を行う。

2 民生委員・児童委員と地域見回り活動・ふれあい推進活動

民生委員等による要援護者実態調査をもとに、在宅 65 歳以上の一人暮らし・寝たきり・身体が弱い 高齢者や在宅の身体障害者について生活状況把握等を行う。地域の民生委員協議会や隣接民生委員に よって大規模仮設での見守り活動を行う。また、仮設住宅入居者の中から「ふれあい推進員」を任命 し、福祉団体と入居者のパイプ役等をつとめてもらった。

3 仮設住宅における友愛訪問活動

社会福祉協議会の支援のもとで、自治会とタイアップしてボランティアが訪問活動を行う。

(1) 市民部(生活再建担当):

仮設住宅の居住実態調査(生活支援アドバイザーの訪問等)恒久的住宅への移転促進、個別相 談会実施

(2) 福祉部:

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会と連携した見守り活動、高齢者障害者等要援護世帯 への個別支援

(3) 保健部:

個人を対象とした見守り(問題を有する人への対応、アルコールカウンセリング、保健婦・管理栄養士の訪問等)、地域・集団に関する事業(仮設住宅入居者健康調査・健康診断の実施、健康教育、閉じこもり防止のゲーム歩こう会等、医師会等と連携したふれあい健康講座、コミュニティづくりのためのイベント-バザー、野菜市場、焼き芋、野点等)

(4) こころのケアセンター:

個別的対応と地域等への対応

資料第 022-13 復興まちづくり広報の事例(神戸市真野地区のニュース)



第6号 平成7年4月10日月曜日 真野地区災害対策本部 発行人 岸野 賢治 編集長 清水 光久 ☎078-671-9834

道路 もとの建物の線 項 38 1階

銀大棒 新的 自分下的

長男・岩夫婦の部屋

没 界

入

0

でた

はない

とた不。

安島

にが

か 0

不

す 12

る

0

建大師の部屋

が目 傾

部配少31733!

全っ十替 こ八 \$ 壊ば坪のそ いか話の 5 坪 ٤ 積 To る か話 で 0 1, 0 六 合 12 5 で 中 全 す。 + で、 焼 建 家 割 さく H が E ٤ L T 五 なら 何 般た T つら 多 な 坪 長 家 の屋 な h 的 L'a 、なり か な h 12 を る 小 はい (建建 で 6 z ま 個 0 VI \$ ま ٤ す。 ~ 坪 别 0 な とは 1 で 敷 ٤ し嘆 が が 6 個 たい六字 敷建 多 ٤ ま 地 别 7 地替 3 1

だ訪 きま 問 な N そ V ワ 京 Ļ ど 1 1 T L 困 ク ٢ 4 た。 建 0 1 0 T 物 1 月 皆 相 お 掛 物 以 × 建 5 Ł け 診 2 物 談 にご E n 0 0 る 建 な 全 0 家 物 h 支 調 レスキュ 積り T を ま 援查 すった い次 いネ た

頭 0 建痛 61 物 安全相 戸 建 住 談 宅 0 中 か 5

21省 31省

重

1

計

た

Vi

6

7

す

がとなブ突

0

慎たにが い世別率がて ま帯 上あ描こ るは で た かれ で りし、 住っ 住の 道 れは まいは、 ま T た支 80 間建 路建 る 取坪 3 6 援 17 築 方 0 木 ょ ŋ 0 5 の基 に法 で ッ 3 C に確準 小 さく あ す にす 保法 規 1 前 が、、 0 制 が ワ I 述 12 で たを 1 な よ決 夫 0 親 住 考 建ク z 建りめ 0 宅慮 替の n 子 た ペ敷 5 = をし え方 個 イ地れ T

6

うし 一たわ六 現ん 建に減い絵かたに設けり そうし 実に ٤ かる 同 文 す坪 は 物 て、 言がのい、個 た 主、 T が t 建 必 V 個 中 ず 6 替 で、 要住換そ別 か B 家 之 で 4 え の建 L 金 主 を はやなす れ場は合 場 替 力 Vi す 0 問 ح 関 す を さ安 よ計 あ 題 ٤ 係 8 よくか る人は P で \$ T でを 全 画 す。 考 L 追 を す なま よ求第える

しけ かな で を な ŋ 沼 7 明 0 T ょ うに た 歩 ŧ V 始 T 足 80 大 帰 がた 橋 る 抜が

シと ŋ, 真 き V z 発 V to 月十 る。 いう 赤に 岸 で 1 12 進 1 前 筋 き し ラー た 他 1: 出 0 壁 あ 激 + なった る。 から 音 L を 0 た 七 朝 寒 L 道の だと 時、 < い踏 日 かる ٤ 車 1= 気 T 路 早 ず J 0 が 道 15 が 可 真 揺 2 れ時に ジ ح だ 思 地 ン 五 走 暗 n 路 海 だ がが ۲, 嫠 テ 時 ワ 10 0 から 12 13 た。 う。 な 1 落 ク 地 2 お 車 かる ナ 四 L た を さはあ き + 割 " ち た。 ミ東 S な とて 1 n ま 止 わ つ六 な分、 シミ てて F っ泥 0 0 ま Vs ンが 空たら 追 Vi 0) た水 1 加 走

り戸い ト毎る 0 張週建現 0 あ彼にを 2 T りに は大 L Ξ 彼 て、 日 物 在 副 た 曜 0 0 宮 日、 型 人 か 彼 出 ス 多 うに、 トレ は 5 0) < L Vi 長 震 슾 1 な田 T 人 まで に喜 ラ V 震 体 12 0 隊 슾 彼 だ プ は 1 災 験 る。 長 長 3 ŧ 直は ば で 0 うう。 L 6 0 1 n 通 野 後生 運 T 転 あ E 4 シ て、 あ 五 同 神 手 to

リーズの か 0 た 日 月 +

七

日

<

白

M.SHIEU

う印 、尻池町 側の南尻池公園は、 山刷所 や東側の長屋が倒壊した。 六丁目付近、長田美術と 被災者の

野 地 X Z ケッ F 3

方の々は 3 あ ま 0 間っつ な んと た。 ため っく た。 だ ま 3 火三か たまし 92 か は t わ 0 宮 を 家 0 う 0 毛 日 な 0 0 気 火 味 1 た。 なった。 たにた E 4 は 災 た 布 0 0 など ŋ O 夕 ル あ 2 程 ま 刻 0) 3 人 h 藤さ る で 0 か て、 倒 る で で 倒 b 物 5 着 かる 天 か 親 ると 真 1 時 ま h だ 戦れ 1 資 で 0 1 ま間 1: 野 菅 争 る n 配 友 な給のくに炭 だ 人 目 地 原 でが 真自たク · 0 四か黒宅 0 かる に炭 頭区市 時かだの西人 た 出渡走谷 がは場

資料第 022-14 みどりのまちづくりセンターの専門家派遣支援制度

1 申請先

みどりのまちづくりセンター

(練馬区豊玉北 5-29-8 練馬センタービル 3 階 (公財)練馬区環境まちづくり公社内)

2 派遣申請の要件

専門家の派遣を申請することができる者は、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第 25 条第 5 項に規定する総合型地区まちづくり準備会または同条第 1 項に規定する 総合型地区まちづくり協議会
- (2) 条例第 30 条第 5 項に規定する施設管理型地区まちづくり準備会または同条第 1 項に規定する施設管理型地区まちづくり協議会
- (3) 条例第 35 条第 1 項に規定するテーマ型まちづくり協議会
- (4) 少なくとも3人以上の住民等のグループによる申請であり、かつ、申請によるまちづくりの 趣旨が練馬区都市計画マスタープランまたは条例第4条第1項に基づくまちづくりの計画 の趣旨に適合していること。

3 派遣手続

派遣申請書により公益財団法人練馬区環境まちづくり公社理事長に申請をする。

4 支援内容

- (1) 地域のまちづくり活動に関する学習、調査、研究等について支援すること。
- (2) 地域のまちづくり活動を進めるうえで専門的なアドバイス等を行うこと。
- (3) 地域の良好な景観まちづくりを目的とした活動について支援すること。
- (4) その他まちづくりを推進するために必要な支援を行うこと。

5 派遣期間および派遣回数

別表第1に定めるとおり。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、別表第1に定める専門家の派遣期間または派遣回数の限度を超えて専門家を派遣することができる。

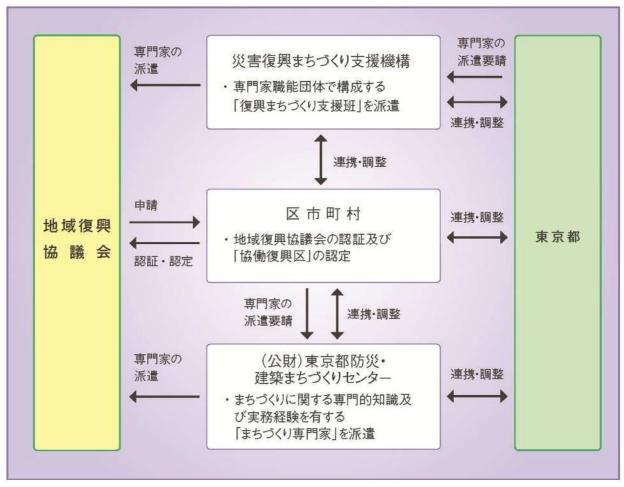
別表第1 (第8条、第11条関係)

対象団体		支援内容	派遣期間	派遣回数	派遣の態様
3人以上の	1	地域のまちづくり	通算2会計年度ま	1会計年度当たり10	登録専門家を1分野
住民等のグ		活動に係る学習、	で。ただし、理事長	回・人まで。ただし、	につき1人派遣す
ループ		調査、研究等につ	が必要と認めるとき	理事長が必要と認	る。ただし、会議の
		いての支援	は、延長することが	めるときは、派遣回	記録作成のために
	2	地域のまちづくり	できる。	数を増加することが	当該専門家の負担
		活動を進めるうえ		できる。	で登録専門家でな
		での専門的なアド			い者を補助者として
		バイス等			使用することを妨げ
	3	地域の良好な景			ない。
		観まちづくりを目			
		的とした活動の支			
		援			
	4	その他まちづくり			
		を推進するために			
		必要な支援			
準備会	1	準備会が目指す	同上	同上	同上
		まちづくりの論点			
		整理			
	2	準備会が目指す			
		まちづくり実現の			
		ための制度、手法			
		等の紹介			
	3	準備会が協議会			
		の認定を受けるた			
Lh → ∧		めの合意形成	マダックコケェナ		
協議会	1	まちづくりに関す	通算3会計年度ま	同上	同上
		る知識、技術等の	で。ただし、理事長		
	0	紹介	が必要と認めるとき		
	2	まちづくり計画の	は、延長することが		
	<u></u>	内容の整理	できる。		
	(3)	まちづくり計画案			
		の作成またべい計画客			
	(4)	まちづくり計画案			
		提案のための合			
		意形成			

(参考:公益財団法人練馬区環境まちづくり公社まちづくり専門家派遣要綱(平成28年4月改正))

資料第 022-15 東京都によるまちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、区市町村において、同時に多くのまちづくり 専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、都において専門 家の配分調整を行う。



(出典:都震災復興マニュアル(復興プロセス編) P.15)

資料第 022-16 復興まちづくり計画の策定

1 復興まちづくり計画の提案

練馬区まちづくり条例では、提案への賛意の確認、計画提案に対する意見募集や協議会による回答 を行うという措置を定めている。(参考 練馬区まちづくり条例第26条参照)

復興まちづくりにおいては時間的制約の点で、区が協議会提案を受けて計画案を策定し、さらにそれに対する住民意見反映を協議会の意見を受けながら区が行う、という仕組みを原則にする。

2 復興まちづくり計画の策定

平常時のまちづくり条例では、協議会・地区住民・区長のやりとりの中で認定計画がつくられるが、復興まちづくり計画は、時間的な迅速性の観点から区長が定めるものとし、定めるにあたって協議会・地区住民の意見反映を十分に行うとともに、全体の復興に係わる審議組織に付議して定める。

資料第 022-17 【参考】神戸市真野地区の復興まちづくり活動例

阪神・淡路大震災でもっとも顕著な復興まちづくり活動を展開した地区の1つが、住民によるまちづくりを古くから進めている神戸市真野地区である。地区の災害対策本部の設置、被災者へのアンケート、避難者・転出者調査など各種調査、市県への働きかけなどに協議会として取り組むとともに、被災住民のケア・地区内外のイベントなどについても自治会と協調して以下のような復興まちづくり活動を展開した。

◆震災後2ヶ月~1年

- ・広報誌「真野っこガンバレ」発行(1995.3.6~)
- ・建物相談/建物レスキュー隊/建物補修(1995.3~)
- ・真野支援コンサート (1995.3~)
- ・真野支援基金づくり (1995.3~)
- ・真野っこ花祭り (1995.3~)
- ・七夕まつり (1995.7~)
- ・建物修繕ネットワーク (1995.8~)
- ・精霊流し、盆踊り大会(1995.8~)
- ・地蔵盆(1995.8~)
- ·小学校運動会(1995.10~)
- ・子ども会バーベキュー (1995.11~)
- チャリティバザー (1995.11~)
- 防災訓練(1995.11~)
- ・子ども会クリスマス (1995.12~)
- 年末警戒 (1995.12~)
- ・復興1周年餅つき大会(1996.1~)
- ・ふれあいのまちづくり協議会(1996.1~)

◆平成 17 年の例(主催者は婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、子ども会など様々)

- 新年をぜんざいで祝う会
- · 地区総合防災訓練
- ・1.17 希望の灯り
- ふれあい寒もちつき
- · 荒熊祭 (郷土祭礼行事)
- ・食肉祭り(食肉市場で)
- ・真野同志会チャリティバザー
- ふれあい花祭り
- ・神戸まつり子ども御輿

資料第 023-1 住宅の被害状況の把握 詳細手順

- 1 住宅課は、被災後1週間以内に実施・完了する家屋被害概況調査の調査票、家屋被害台帳電子データ、被害概況を落とし込んだ地図図面を災害対策本部または都市計画課から入手する。
- 2 入手した被害概況データをもとに、仮設住宅の必要戸数の概算を行っておく。具体的には、<u>仮</u>設住 宅へは全壊・全焼世帯しか入居できないため、被害概況データのうち「大被害地区」のデータに注 目し、全壊戸数を想定しておく。
- 3 1か月以内に、より詳細な被害情報が示されている家屋被害状況調査、および被災前後の住宅・生活状況、今後の生活再建意向が示されている被災者生活実態調査の調査票やデータ等入手し、仮設住宅の必要戸数を確定する。
 - 仮設住宅の必要戸数の計算は、家屋被害状況調査項目にある「全壊・全焼」戸数の合計、被災者生活実態調査項目にある「世帯構成」、「被災後の現状」等から算出する。
- 4 3の作業と並行して、「半壊・半焼」世帯数を把握する。計算方法は、全焼・全壊が半壊・半焼戸数となる以外は3と同様。ここで得られた戸数は、応急修理必要戸数として把握しておく。
- 5 3の作業で算出した「応急仮設住宅の全体必要量」を都に報告する。報告は、東京都DIS端末を 使用する。

第2編 第3章 第1節 1 住宅の被害状況の把握

資料第 023-2 住宅の復興に向けた関係法令等

法令

●災害救助法 (昭和22年法律第118号)

第4条(救助の種類等) 第18条(費用の支弁区分) 第21条(国庫負担)

- ●災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日内閣府告示第228号) 第2条 2 応急仮設住宅 第7条 被災した住宅の応急修理
- ●特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号) 第8条(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)
- ●公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)

第8条(災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等)

通知・マニュアル

- ●災害救助法よる救助の実施について(昭和40年5月11日社施第90号 厚生省社会局長通知)
 - 第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項
 - 2 救助の種類別留意事項
 - (1) 収容施設の供与 イ 応急仮設住宅 (5) 住宅の応急修理
- ●大規模災害における応急救助の指針について(平成9年6月30日社援保第122号 社会・援護局保護課長通知) 第2 応急救助の実施
 - 2 応急仮設住宅の供与 6 住宅の応急修理
- ■「災害救助事務取扱要領」(平成27年5月)内閣府政策統括官(防災担当)付、参事官(被災者行政担当)付(※毎年度更新あり)
- ●「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」(平成24年5月21日) 国土交通省住宅局住宅生産課
- ●「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」 (平成24年4月27日 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省土地・建設産業局不動産業課長、国土交通省 住宅局住宅総合整備課長通知)
- ●「災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するため の手引き】」(本編、資料編)

(平成 24 年 11 月) 国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産業課、厚生労働省社会援護局総務課災害救助・救援対策室

- ●「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」(平成27年3月)内閣府
- ●内閣府 防災情報のページ

URL: http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo h27kaigi.html

資料第 023-3 仮設住宅必要量概算シート

☆ 応急住宅必要量概算シート <案>
[
I 家屋被害概況調査結果
○ 家屋被害概況調査による被害棟数(a)
Ⅱ 木造全壊・焼失世帯数の算出
○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率(b)
○ 当該区市町村の住宅系建物の木造建物棟数比率(c)
○ 被害想定による当該区市町村の木造全壊比率(d)
○ 当該区市町村の木造建物1棟あたりの平均住宅数 …(e)
$ imes$ 木造全壊・焼失世帯数 = $(a) \times (b) \times (c) \times (d) \times (e)$ = $\cdots (f)$
Ⅲ 非木造大破・焼失世帯数の算出
○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率(b)
○ 当該区市町村の住宅系建物の非木造建物棟数比率(g)
○ 被害想定による当該区市町村のRC造の大破比率 …(h)
○ 当該区市町村の非木造建物1棟あたりの平均住宅数 ···(i)
※ 非木造大破・焼失世帯数 = $(a) \times (b) \times (g) \times (h) \times (i)$ = \cdots (j)
Ⅳ 全壊(大破)・焼失世帯数の算出
※ 全壊(大破)・焼失世帯数 = 木造全壊・焼失世帯数(f) + 非木造大破・焼失世帯数(j) =
\cdots (k)
V 応急住宅必要数の算出
※ 応急住宅必要数 = 全壊(大破)·焼失世帯数 × 0.3 =
戸

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 370)

資料第 023-4 被災度区分判定の実施にあたって留意すべき点

- ・被災度区分判定は、高度に専門性が高いことから業者への委託などによる対応も検討する。
- ・応急危険度判定と被災度区分判定は目的が異なることから、同時判定および同時点の兼務は不適切。 ⇒応急危険度判定は緊急的な二次被害防止のための判定、被災度区分判定は復旧等に向けた建物の建 替え・補修の判別
- ・民間住宅の被災度区分判定実施の有無を検討すること。 ※実施の流れについては、資料第 023-9 応急危険度判定業務「2 被災度区分判定」を参照のこと。

資料第 023-5 【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等案

都市整備局被災度区分判定調査班の編成等案

(調査班の設置)

住宅復興対策を迅速かつ計画的・効果的に実施するため、「震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針(国土交通省住宅局建築指導課監修)」を標準とした被災度区分判定基準に基づき、公営 住宅等における被災度区分判定を実施するための被災度区分判定調査班を設置する。

(調査班の構成)

調査班は、都市整備局都営住宅経営部が主幹となり、都職員、都住宅供給公社職員※、専門家等により構成する。

(対象となる住宅)

都営住宅等、特定優良賃貸住宅(都・公社施行型)、公社一般賃貸住宅とする。

(調査班の業務)

- 1 被災度区分判定基準に基づき、対象となる住宅の被災度判定を実施する。
- 2 被災度区分判定の結果を東京都に報告する。

※都営住宅の指定管理者が都住宅供給公社である場合

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 368)

第2編 第3章 第1節 3 応急危険度判定の実施

資料第 023-6 応急危険度判定業務

1 応急危険度判定(地震災害)

- 地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、および落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより、二次的災害を防止する。
- また、建物の使用に不安を持つ被災者に情報を提供することで、避難所などからの被災者の帰宅を促進する。
- 応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因(台風等)によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。
- 応急危険度判定は、り災証明発行のための損害の査定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用の可否の判定や復旧に向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには、別途「被災度区分判定基準」が適用される。

(1) 調査の方法

- 主に建築関連部局が中心となって、区で登録が進められている応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。
- 判定用紙・判定ステッカー、関連資機材を準備する。
- 市町村は、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要のある建物データに関するリストを準備しておく。
- 調査対象となる建物が多数ある場合には、共同住宅など一定の建築物に対して実施し、調査の 対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。
- 迅速に調査を行い、その結果を、施設所有者・利用者に伝える。

(2) 広報・問い合わせ対応

- 応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、り災証明発行のための被害調査など と混同されやすく、広報や調査の際における説明(パンフレット配布など)に心がける。
- 問い合わせ受付電話などを設けて対応する。

(3) 参考: 避難所として使用される施設の応急危険度判定

- 避難所として使用される施設について、その使用の可否を目的とした調査判定を行う場合は、 余震等に対する安全性の検討はより慎重に細部にわたって行う必要がある。また、建築物内外 部の構造安全性だけでなく、電気、上下水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の 調査が入念にされなければならない。
- 文部科学省は、被災文教施設の設置者等が、応急危険度判定を実施することが困難となった場合に備え、その要請に応じ調査団を派遣できる支援体制を整備するため、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を定めた(平成18年12月)。この要領に基づき、文教施設応急危険度判定士の名簿登録が行われている。

(出典:災害対応資料集(平成24年4月)内閣府)

2 被災度区分判定

- 応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。
- 被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細 な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

(1) 方法

- 被災宅地危険度判定士は、被災地で地元の市町村又は都道府県の要請により被災宅地危険度判 定を行う技術者である。
- 危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地)が対象となる。判定作業は2~3人が1組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。
- 被災宅地危険度判定の結果については3種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。

(2) 参考

○ 被災度区分判定の方法については、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」(財団法人 日本建築防災協会)が示されている。

3 被災宅地危険度判定

○ 擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地) の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その 結果を表示する。

(1) 方法

- 被災宅地危険度判定士は、被災地で地元の市町村又は都道府県の要請により被災宅地危険度判 定を行う技術者のこと。
- 危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地) が対象となる。判定作業は2~3 人が1組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。
- 被災宅地危険度判定の結果については3種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。

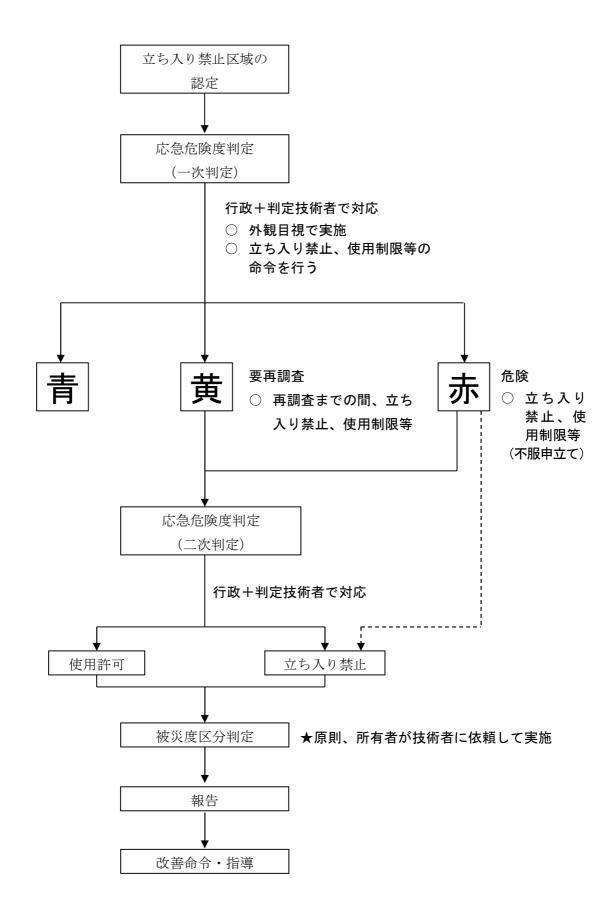
(2) 参考

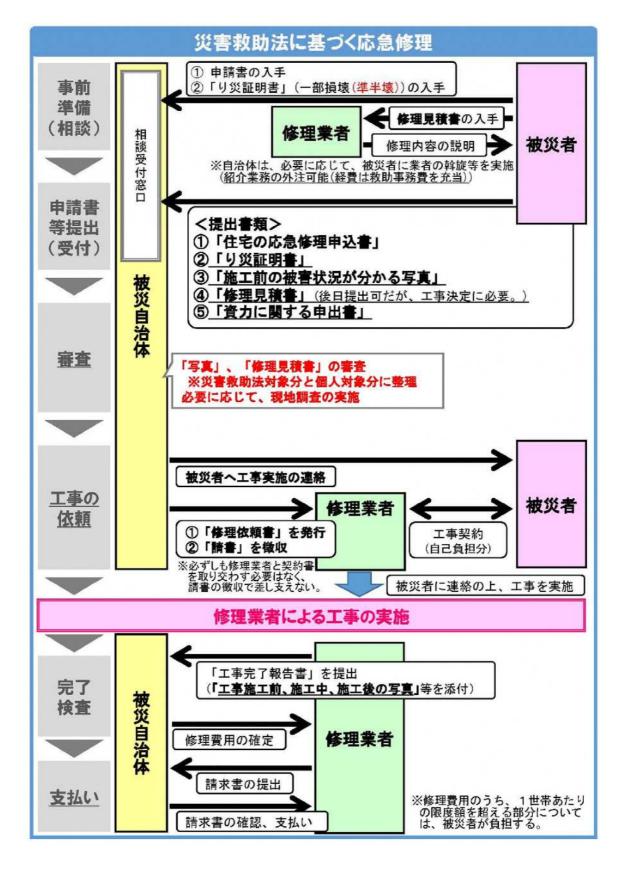
被災宅地危険度判定制度は、阪神・淡路大震災を契機に創設された。この制度は、従来の地方公共 団体職員だけでなく、官民問わず知識、技術のある被災宅地危険度判定士を認定登録するもので、大 規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、登録された被災宅地 危険度判定士が被害の状況を早く的確に把握して、被災宅地の危険度の判定を行うものである。

この判定制度の円滑な実施・運用を図るため、被災宅地危険度判定連絡協議会が平成9年5月に発足している。

(出典:災害対応資料集(平成24年4月)内閣府)

資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の考え方





(出典:災害救助事務取扱要領(令和元年10月内閣府))

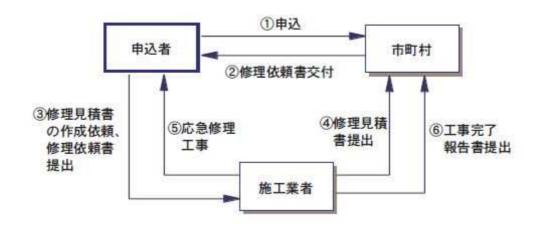
資料第 023-9 【参考】応急修理手続の簡素化(平成 16 年 新潟県中越地震:新潟県)

1 対象世帯要件の緩和

被災者生活再建支援法と同様の収入・年齢要件を適用。

2 手続きの簡素化

- ・通常は、市町村と業者が見積もり、契約、実施を行うが、今回は住民と業者が見積もりなどのやりとりを実施し、本格修理分の金額を業者から市町村、県に請求する形で実施した。
- ・被災者生活再建支援法及び県独自支援金との関連から、手続きの簡素化が図られた。なお、この 手続きは、厚生労働省も加わって作成された。
- ・被災者が二度手間とならないように、本格修理と併せて応急修理が実施できるよう措置された。



資料第 023-10 【参考】東京都の住宅復興計画のフレーム案

I 住宅復興計画の基本的な考え方

- 1 目標
 - 応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消
 - 公的支援による被災者の自力での住まいの確保の促進
 - 公的支援等による恒久的な住宅の確保
 - 安全で快適な福祉のまちづくりの推進
- 2 役割
 - 東京都復興総合計画の特定分野計画
 - 応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す
- 3 計画期間
 - 5カ年

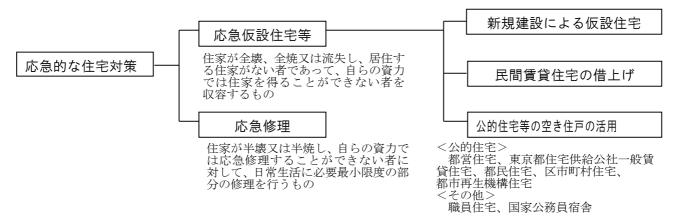
Ⅱ 施策

- 1 応急的な住宅の整備等
 - (1) 被災住宅の応急修理
 - (2) 応急仮設住宅等の供給
- 2 自力での住まいの確保への支援
 - (1) マンション等の再建
 - (2) 住宅資産活用等による住宅再建
 - (3) 民間住宅の供給促進
 - (4) 民間賃貸住宅への入居支援
 - (5) 住まい・まちづくり推進体制
 - (6) 情報提供及び住宅相談
- 3 公的住宅の供給
 - (1) 公営住宅
 - (2) 公社・機構住宅
- 4 安全で快適な福祉のまちづくりの推進
 - (1) 安全で快適な住宅・住環境の整備
 - (2) 福祉のまちづくりの推進
 - (3) がれき等の処分及び発生の抑制等
 - (4) その他

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編) P.390)

資料第 023-11 応急仮設住宅等供給方針(案)

1 応急仮設住宅等の定義



2 応急仮設住宅等の供給に関する基本的な考え方

- 応急的な住宅の迅速な供給を図るため、応急仮設住宅等の供給計画作成の作業と並行して、民間 賃貸住宅の空き家の提供や応急仮設住宅の建設を進めることとし、家屋被害の状況等を踏まえつつ、 供給量のフレームを適宜見直していく。
- 広域かつ甚大な災害時における段階的な供給や局所的な災害時における応急仮設住宅等の住宅 種別など、発災場所や災害の規模に応じた、効果的な応急仮設住宅等の供給方法を検討する。
- 被災区市町村の状況に応じて、都が技術的な後方支援を行う。
- 災害の規模や入居者のニーズに対応するために適切な附帯設備を供給する。
- 応急仮設住宅等の供給にあたっては、地域の円滑な復興につながるよう、地域コミュニティへの 配慮に努めるものとする。
- 応急修理制度の活用や積極的な民間賃貸住宅の供給・公的住宅等の活用により、既存ストックを 最大限活用する。

(出典:都震災復興マニュアル(復興施策編)P.382より一部抜粋)

資料第 023-12 応急的な住宅の確保にあたっての留意点

1 応急仮設住宅を建設するにあたっての留意点

- (1) 応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として①区有地、②都有地・国有地、③企業等の民有地の順に選定する。都・国有地の利用にあたっては、事前に協議を行うこと。
- (2) 民有地の借り上げについては、固定資産税の免除等を都に要請するほか、それと同等の措置を 講ずることを前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。このため、個人 所有者との交渉を避け、企業との交渉を中心に行うこと。ただし、期間延長については有償の 問題が発生する場合もあるため、協議の際は注意すること。
- (3) 応急仮設住宅の設営期間は長期にわたることから、教育施設への設営は避けることが望ましい。 やむを得ず設営する場合は、教育活動にできる限り支障を与えないようにすること。
- (4) JAとの協定により、生産緑地の使用が認められているが、返却時に原状回復しなければならないため、仮設用地には適さないことに留意しておくこと。

2 一時提供住宅を提供するに当たっての留意点

- (1) 民間賃貸住宅は、公営住宅や仮設住宅に比べて居住環境が良好であるため、不公平感を生じさせないよう、新築を避ける等の配慮を十分におこなうこと。
- (2) 半壊の空き家については、区が借り上げをし応急修理で補修を行うなどして、一時提供住宅として提供するなど、柔軟な対応を行うこと。
- (3) 借り上げる住宅について、公営、民間のほかに、企業所有の社宅・保養地、区防災寮についても視野に入れて検討すること。
- (4) 民間賃貸住宅の借り上げの賃料は、都・区どちらの負担とするか事前に協議を行っておくこと。 また、光熱水費、共益費、敷金、礼金、仲介料、保険料なども、行政と被災者の負担を明確に しておくこと。
- (5) 一時提供住宅(民間賃貸住宅等)の契約方法や入居の選定条件、物件の選定条件(間取り、築年数等)もあらかじめ検討しておくこと。

資料第 023-13 【参考】応急的な住宅供給の概要(文京区)

1 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設時期及び戸数、建物の形式、業者発注は都が決定し実施する。工事監督は都が行うが、困難な場合は区に委任される場合がある。

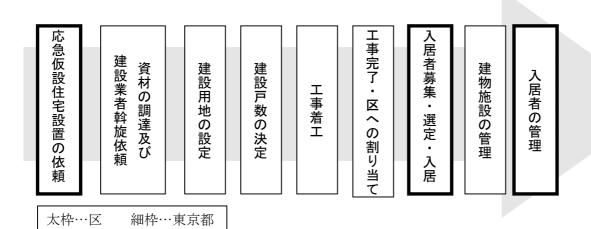
- (1) 設置・供用戸数 区域の全焼・全壊及び流出世帯の合計数の3割以内とする。この上限で押さえることが困難な場合は、災害救助法適用区市町村全体の3割以内で融通し合うものとし、設置戸数の引き上げが必要な場合には、都が厚生労働大臣に申請する。供用戸数は、都が決定する。
- (2) 期間 着工は発災の日から20日以内とし、供与の期間は2年以内とする。
- (3) 建物の形式等(原則) ①平屋建て・2階建てのプレハブ(軽量鉄骨、木質系プレハブ、木造又はユニット) ②必要に応じて高齢者や身障者世帯に適した設備・構造とする。 ③1戸当たりの 床面積は26.4㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の供給に努める。
 - ※建設工事と資材確保は、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ建築協会が斡旋する業者に委託する。

2 仮設住宅以外の住宅の供与

都は、住宅に困窮する被災者のために、仮設住宅以外の住宅を確保する。

- (1) 公共住宅の確保として、都営住宅、公団、公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求める。 入居基準は、仮設住宅入居の基準、及び管理主体の定める基準とする。
- (2) 公共住宅の確保で間に合わない場合は、借り上げ又は斡旋により民間賃貸住宅を確保し提供に努める。

3 応急仮設住宅建設の流れ(都、区の役割分担)



(出典:文京区震災復興マニュアル)

資料第 023-14 【参考】応急仮設住宅建設可能用地調査票(発災後調査用)

		1	CONTRACT	TOTAL MANAGEMENT												
報報が日本田					2.38	944	地名地鲁						調査日	1日 平成	克 年	ar;
History 44					281	1 P	生居表示						調査	調査担当者		
口交通手段	口最高級		口徒歩	*					[権面道路の状況]	(の状況)	(8)	方位		接達状況構略図	植野図	
	#	_	Ę,	*		₹.				銀河偏一口						
			#	25	キロ その街	(1)	^	口接遍状况	25	口角地						
中華美術	口 所有権者(土地:			a4	は					超短風条口						
	口 所體・連絡先(1	口管理抄墓	***	類500	② 口公置	州			ļ.,	
	口価地線地		-	D	口その他((報酬な井)	就押	関降口	日和道	押			H	
	口 孫衛・連絡先(0			(野草香)		^				
[數地現況]								口		1) w(m(
口用地間番) 紫谷口	D PMC	口実測(Æ	口 抵款(,	m	口調那段無口	IMO) w(m(
日 敷地図画等	実測図: 口有	当 目	東2回: 口有	#i	日本報酬	- 十 4 柳	E .	口舗装状況	25	口景に	が	い難口				
口利用製泥	口使用形態等(1		口 連路排火	益	口臭い		が続口			ļ.,	
□ 既存離物・	口無以採	規模・構造等					_	原華田華江 口	西班	口差入易	口進入難	202				
工作物等	日有 移股9	軽整等の可否:					-			口 4年進入不可	N ol			H		I
口福戦・数山	日無 口有	(移設等の可否	140				`			海						
日後春	口無口有	(特配すべき状況等	米記等				2	_								
口使用制服等	口無 使用7	使用方法や聽觀等					_	口その他	24							
	# 0							1542	[ライフラインの整備状況]	请状况]						
口有效回播	口 現況のままでの利用可能面積	回能開發			\$3(Jul.		口給水本管	一公寓	口系股		□ 径不足(本管径	***	也開	e E
	口移設等をした場合の最大利用可能重積	最大利用可能面積	#2	<i>7</i> 78))Ç		Ä	##×		ロ本管なし	(延長の可否/その地	5/ 4 0%		^		
口地等	日平垣 口類科	口中美国	口中央点	口融合地	口低湿地	口煙立地		-	口敷地内	미케잔속	# 0		年に井口	口その他	ja	-
口指形	口方形 口矩形	2440	口三角	口不整形	□ 開影(維持(の)		□ 鉄地(道路信装)	口汚水	5.A.	口公共下水	ロ公共下水道に直結放送可	0		(數地内最終期:	· 口者	# 0
2000年日	要品 い紙口	が配口	(地聲漢季	口有	# 0	日本明	-) #O	(散済先至長の可否/その他:	否/その他:				
[關接条件等]	小	Æ		超		,,	北縣	排 口雨水	5.X	口公共下水	□ 公共下水道に直結放流可			(數地内最終格:	· 口有	# -
口境界確認	秋 口 族 口	佐口	*	拠口	*	焼口	*-	6		口包灣C放汽			口 數地內処理		o tobi	
口 鼓塊建場	口無口有	#	中口	# -	- 4	載口	口有		口雑排水	口公共下水	口 公共下米湖に直結投湖町		0	削割に放送		散地内処理
口関接工作物等	口無口有	#	中口	報口	日春	順口	日利	以第二	115	口有	# C	77	(延長の可否/その他)	ēi.		
口角聚物	日第二日	# O	日春	無		## 	口有	1 電路	100	口有	斯口	375	(医長の可否/その他:	<u></u>		
作	口無口有	#i	口有	無口	10条	概□	口有	1 D 1/17	(7	D 集 0	口・都市ガス	100	ロ天然ガス	數地內引込	y: □ 有	<u></u>
要別題口	0.99 口有	# 0	存	無	1 4	#K	口有	K		# 0	(延長の可否/その他:	94:				
法規制等](参								[民有地等	情上げの物	[8]						
口魯市計画		口医减外	口 布爾化区域	区域		口 市街化類整区域	調整区域	宏特面 口		营业等	\$ D#	#i				
口 用途地旋轉	口用遊姑娘			0	12.50	口無指記				口事後契約※	浜口 ※	(III.)	B) [1*	口不要	※ 接流	※:核災後に記載する項目
	口その他の地域地区に	,					-	【特記事項】								
									-							

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 347)

第2編 第3章 第2節 3 仮設住宅等応急的な住宅の確保

資料第 023-15 【参考】公的住宅等一覧

(調査日)	年 月	H		(調査者	-)	0	0		2-0	-00	90
住宅番号	所在地	住宅の 名称等	区分	全戸数	空き家 戸数	間取等	階/陪高	EV 有無	規模 (㎡)・室 番号等	その他 一時提供 の条件等	管理者· 連絡先等
						1 DK				- Nandadar	
					6	2 DK	1				
						3 DK	4				
1						4 DK	4				
						1 K			1		
						2 K] [
- 6		8				他					
						1 DK	4		1		
						2 DK	-				
08					<u> </u>	3 DK					
2					8	4 DK					
					2	1 K	4				
						2 K	_				
						他					
					6	1 DK	1				
					d	2 DK			1		
						3 DK	4		1		
3						4 DK]		1		
						1 K]				
						2 K	8				
				1		他			1		L

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P.348)

資料第 023-16 応急仮設住宅等入居者選定基準 (案)

応急仮設住宅等入居者選定基準(案)

本基準は、東京都地域防災計画(震災編)第13章に規定する応急仮設住宅の入居者選定基準を定め、迅速かつ的確な危機管理に資することを目的とする。

1 入居者の資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- 二 居住する住家がない者
- 三 自らの資力では住家を確保できない者

2 入居者の選定

- (1) 応急仮設住宅等の入居者は、次の各号に規定する優先順位により選定する者とする。 ただし、必要に応じ、募集戸数の一定割合については、これによらないものとすることができる。
 - 一 第1順位 高齢者(65歳以上)のみの世帯、障害者(中度以上)のいる世帯、乳幼 児(3歳未満)のいる母子世帯
 - 二 第2順位 高齢者(65歳以上)のいる世帯、乳幼児(3歳未満)のいる世帯、母子世帯(子どもが18歳未満)、多子世帯(子どもが18歳未満)、妊婦のいる世帯
 - 三 第3順位 病弱な者のいる世帯、特に配慮を要する世帯
 - 四 第4順位 前1号から3号に規定する世帯以外の世帯
- (2) 応急仮設住宅等の戸数が使用申込者の数に充たないときは、前項の各号に掲げる者を 各号に規定する優先順位に従い、抽選により入居者を決定する者とする。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地が不足する地域において、概ね10戸以上の応急仮設住宅の建設が可能な用地を個人又は共同で提供した土地所有者に対しては、原則として、 応急仮設住宅への優先的な入居を認めるものとする。

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 350)

資料第 023-17 入居者募集の公表案文

○○○○○震災により被災された方々に対する住宅の提供について

- ●●年●月●日の震災による被災者で住宅に困窮する方に対して、早期の生活再建に向けた支援のため、応急仮設住宅等を提供します。
 - 1 対象者(入居要件)
 - ●●年●月●日の震災により、住家の全壊・焼失により居住できず、自力の資力では住宅を確保できない方
 - 2 無償で提供する期間 原則として、入居から2年間
 - 3 提供する住宅ごとの住宅の位置、広さ、申し込み受付方法など 申し込み受付方法などは、下記の住宅の種類をクリックしてご確認ください。
 - (1) 新規建設による仮設住宅
 - (2) 民間賃貸住宅の借上げ
 - (3)公的住宅等(都営住宅、公社一般賃貸住宅等)

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 349)

資料第 023-18 東京都の入居者名簿フォーマット案

調査日			年	月	日		住	宅名			部屋番号	
世帯主氏名							性別	口身	見□女	年齢		歳
従前居住地												
入居月日		年		月	日~							
入居資格			証明書 基準		全壊・: 優先入				壊・半焼 般入居	Ē		
世帯年収				世帯収入 特収入		1 か月糸 1 か月糸			F.			
家族構成												
	続	柄	B	名	性別	年齢	Į	職業	収入	障害の 有無	備考	
					□男□女	万	支			□有□無		
					□男□女	万	支			□有□無		
					□男□女	万	轰			□有□無		
					□男□女	方	支			□有□無		
					□男□女	方	支			□有□無		
特記事項												

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 351)

第2編 第3章 第2節 6 仮設住宅等応急的な住宅の管理

資料第 023-19 【参考】兵庫県「仮設住宅入居実態調査」の概要

本調査は、兵庫県が、平成8年2月~3月、仮設住宅48,300戸のうち空き家5,612戸を除く42,688戸を対象に実施した。調査方法は、県が委嘱した調査員による訪問・聞き取り調査で、有効回答数は37,176世帯(有効回答率87.1%)である。

設問は、以下のとおり、今後の住宅希望や健康に関するものが中心である。

- 1. 入居者(世帯)属性と従前住居について
 - ・入居者の年齢、世帯の家計収入、主な収入源、以前住んでいた借家の家賃等
- 2. 今後の住宅希望等について
 - ・恒久住宅の希望:公的借家、民間借家、持ち家 (公的借家を望む世帯対象)
 - ・り災証明書の種類
 - ・住宅希望地を選ぶ理由:被災前に居住、今の場所に近い、通勤に便利
 - ・恒久住宅の希望地 (第1希望~第3希望)
 - ・間取りの希望
 - ・気心の知れた数世帯が一緒に居住できる共同住宅への入居の希望
 - ・同じ仮設の入居者がまとまって移転できる公的住宅の希望
- 3. 入居者の健康等の実態について
 - ・入居者の健康:健康、不安あり、治療中
 - ・ 医療機関の利用
 - 病名
 - ・医療機関の場所:被災前の居住地、現在の居住地
 - ・精神的不安の有無
 - ・保健・医療・福祉サービスの受給状況
 - ・保健・医療・福祉サービスの希望

4. その他

・身体障害者(車いす対応)の住宅への希望

資料第 023-20 被災者のための各種支援事業

土極の揺漑		1177C) (1037	度(居住安定支	援制度)	
支援の種類	給付	ţ				
支援の内容	● 災害 (2) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事により住宅が全場である。 対象となるができません。 対象となるでは、 が変となるでは、 が変となるでは、 ができません。 ができますが、 ができますが、 ができますが、 できますが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	要または大規模半壊祭子の一部、家賃などの を世帯に保るを を世帯に保るを を世帯に保るを を関する住宅は補ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	の こ余 超入人を象 すりご 安	系の経費を対象 エ・撤去および をおよび整地に 施囲になり金関 ででは対象になり でですり でですり ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。	たで支援金を支 整地に要する。要する経費が た。 場係経費 ります) %以下の部分 (月額2万円を 諸経費

②住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設または購入する場合は、100万円を上限支給します。

世帯の年収	世帯主の年齢等	住宅の	支給限	度額
世市の平収	の条件	形態	複数世帯	単数世帯
500 EUNE	世帯主の年齢は	持家	100 万円	75 万円
500 万円以下	問わない	借家	100 万円	75 万円
500 万円を超え、	世帯主が 45 歳以上	持家	50 万円	37.5 万円
700 万円以下	または要援護世帯	借家	50 万円	37.5 万円
700 万円を超え、	世帯主が 60 歳以上	持家	50 万円	37.5 万円
800 万円以下	または要援護世帯	借家	50 万円	37.5 万円

	Į į	• •	大規模半壊し、賃貸 シ上限に支給します。 います。	• • • •			
		世帯の年収	世帯主の年齢等	住宅の	支給	限度額	
		医用少十代	の条件	形態	複数世帯	単数世帯	
		500 万円以下	世帯主の年齢は	持家	50 万円	37.5 万円	
支援の内容		500 万円以下	問わない	借家	50 万円	37.5 万円	
(続き)		500 万円を超え、	世帯主が 45 歳以上	持家	25 万円	18.75 万円	
(NOL C)		700 万円以下	または要援護世帯	借家	25 万円	18.75 万円	
		700 万円を超え、	世帯主が 60 歳以上	持家	25 万円	18.75 万円	
		800 万円以下	または要援護世帯	借家	25 万円	18.75 万円	
	乗じ ●支援	た扱いになります	を費は、原則として				
活用できる方	当す ※ 住宅	る世帯が対象です が半壊し、やむを が継続し、長期間	または大規模半壊した。 け。 ご得ない事由により負 間にわたり住宅が居付	解体したり	場合や、噴火	災害等で、危険	食な
問い合わせ	都道府	県、市町村					

(出典:被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府))

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)
支援の種類	融資
支援の内容	 ●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 構造等 融資限度額 返済期間 耐火住宅 1,460万円 35年 準耐火住宅 1,460万円 35年 木造住宅(耐久性) 1,460万円 35年 木造住宅(一般) 1,460万円 25年 特例加算 450万円 - 土地取得費 970万円 - 整地費 970万円 - 整地費 380万円 -
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を 受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。
問い合わせ	住宅金融公庫

(出典:被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府))

制度の名称	災害復興住宅融資(新	「築購入、リ・ユ	ース購入)	
支援の種類	融資			
	ースプラスマンションは 5 100 ㎡以上であることが必また、リ・ユース購入にお耐火)または 20 年以内 (オールの融資は、融資の日からると返済期間を延長するこ	合に受けられる融資で 戸当たりの住宅部分の (下の住宅 (リ・ユース) の ㎡以上の住宅)で、 要です。 いては、建築年数が原 に造・準耐火) の住宅 3年間の元金据置期間	です。 の床面積が 50 ㎡(マンション スプラス住宅は 70 ㎡以上、リ 一戸建ての場合は敷地面積 原則 25 年以内(耐火・高性能 であることが必要となります	のリ・ユが
	■新築住宅の購入		\L*\\	
	横造等 耐火住宅	融資限度額 1,460万円	<u>返済期間</u> 35年	
	準耐火住宅	1,460万円	35年	
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年	
	木造住宅 (一般)	1,400万円	25年	
	特例加算	450万円	_	
支援の内容	土地取得費	970万円	_	
	■中古住宅の購入	, ,		
	構造等	融資限周	度額	
		リ・ユース	リ・ユースプラス	
	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	
	準耐火住宅 (天は) (お)	1,160万円	1,460万円	
	木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円	
	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般)	1,160万円 950万円	1,460万円 1,400万円	
	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般) 特例加算(一般分)	1,160万円 950万円 450万円	1,460万円 1,400万円 450万円	
	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般)	1,160万円 950万円	1,460万円 1,400万円	
	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般) 特例加算(一般分)	1,160万円 950万円 450万円	1,460万円 1,400万円 450万円	
	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般) 特例加算(一般分) 土地取得費	1,160万円 950万円 450万円 970万円	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円	
	木造住宅(耐久性)木造住宅(一般)特例加算(一般分)土地取得費建て方一戸建て等リ・ユー	1,160万円 950万円 450万円 970万円	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円	
	木造住宅(耐久性)木造住宅(一般)特例加算(一般分)土地取得費建て方一戸建て等リ・ユーマンションリ・ユー	1,160万円 950万円 450万円 970万円 種別 ス住宅 スプラス住宅	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円 返済期間 20年、25年 25年、30年 25年	
	木造住宅(耐久性)木造住宅(一般)特例加算(一般分)土地取得費建て方一戸建て等リ・ユーマンションリ・ユーリ・ユーリ・ユー	1,160万円 950万円 450万円 970万円 種別 ス住宅 スプラス住宅 スマンション スプラスマンション	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円 返済期間 20年、25年 25年、30年 25年 35年	
	木造住宅(耐久性)木造住宅(一般)特例加算(一般分)土地取得費建て方一戸建て等リ・ユーリ・ユーマンションリ・ユーリ・ユー※返済期間は、建築年次	1,160万円 950万円 450万円 970万円 種別 ス住宅 スプラス住宅 スマンション スプラスマンション	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円 返済期間 20年、25年 25年、30年 25年	くだ
	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般) 特例加算(一般分) 土地取得費 建て方 一戸建て等 リ・ユーリ・ユーリ・ユーリ・ユーリ・ユージ・スティーリ・コーリ・コーリ・コージを済期間は、建築年次さい。	1,160万円 950万円 450万円 970万円 種別 ス住宅 スプラス住宅 スマンション スプラスマンション 等によって異なります	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円 返済期間 20年、25年 25年、30年 25年 35年 ので住宅金融公庫にご確認く	くだ
注田できる士	木造住宅(耐久性)木造住宅(一般)特例加算(一般分)土地取得費建て方一戸建て等リ・ユーリ・ユーマンションリ・ユーリ・ユーメ返済期間は、建築年次さい。※金利については、住宅	1,160万円 950万円 450万円 970万円 種別 ス住宅 スプラス住宅 スマンション スプラスマンション 等によって異なります	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円 返済期間 20年、25年 25年、30年 25年 35年 ので住宅金融公庫にご確認く	
活用できる方	木造住宅(耐久性) 木造住宅(一般) 特例加算(一般分) 土地取得費 建て方 一戸建て等 リ・ユーリ・ユーリ・ユーリ・ユーリ・ユージ・スティーリ・コーリ・コーリ・コージを済期間は、建築年次さい。	1,160万円 950万円 450万円 970万円 種別 ス住宅 スプラス住宅 スマンション スプラスマンション 等によって異なります 金融公庫にご確認くた 宅を建設される方であ	1,460万円 1,400万円 450万円 970万円 返済期間 20年、25年 25年、30年 25年 35年 ので住宅金融公庫にご確認 ざい。 つって、住宅に5割以上の被害	

(出典:被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府))

資料第 023-21 被災者のための各種支援事業(東日本大震災)

制度の名称	災害援護資金									
支援の種類	貸付(融資) ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法									
X 12 07 E X		は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰 の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等								
制度の内容	償還期間 【今回の措置】	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 ア 当該負傷のみ イ 家財の3分の1以上の損害 ウ 住居の半壊 エ 住居の全壊 ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 ア 家財の3分の1以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の半壊 ウ 住居の全壊(工の場合を除く) エ 住居の全体の滅失又は流失 年3%(据置期間中は無利子) 3年以内(特別の場合5年) 10年以内(据置期間を含む) 調、償還期間が下表のとおり優遇されています。 無利子(保証人を立てない場合は1.5%) 6年以内(特別の場合8年) ※据置期間中は無利子で償還は不要です。 13年以内(据置期間を含む)	150万円 250万円 270万円 350万円 150万円 170万円 250万円 350万円							
活用できる方	 世帯主が災害 家財の1/3 住居の半壊又 所得制限がありま 世帯人員 1人 2人 3人 4人 5人以上 	は全壊・流出す。表の額以下の場合が対象です。 市町村民税における前年の総所得金額 220万円 430万円 620万円 730万円 730万円 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円としま 自然災害で都道府県において災害救助法が適用さ	額 :す。							
お問い合わせ										

(出典:被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府))

第2編 第3章 第3節 1 民間住宅に対する再建支援

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)								
支援の種類	· (融資)								
制度の内容	 ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額 250万円以内(目安) 貸付利率 連帯保証人を立てた場合:無利子連帯保証人を立てない場合:年1.5% 据置期間 6か月以内 償還期間 7年以内(目安) 								
対 象 者	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。								
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会								

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金								
支援の種類	貸付(融資)								
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額 200万円以内 貸付利率 連帯保証人がいる場。 連帯保証人がいない 据置期間 6か月 償還期間 7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	都道府県・市(福祉事務所設置町村含む。)	の福祉事務所							

制度の名称	二重ローン対策 (一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会による支援)
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)、サービス
制度の内容	住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、震災前の借入の返済が困難となった方は、一定の要件の下、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除を受けられます。国の補助により弁護士等の費用はかかりません。
活用できる方	個人の債務者(震災の影響により、震災以前に負担していた住宅ローンや事業性ローン等の弁済が困難となった方)
お問い合わせ	一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 個人版私的整理ガイドラインコールセンター TEL 0120-380-883(月〜金 9:00〜17:00 祝日除く)

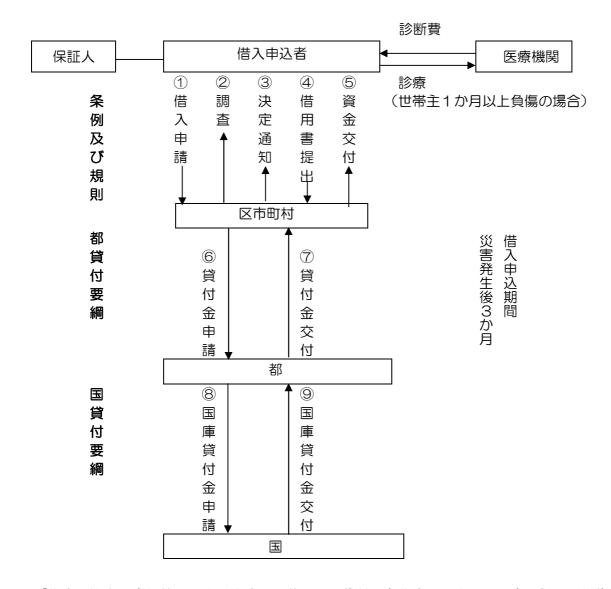
(出典:被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府))

資料第 031-1 災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金の概要

災害を受けたことにより住居または家財に損害を受けた区民に対して、その生活復旧と自立を支援するために必要な資金を貸し付ける。なお、下記のほか、国・東京都・社会福祉協議会等と連携・協力して応急の生活資金の貸付を行う。

< \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の生活資金の貸付を行う。	貸付金額	貸付条件			
	東京都において災害救助法に	貸付区分・限度額	①据置期間 3年			
	よる救助が行われた自然災害	①世帯主の1か月以上の負傷	②償還期間			
	により家屋等に被害を受けた	150万円	据置期間経過後7年			
	世帯でその世帯の前年の年間	②家財等の損害	③償還方法			
	所得が次の額以内の世帯。	ア 家財の1/3以上の損害				
	1人 220 万円	150万円	 ④利率			
	2人 430 万円	 イ 住居の半壊 170万円				
	3人 620 万円	 ウ 住居の全壊 250万円				
災	4人 730 万円	エ 住居全体の滅失または				
害婬	 以降1人増える毎に 30 万円を	流失 350万円	⑤延滞利息 年 5%			
災害援護資金	 加算した額。	 ③上記①と②が重複				
金金	但し住居滅失の場合は 1270 万	①と②ア 250万円				
44	円。	①と②イ 270万円				
		①と②ウ 350万円				
		④次のいずれかに該当する場				
		合で、被災した住居を建て直				
		す等、特別な事情がある場合				
		②イ 250万円				
		②ウ 350万円				
		③イ 350万円				
	低所得世带等(生活保護基準額	1世帯 150万円	①据置期間 6か月			
	の概ね 1.9 倍以内) のうち、		②償還期間			
生	他から融資を受けることので		据置期間経過後7年以內			
	きない者で、この資金の貸付を		③償還方法			
福 祉	受けることによって災害によ		月賦			
活福祉資金	る困窮から自立更正のできる		④ 利率			
312	世帯					
住	震災により住宅が、全・半壊し	①受付期間 災害から1年間				
住宅資金	た者が、建設・購入・修繕する	②償還期間 10~30年				
 金	住宅。	③その他 金額・利率は、被害の				
		及び社会情勢に応じて決定します。				

資料第 031-2 【参考】災害援護資金の貸付手続

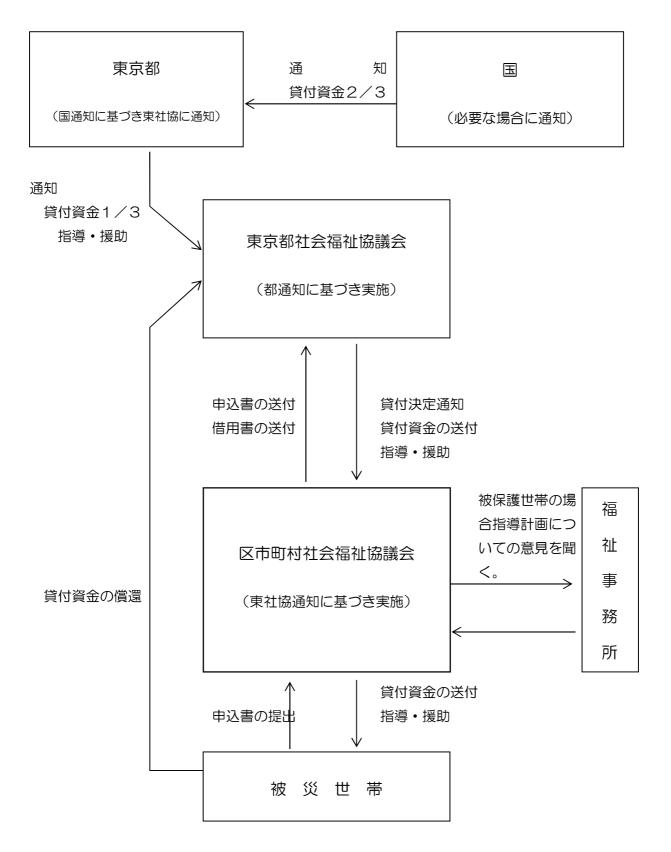


「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付対象災害の発生した区市町村は、都貸付金貸付要綱(昭和49年10月9日民生局長通知)により、福祉保健局に災害援護資金の貸付を申請する。

福祉保健局では、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱(昭和49年6月6日社会局長通知)により厚生労働大臣あて貸付申請する。

区市町村からの償還金については福祉保健局が受け入れ、国庫貸付金の受入、返還等は財務局公債 課が行う。

資料第 031-3 【参考】生活に必要な資金の貸付(生活福祉資金の貸付)



※()については、緊急災害時の場合

資料第 031-4 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

	支給対象者	支給限度額		支給の制限
	遺族の順位	主たる生計者の場合	1	当該死亡者の死亡がその
	①配偶者	(死亡者1人につき)		方の故意または重大な過
	②子	500 万円		失により生じたものであ
555	③父母	それ以外の場合		る場合
害	④孫	250 万円		
災害弔慰金	⑤祖父母		2	内閣総理大臣が定める支
金	上記のいずれも存在しない場合			給金が支給された場合(施
	は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時そ			行令第2条)
	の方と同居し、または生計を同じ			
	くしていた方に限る)		3	災害に際し、区長の避難指
災	法別表に掲げる程度の障害者	主たる生計者の場合		示に従わなかったこと等、
害暗		(障害者1人につき)		区長が不適当と認めた場
災害障害見舞金		250 万円		合
舞		それ以外の場合		
金		125 万円		

資料第 031-5 【参考】練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例(関連部分抜粋)

昭和49年10月15日条例第35号 (令和元年10月15日改正)

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害(以下この章および次章において単に「災害」という。) により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害 形 慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、つぎに掲げるとおりとする。
 - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。 以下この号および次号において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、つぎに掲げる順序とする。
 - イ 配偶者
 - 口子
 - ハ 父母
 - 二 孫
 - ホ 祖父母
 - (3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。)が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖 父母については、つぎに掲げる順序とする。
 - (1) 養父母の養父母
 - (2) 養父母の実父母
 - (3) 実父母の養父母
 - (4) 実父母の実父母
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定に かかわらず、第1項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害 R 慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡により災害 R 慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、5,000,000 円とし、その他の場合にあっては、2,500,000 円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定に

第3編 第1章 第3節 8 災害弔慰金、災害障害見舞金 よるものとする。

(支給の制限)

- - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大の過失により生じたものである場合
 - (2) 今第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、区長が避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、区長が支給することを不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、練馬区規則(以下「規則」 という。)で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 区長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

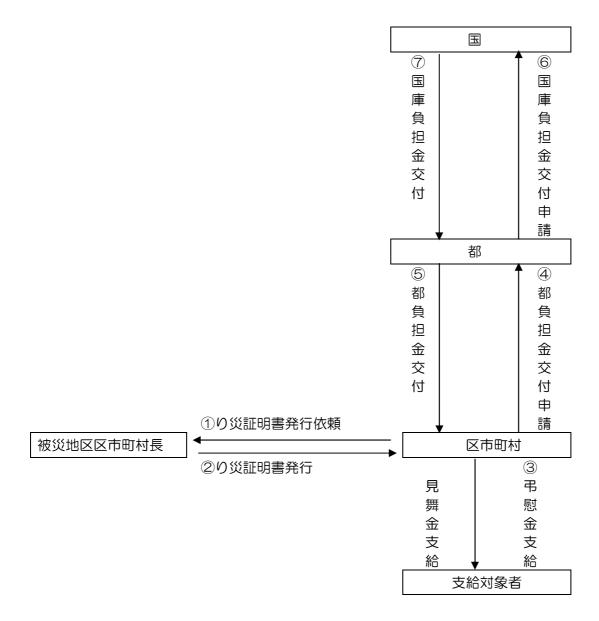
(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷しまたは疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

資料第031-6 【参考】災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、区市町村は、対象者に弔慰金(見舞金)を支給し、都負担金交付要綱(昭和49年9月11日民生局長通知)により、福祉保健局へ3/4の額を申請する。

福祉保健局は、区市町村に交付した額の2/3について、国庫負担金交付要綱(昭和49年4月27日厚生次官通知)により(厚生労働大臣へ)交付申請する。

資料第031-7 被災者生活再建支援制度

この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な世帯に対して必要な援助を行う。都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活への支援とする。

1 対象となる自然災害(発生した場合は都道府県が公示する)

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した区市町村における自 然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)または(2)の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (5) (1)~(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

2 支給対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ① 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額
 - (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(上記2の(1))	(上記2の(2))	(上記2の(3))	(上記2の(4))
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

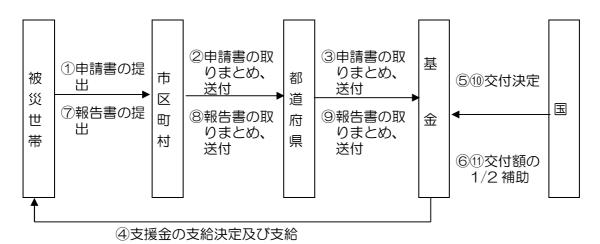
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

[※]一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200 (または100)万円

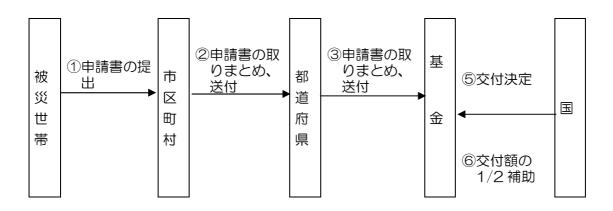
資料第031-8 【参考】被災者生活再建支援金支給事務の手続

〇概算支給の場合



- ⑤⑥ 概算支給時
- ⑩⑪ 実績報告書提出による清算

○清算支給の場合



② 支援金の支給決定及び支給

資料第031-9 義援金品の配分(地域防災計画より抜粋)

1 義援金

東京都、区市町村、日本赤十字社の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定します。

- (1) 日本赤十字社による義援金
 - ① 東京都義援金配分委員会の設置

義援金を確実、迅速かつ適切に募集・配分するため、東京都本部に東京都義援金配分委員会(以下この節において「東京都委員会」という。)が設置されます。

東京都委員会は、次の事項について審議・決定します。なお、東京都委員会の運営に関して必要な事項は別途定められます。

- ① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
- ② 義援金の受付・配分に係る広報活動
- ③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- ※ 東京都委員会は、東京都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関等の代表者により構成 されます。

② 募集·受付

区は、関係各機関と協議し、みずほ銀行およびゆうちょ銀行に災対本部長名義の普通預金口座 を開設し、振込による受付を開始します。

また、受付窓口を開設し、直接の受付も行います。

窓口で受領した義援金については、寄託者には受領書を発行するものとします。口座振込については、原則として金融機関の振込票の控えをもって代えることとします。

義援金の受付状況について、区は東京都委員会に報告します。

③ 配分・保管

区の受付窓口で直接受け付けた義援金は、災対総務部が取りまとめ、受付口座に入金します。 入金した義援金は、口座振込分と併せて受付口座で保管した後、別な取り扱いをする必要がある 分を除き東京都委員会に送金します。東京都委員会では配分計画に基づいて区に義援金を送金し、 区は配分計画が定める配分率・配分方法に基づいて被災者に義援金を配分します。

義援金の被災者への配分状況について、区は東京都委員会に報告します。

④ 輸送・交付

交付にあたり必要があるときは、災対総務部が車両等により避難拠点または避難拠点班長の指定する場所へ義援金を輸送します。災対福祉部は、配分計画に基づき民間協力団体および被災者の協力を得て、被災者に対し公平に交付します。

- (2) 日本赤十字社によらない義援金
 - ① 被災した練馬区民への義援金の取扱い

被災した練馬区民の生活再建に直接役立てて欲しいという寄託者の意向により、日本赤十字社 を通してではなく、区が直接受領した義援金については、日本赤十字社による義援金の取扱いに 準じて、必要な普通預金口座を開設し、公平に交付します。

② 練馬区に対する義援金(寄付金)の取扱い

練馬区の復旧・復興のために役立ててほしいという申し出を受けて受領した義援金については、 寄付金の扱いに準じて取扱います。

2 義援品

(1) 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされています。

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜 その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応します。

また、義援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられ、災害時要援護者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なります。避難者ニーズの把握およびニーズに対応した物資の確保・配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮します。

企業、団体からの大口の義援物資についても、上記の調達体制の中で受入れを検討します。

(2) 義援品の取扱い

募集・受付

義援品の受付窓口を開設し、被害および区の対応状況等を勘案して、必要な物資について募集 して受け付けます。物資の寄付の申出があった場合は地域内輸送拠点(総合体育館または光が丘 体育館)等で受領を行います。

ただし、個別の救援物資は仕分け・保存等で、大変困難が伴うため、まとまったもの以外は、 原則として受け付けないものとします。

② 輸送・交付

災対総務部が協定団体の協力を得て地域内輸送拠点等を運営し、各避難所に物資を輸送します。 輸送先や品目・数量等については、避難拠点班長または、統括部および災対総務部が指定します。 各避難所では、義援品等を被災者に配布します。

資料第031-10 【参考】租税等の徴収猶予および減免等(地域防災計画より抜粋)

被災した納税義務者等に対し、地方税法等により、特別区税の緩和措置として、期限の延長や徴収猶 予および減免等、それぞれの実態に応じた適切な措置をとります。

1 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長します。

- (1) 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域および期限の延長を指定します。
- (2) その他の場合、被災した納税義務者等による申請に基づき区長が期限を延長します。

2 徴収猶予、滞納処分の執行停止等

被災した納税義務者等が区税等を一時に納付し、または納入することができないと認められると きは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。なお、やむを得ない理由がある と認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および延滞金 の減免等適切な措置をとります。

3 減免

納税義務者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免をします。

※国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の措置を適時、適切に 行います。

資料第031-11 学用品給与の対象、方法、限度額等について

(都「災害救助法施行細則」における規定)

救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
○住家の全壊、全焼、半壊、半	○学用品の給与費用は、次の額の範囲内	災害発生日から教科書
焼または床上浸水による喪失	●教科書代	は1月以内、その他の学
もしくは損傷等により学用品	・小・中学生徒	用品は、15日以内
を使用することができない就	教科書や教科書以外の教材で、教育	(学用品の給与期間)
学上支障のある児童・生徒	委員会に届け出て、またはその承認	
	を受けて使用しているものの費用	
○学用品の給与は、次に掲げる	・高等学校等生徒	
ものを被害の実情に応じ現物	正規の授業で使用する教材費	
支給	●文房具・通学用品	
• 教科書	・小学校児童1人につき4,400円	
・文房具	・中学校生徒1人につき4,700円	
• 通学用品	・高等学校等生徒1人につき5,100円	

(出典:練馬区地域防災計画(平成29年度修正))

第3編 第1章 第4節 5 被災文化財の修復等

資料第031-12 【参考】阪神・淡路大震災における文化財の復旧支援制度(神戸市)

文化財の復旧支援制度について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された対策は以下の とおりである。

阪神・淡路大震災では、神戸市内の国指定・県指定・市指定文化財のうち有形の文化財249件のなかで94件が被災した。このうち、建造物関係は80棟と全体の85%を占めている。こうした文化財の震災復旧工事に関して、次のような震災特例措置が講じられた。

①国庫補助制度の拡充

国指定文化財については、従来の国庫補助率50%が70%~85%に、伝統的建造物についても50%が70%に引き上げられた。

②阪神・淡路大震災復興基金による助成

指定文化財については、国・県・市からの補助金を除いた所有者負担の2分の1が助成された。また、 未指定の文化財についても一定の修理助成が行われた。

③モーターボート特別競争収益金を活用した支援

市内の観光地の他、北野町・山本通地区周辺の公的支援を受けていない建造物等の修理に対して助成が 行われた。

④ (財) 文化財保護振興財団による助成

主に、文化財としての指定を受けていない美術工芸品等の修理に対して助成が行われた。

(出典:神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日)

資料第 032-1 現地調査に関する実施方針

○ 現地調査の目的

特に甚大な被害を受けた地域に対する今後の産業復興施策を検討するため、都が直接現地調査を実施する必要があると判断する場合には、当該区市町村とも連携しながら、詳細な被害状況等の把握のための調査を行う。

○ 現地調査班の編成

局調査担当を中心に、事業所管各部も含めた体制により編成する。なお、必要に応じて当該区市町村の 事業所管部門に対して人員派遣を要請することとする。

- 現地調査における業務内容
 - 1 詳細な被害状況の把握
 - 2 事業再開の妨げとなっている要因の把握 等
- 調査用フォーマット(例) (資料第032-3) のとおり

(参考:区市町村震災復興標準マニュアル P. 374)

第3編 第2章 第1節 1 被害状況の把握

資料第 032-2 被害・復旧状況分析班の編成等

○ 分析班の設置理由

産業復興対策を迅速かつ効果的に実施していくに当たっては、事業所被害概況調査等に基づいた被害・ 復旧状況の的確な把握がその前提となることから、各種調査結果の整理・分析を専門に行う被害・復旧状 況分析班を設置する。

○ 分析班の編成

局調査担当を中心とし、事業所管各部も含めた体制により編成する。

○ 分析班の業務

- 1 事業所被害概況調査、定期的な事業所被害・復旧状況調査等により把握した被害・復旧状況について の整理及び分析を行う。
- 2 分析結果について、他の機関との連絡調整窓口である総務部に対して報告する。
- 分析用フォーマット (例) (資料第 032-4) のとおり

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 374)

資料第 032-3 事業所被害状況調査票(現地調査) 調査用フォーマット(例)

事業所被害状況調査票 (現地調査)

【調査年月日】 【調査員職・氏名】

事業所名(業種)	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況 (全壊(焼)・半壊(焼)・ 一部損壊・無被害)	
事業被害状況 (被災前との比較等)	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 (緊急度)	
その他	

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.375)

資料第 032-4 事業所被害・復旧状況分析表 分析用フォーマット (例)

事業所被害・復旧状況分析表

【分析年月日】

【分析者職・氏名】

1 事業所被害状況分析表

	建物被害状況(件)					事業再	開予定時期	月 (件)		
		全壊	半壊	一部損	無被害	一週間	一ヶ月	三ヶ月	三ヶ月	再開困
		(焼)	(焼)	壊	灬以口	以内	以内	以内	以降	難
NII.	製造業									
業種	卸売業									
別	小売業									
73.1	サービス業									
	小規模									
規	中小規模									
模別	中規模									
73.1	大規模									
	都心・副都心									
Life	城東地域									
地	城南地域									
域別	城西地域									
נינג	多摩地域									
	島しょ地域									

2 事業所復旧状況分析表

				現在の景況					今後3ヶ月の見通し					
		事業再開率	業	€況 (%	(₀)		:高(別 司月日 (%)		業況(%)		5)	売上高 (当月 比) (%)		
		(%)	良い	普通	悪い	増加	同様	減少	良い	普通	悪い	増加	同様	減少
	製造業													
業種	卸売業													
性別	小売業													
73.3	サービス業													
	小規模													
規	中小規模													
模別	中規模													
73.1	大規模													
	都心・副都心													
地	城東地域													
地域	城南地域													
別	城西地域													
""	多摩地域													
	島しょ地域													

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.375)

資料第 032-5 【参考】神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度

賃貸型仮設共同工場について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「神戸市被災企業 用仮設賃貸工場制度」は以下のとおり。

神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度は、震災により工場を失った中小企業に対し、自ら工場を確保するまでの間、暫定的に低廉な賃料(500 円/㎡・月)で操業の場を提供することを目的とし、長田南部で3団地52戸、西神地区で3団地118戸、計170戸の仮設賃貸工場を建設した(下表)。

建設にあたっては、通産省が中小企業事業団の高度化資金融資制度の特例を創設し、高度化事業は 本来民間の事業協同組合等を事業主体に想定していることから、仮設賃貸工場は(財)神戸市都市整備 公社が建設した。

平成7年2月25日から第1次募集、3月21日から第2次募集を行った結果、約250社が入居した。 入居期限は最長5年であり、11年10月1日現在157社が入居している。仮設賃貸工場を既に転出・ 退去した企業は92社で、その内訳は操業場所の確保によるものが36社、廃業・倒産18社、不明38 社である。

退去した正素は多	2 111. C、 て () P 1	八八八条未物のマルは木に、	とのののいって	、庶未、問題	至 10 仁、	(LAN) 90
社である。						
		表 仮設賃貸工場	一覧			
団地名	対象業種	供用期間	規 t 戸 数	英 計	用:	地

団地名	対象業種	供用期間	戸数	計	用地
神戸インナー 第4工業団地	機械金属	平成7年4月1日 ~ 平成12年3月31日	75 ㎡× 2 戸 80 ㎡× 2 戸 85 ㎡× 5 戸 95 ㎡× 7 戸	16 戸 1, 285 ㎡	土地開発公社 (1,500 ㎡) 都市計画局 (1,000 ㎡)
苅藻島	ケミカル	平成7年4月1日 ~ 平成12年3月31日	214 m²× 5戸	5戸 1,070㎡	理財局 (2,000 ㎡)
南駒栄	ケミカル	平成7年5月1日 ~ 平成12年4月30日	198 ㎡×25 戸 100 ㎡× 6 戸	31 戸 5, 550 ㎡	都市整備公社 (12,000 ㎡)
神戸ハイテク パーク	機械金属	平成7年6月17日 ~ 平成12年6月16日	240 ㎡× 3 戸 120 ㎡×26 戸 60 ㎡×24 戸	53 戸 5, 280 ㎡	都市整備公社 (23, 500 ㎡)
興亜池公園	ケミカル	平成7年6月3日 ~ 平成12年6月2日	214 ㎡×13 戸 58 ㎡×17 戸	30 戸 3, 768 ㎡	港湾整備局 (7,500 ㎡)
高塚台	ケミカルその 他	平成7年6月27日 ~ 平成12年6月26日	240 ㎡× 9 戸 120 ㎡× 5 戸 48 ㎡×21 戸	35 戸 3, 768 ㎡	建設局 (8,900 ㎡)
	合 請	+	170戸 20,	721 m²	56, 400 m²

(出典:神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日)

資料第 032-6 【参考】中小企業高度化資金の特例措置(神戸市)

仮設共同工場・店舗設置に係る融資制度について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「中小企業高度化資金の特例措置」及びその申込要領は以下のとおりである。

1. 仮設工場・店舗設置に係る中小企業高度化資金の特例措置

目	é ′	地方公共団体が拠出している公益法人等が、阪神・淡路大震災で被害を受けた中 小企業に賃貸するため、貸工場(仮設工場を含む)を設置する。
	寸の対象 業主体)	
要	件	①激甚災害特別財政援助法の指定地域内で実施すること ②地方公共団体が作成する復興計画等に即して実施される事業 ③当該事業が被災地域の中小企業の復興を支援するための建物等を設置するもの であること ④被災中小企業が5名以上入居すること ⑤原則として製造業が入居すること ⑥入居期間はおおむね5年
貸	利益	無利子
付	償 還	20 年以内(据置期間含む)
条件	据置	5年以内
	助成割合	90%以内
貸	付対象	建設費、土地取得費(造成費含む)、借地にかかわる費用(敷金除く)

(出典:神戸市「阪神・淡路大震災-神戸市の記録」)

2. 申込要領

申込資格	(1)被災時に神戸市内で製造業を営んでいた企業 (2)工場が焼失または倒壊により製造業を営むことができなくなった者 (要り災証明書) (3)仮設工場において自ら製造業を営み、かつ製造を行う者(製造業の規定は日本標準産業分類による) (4)集団化・共同化を図るなど、将来的に自立する意欲のある企業 (5)神戸市内に本社又は主たる事業所を有する企業であること (6)6年度市民税を滞納していない者 (7)入居決定後、神戸市の指定する入居時期に速やかに入居し操業開始できる者
利用期間	入居日から3年間(ただし、その後2年間を限度に更新が可能)
費用負担	家賃:月額 500円/㎡ 共益費:月額 10円/㎡ 敷金・保証金不要 その他電気・水道・光熱水費は実費負担

(出典:神戸市「阪神・淡路大震災-神戸市の記録」)

資料第 032-7 賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート(案)

用地番号	(調査日)	年 月 日	(調査者)
地盤状況	□異常なし	□一部亀裂・隆起	□亀裂・隆起 □液状化
道路の被害状況	□異常なし	□一部亀裂・隆起	□亀裂・隆起 □液状化
上水道の被害状況	□異常なし	□一部破損	□破損
下水道の被害状況	□異常なし	□一部破損	□破損
電気の被害状況	□異常なし	□一部破損	□破損
電話の被害状況	□異常なし	□一部破損	□破損
ガスの被害状況	□異常なし	□一部破損	□破損
備考			

(出典:区市町村震災復興標準マニュアル P. 377)

資料第 032-8 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策(中小企業対策、農林水産対策)

<中小企業対策>

- ◎ 融資制度
 - 1 災害復旧のための現行融資制度

【東京都中小企業制度融資】

① 災害復旧資金融資

■対象者: 都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である 企業及 び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの

■対象災害:次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの

(1) 災害救助法の適用があった災害

(2) (1) のほか特に必要なもの

■限度額 : 一災害につき 8,000 万円

■期間 : 運転資金・設備資金 10 年以内 (据置期間1年以内を含む)

■利率 : [固定金利]年1.7% (責任共有対象)

[固定金利]年1.5%(責任共有対象外)(平成27年4月1日現在)

ほか、小規模企業向け融資、一般事業資金融資、経営支援融資等がある。

【日本政策金融公庫の融資制度】

① 災害貸付

■対象者: 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方(直接被害者)及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方(間接被害者)

■限度額: 各貸付の融資限度額に、1災害あたり3,000万円を加えた額(特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。)

■利率 : 各貸付の利率(特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。)

■期間 : 運転資金・設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

② 災害復旧貸付

■対象者 : 公庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者

■限度額 : (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず1億5,000万円

(代理貸付) 既往債務残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円

■利率 : 基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)

■期間 :10年以内(うち据置期間2年以内)

【商工組合中央金庫の融資制度】

① 災害復旧貸付

■対象者 : 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者

■限度額 : 特に定めず■利率 : 所定利率

■期間 : 設備資金20年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金10年以内(うち据置期間3年以内)

【中小企業基盤整備機構の高度化事業】

① 災害復旧高度化事業

■対象者 : 既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災

した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者

■限度額 : 事業費の90%

■利率 :無利子

■期間 : 20 年以内(据置期間3年以内を含む)

2 新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行融資制度 【東京都中小企業制度融資】

創業融資

次のいずれかに該当するもの

- ・ 事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの
- ・ 創業した日から5年未満である中小企業者又は組合
- ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社
- ② 設備更新·企業立地促進

次のいずれかに該当する中小企業者

- ・ 事業の実施に必要な機械・装置、工具・器具・備品等の増強、改良又は補修等を行うもの
- ・ 都内において工場・事務所の新増設又は移転等を行うもの
- ③ チャレンジ

次のいずれかを行う中小企業者又は組合

- ・ 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
- 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
- ・ 当該年度において東京都が重点的支援を行う事業等

以上のほかに、新保証付融資制度、東京都動産・債権担保融資(ABL)制度、女性・若者・シニア 創業サポート事業等がある。 第3編 第2章 第3節 2 産業融資あっせん等の充実

【日本政策金融公庫の融資制度】

① 新企業育成貸付

(新規開業資金)

現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める者で現在勤めている企業に継続して6年以上勤めている者もしくは同じ業種に6年以上勤めている者、大学等で習得した技能と密接に関連した職種に継続して2年以上勤めている者でその職種と密接に関連した業種の事業を始める者、技術やサービス等に工夫を加えたようなニーズに対応する事業を始める者、雇用の創出を伴う事業を始める者、開業後概ね7年以内の者

(女性・若者/シニア起業家資金)

女性又は30歳未満か55歳以上の者であって、新たに事業を始める者、事業開始後おおむね7年 以内

② 企業活力強化貸付

(新事業活動促進資金)

経営革新や新分野進出を行う者

(企業活力強化資金)

卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む者で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、新 分野進出などを行う者

(IT活用促進資金)

情報化投資を行う者

(地域活性化・雇用促進資金)

事業の拡大等のための設備投資を行うことにより、雇用の増加が見込まれる者

(環境・エネルギー対策資金)

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入設置する方または環境対策の促進を 図る者 社会環境対応施設整備資金

災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方、地上放送のデジタル化により発生した不要 施設を撤去する者

以上のほかに、セーフティネット貸付等がある。

【商工組合中央金庫の融資制度】

① 新事業活動促進資金

経営革新支援法に基づき経営革新計画の承諾を受けた中小企業者

② 新事業育成資金

技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫 の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者

【日本政策投資銀行の融資制度】

- ① 知的基盤整備(新技術開発)
 - 高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラント等の建設資金及び研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金等
- ② 知的基盤整備 (新規事業育成)

高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難な企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供等を行うための資金

以上のほかに、経済構造改革(規制緩和・事業革新等)等がある。

【中小企業基盤整備機構の高度化事業】

① 集団化事業、集積区域整備事業、共同施設事業等の高度化事業がある。

震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度や、その他の経済・社会情勢を 踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間 等の条件の緩和を検討・要請する。

3 震災復興のために検討すべき特例措置

- ① 東京都及び政府系中小企業金融機関の既往融資に係る負担軽減措置の検討 震災による被害が債務者の償還能力に及ぼした程度等に応じ、震災発生前に東京都及び政府系中 小企業金融機関が既に行っていた融資に係る返済の猶予、利払いの軽減等の負担軽減措置を検討・ 要請する。
- ② 現行融資制度に係る融資条件の緩和の検討

震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度やその他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件の緩和を検討・要請する。

③ 復興基金等による利子補給の検討

復興基金が設置され、又は(公財)東京都中小企業振興公社の中小企業振興基金に対して財源手当てがなされる場合には、東京都及び政府系中小企業金融機関の現行融資制度による融資について、これら復興基金等から利子補給を行うことを検討・要請する。

④ 新たな融資制度の検討

被災区域内においてライフラインの復旧工事、大規模小売店舗等生活基盤施設の復旧工事、地域 の経済基盤としての機能を果たす事業の復興を図る工事等を行う事業者に対する融資制度を日本政 策投資銀行に新たに設けるよう要請する。

以上の諸措置のほか、復興の過程で活力ある産業を生み出すために特にてこ入れすべき分野がある場合には、当該分野について東京都及び政府系中小企業金融機関等に新たに融資制度を設けることを検討・要請する。

◎ 補助制度等

- 1 事業再開の場の確保・提供のための補助制度の検討
 - ① 商店街共同仮設店舗整備費への補助の検討 復興基金が設置される場合には、被災した商店街・小売市場が整備する共同仮設店舗の建設費等 に対して助成を行うことを検討する。
 - ② 商店街共同施設建設費への補助の検討 被災した商店街等が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費に対し、助成を行うことを検討する。

2 新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行支援・助成制度 【東京都の支援・助成制度】

- ① ものづくり新集積形成支援事業 中小企業一社では達成困難な高付加価値製品の開発や幅広い受注など、明確な事業目的をもって 共同事業に取り組む中小企業のグループや企業間ネットワークに対する支援
- ② 工場等集団化指導 地域の工業、卸売業及び小売業が適地に集団化移転するための指導及び工場適地調査等
- ③ 中小企業経営・技術活性化支援事業 産業構造の転換等の経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、中小企業に対して経営・技術 の活性化に必要な経費を助成し支援する。
- ④ 東京都は以上のほか、地域の産業活力の創造、新分野への進出支援、商業の活性化等のために様々な事業を行っている。

3 震災発生後における地域産業の再建及び活性化に対する一層の支援・助成

① 地域産業の再建及び活性化を促進するための支援事業 商談会等の開催、産業復興イベントの開催、物流ルートの確保等により、地域産業の再建及び活性化を図る。

中小企業のための総合相談窓口等を設置し、被災中小企業者等からの各種相談に応じる。

② 新たな支援・助成制度の創設の検討 復興基金が設置される場合には、被災中小企業等で構成する団体等が地域産業の復旧・復興を図 るために実施する販路開拓、人材育成等の共同事業に対して助成を行うことを検討・要請する。

<農林水産対策>

◎ 融資制度

① 日本政策金融公庫の融資 ※農業関係資金のみ抜粋

区分	資金の種 類	融資対象となる 事業	貸付けの相手 方	利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
農業	農業基盤整備資金	農地若しくは 牧野の保全又は 利用上必要な施 設の災害復旧	農業を営む 者、土地改良 区・同連合会、 農協、同連合会 等	災害 0.40 ~ 1.00%	25 年以	10年以内
関係資金	農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設等の復 旧、果樹の改植 又は補植	農業を営む 者、農協・同連 合会	災害 0.40 ~ 1.00%	15 年以 内 (果樹 の ひは補 植は25 年以内)	3年以内 (果樹の 改植又は 補植は10 年以内)
	農林漁業 セーフテ ィネット 資金	災害により被害 を受けた経営の 再建に必要な資 金 (原則として 天災)	農林漁業者	災害 0.40 ~ 0.55%	10 年以	3年以内
共通	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の 生産、流通、加 工、販売に必要 な共同利用施設 及びその他共同 利用施設の復旧	農協・地域合 会、 ・同連合 会、 ・同連合・ ・同連合・ ・同連合・ ・同組合・ ・同組制 ・同組制 ・同組制 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	災害 0.40 ~ 1.00%	20 年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

第3編 第2章 第3節 2 産業融資あっせん等の充実

② 経営資金等の融通

区分	資金の種 類	融資対象となる 事業	貸付けの相手 方	利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
天災資金(一般及び	経営資金	種苗、肥料、 漁業用燃油等の 購入等	被害農林漁業者	特別被害 者*1 3.0%以内 3割被害 者*2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以 内~6 年以内 (激甚炎 害の場合 は4年以 内~7年 以内)	_
激	事業資金	天災により災 害を受けたため 必要となった事 業運営資金	被害組合及び連合会	6. 5%以内	3年以内	_

※1:特別被害地域内の特別被害農林漁業者

※2:被害農林漁業者で、天災による農林水産物の損失額が平年の総収入額のそれぞれ3割以上の者 (特別被害地域内の特別被害農林漁業者を除く。)

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.380-386)

資料第032-9 雇用維持の要請文書(案)

文書番号
〇〇年〇〇月〇〇日
各
練馬区長
被災事業所における雇用の維持について(依頼)
今回の震災に伴い、直接的又あるいは間接的に被害を受けられた皆さまには謹んでお見
舞い申し上げます。
震災の被害により、営業を停止あるいは縮小せざるを得ない事業主の方も多いかと存じ
ますが、生活の再建に向けて頑張っておられる多くの従業員において経済的基盤である雇
用の行く末に不安を感じておられる方も少なくありません。
つきましては、貴団体に所属する事業主の皆さまにおかれまして、できうる限り雇用の
維持に努めて頂けるよう、貴団体からも要請して下さるようお願い申し上げます。
なお、区としても、都と連携を図りながら、下記の通りの雇用維持に対する支援策につい
て情報収集に努めております。
厳しい環境の中ご苦労されているとお察しいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。 す。
, o
記
(雇用維持支援策)
$\circ \cdots \cdots \circ$
$\circ \cdots \circ \circ$
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(都震災復興マニュアル (復興施策編) P.529 をもとに作成)

担 当:

資料第 032-10 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策 (雇用就業対策)

〈雇用就業対策〉

- ◎ 助成金制度
 - 1 雇用維持のための現行助成金制度

【雇用調整助成金】

- ■対象事業主:景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主
- ■受 給 額:・休業等の場合 休業手当×1/2 (中小企業事業主2/3) 〔教育訓練を行う場合は、訓練費として1人1日1,200円加算〕
 - ・出向の場合 出向元事業主の負担額imes 1/2 (中小企業事業主 2/3)
 - ※ 1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度
- ■受給期間:・休業等の場合雇用調整期間の初日から起算して3年間 「支給限度日数:初回1年間で100日。3年間で150日〕
 - ・出向の場合 1年以内の出向に係る期間
- 2 再就職支援のための主な助成制度

【雇用調整を行わざるを得ない事業主向け】

- ① 労働移動支援助成金(求職活動給付金及び再就職支援給付金) 事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対し、求職活動等のための休暇の付与、 再就職相談室の設置等を行う事業主又は民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再 就職を実現させた事業主に、助成金を給付
- ② 退職前長期休業助成金

事業規模の縮小等により、退職希望者の募集を余儀なくされた事業主が、退職希望者の求職活動のための休業を行った場合及び当該休業期間中の教育訓練の支援を実施した場合に、休業手当相当額及び教育訓練費の一部を支給

【雇い入れを行う事業主向け】

- ① 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金) 高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を支給
- ② 試行雇用(トライアル雇用) 奨励金 業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけと するため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合に、 奨励金を支給
- ③ 労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金) 雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者の雇入れ、移籍による労働者の受入れ、又は在籍 出向から移籍への切り換えによる労働者の受入れを行い、それらの労働者に対して訓練(0ff-JT

又はOff-JT+OJT)を行った事業主に、助成金を支給

3 震災時における雇用の安定のために検討すべき特例措置

① 雇用調整助成金に係る特例措置等の国への要請

支給対象事業主の要件として「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主」であることが定められている。この経済上の理由に「震災の影響を含めること及び書類の焼失、散逸等により要件の確認が困難なものに係る特例措置」について検討の上、国に対して要請する。

また、震災の被害が事業主の雇用維持に及ぼす程度や地域の雇用情勢等を勘案し、雇用機会の増大を図るため、雇用調整助成金及び特定求職者雇用開発助成金の助成率の上乗せ、支給対象被保険者の範囲の拡大、支給期間の延長等についても検討の上、国に対して要請する。

- ② 雇用創出事業実施に係る交付金の国への要請 被災時における雇用創出事業を、地域の判断で実施可能とする交付金を国に対して要請する。
- ③ 都における奨励金支給等の検討

上記①及び②の要請後も国による対応がなされない場合、又は対応がなされたものの状況に改善が 見られない場合は、都が奨励金の支給や雇用創出事業等を行うことを検討する。

なお、雇用創出事業の検討に当たっては、必要に応じ、国が東日本大震災時に実施した緊急雇用創 事業(震災等緊急雇用対応事業等)などのスキーム等を参考にするものとする。

④ 新たな支援制度の検討

雇用の維持・安定や離職者の再就職促進等を積極的に行うため、国の助成制度等を補う支援制度に ついて必要性の検討を行う。

◎ 失業等給付制度

【離職者の生活支援のための主な失業等給付】

① 求職者給付(基本手当)

雇用保険の被保険者が離職し、働く意思と能力がありながら就職できない状態(失業)にあり、原則として離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上ある者に、基本手当を支給

② 求職者給付(技能習得手当)

公共職業安定所長の指示により2年以内の公共職業訓練等を受講する基本手当の受給資格者等に対し、技能習得手当を支給

(出典:区市町村震災復興標準マニュアルP.387-389)